

総務委員会資料

1 所管事務の調査（報告）

(1) 「川崎市農業振興計画」の策定について

資 料 川崎市農業振興計画（案）に関するパブリックコメントの実施結果について

参考資料1 川崎市農業振興計画（案）〔概要版〕

参考資料2 川崎市農業振興計画（案）

経済労働局

令和8年3月12日

川崎市農業振興計画（案）に関するパブリックコメントの実施結果について

1 概要

本市では、平成 28 年 2 月に川崎市農業振興計画を策定し、農業者の生産意欲や市民の農業理解の向上を目指してまいりましたが、農地・農業者の減少に加え、市内で農業が行われていることを知っている市民の割合は約 50%（※）に留まっています。

気候変動や農業資材の高騰、新技術の導入など社会経済環境の変化を的確に捉えて取組を進め、まだまだ知られていない市内農業の認知度向上を目指すため、新たな計画（案）をとりまとめ、市民の皆様から御意見を募集しました。

その結果、36 通（意見総数 95 件）の御意見をお寄せいただきましたので、その内容とそれに対する本市の考え方を次のとおり公表します。

（※）令和 6 年度第 1 回かわさき市民アンケートより

2 意見募集の概要

題 名	新たな川崎市農業振興計画（案）について市民の皆様からの意見を募集します
意見の募集期間	令和 7 年 12 月 1 日（月）～令和 8 年 1 月 5 日（月）
意見の提出方法	意見提出フォーム、電子メール、郵送、持参、F A X
募集の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市政だより ・ 市ホームページ ・ 情報プラザ（本庁舎復元棟 2 階） ・ 各区役所（市政資料コーナー） ・ 支所及び出張所（閲覧コーナー） ・ 各区市民館、各市立図書館 ・ 川崎市都市農業振興センター 等

3 意見募集の結果

意見提出数（意見総数）	36 通（95 件）
内訳：意見提出フォーム	26 通（55 件）
電子メール	3 通（28 件）
F A X	7 通（12 件）
郵送	0 通（0 件）
持参	0 通（0 件）

4 意見の内容と対応

川崎市農業振興計画の策定に向けた意見として、農業の担い手育成・確保や、農地の保全・活用の推進、市民の農業への理解促進に関する意見や要望などが寄せられました。寄せられた意見が、案に沿ったもの、今後の取組を進めていく上で参考とさせていただくもの、案に対する質問・要望などであったことから、所要の整備を行った上で、川崎市農業振興計画を策定いたします。

① 意見の内容と対応

- A：御意見の趣旨を踏まえ、新たに計画（案）に反映するもの
- B：計画（案）の趣旨に沿った御意見であり、既に計画（案）に反映されているもの
- C：御意見の趣旨を踏まえ、今後参考とするもの
- D：計画（案）に対する要望・質問等であり、内容を説明するもの
- E：その他

② 意見の件数と対応区分

項 目	A	B	C	D	E	計
(1) 「川崎市農業振興計画」全般に関すること	1	15	3	6	0	25
(2) - 1 農業の担い手育成・確保に関すること	0	17	3	2	0	22
(2) - 2 農地の保全・活用の推進に関すること	0	6	4	1	1	12
(2) - 3 市民の農業への理解促進に関すること	0	10	9	2	0	21
(3) その他	0	7	5	3	0	15
合 計	1	55	24	14	1	95

5 具体的な意見の内容と市の考え方

(1) 「川崎市農業振興計画」全般に関すること (全 25 件)

No.	意見の概要	意見に対する本市の考え方	区分
1	<p>10 年程前から市民農園を利用している。大変ありがたい制度に感謝している。近所の専業農家からノウハウを教えていただき、最近では近所にお裾分けが出来るようになり、周りから感謝されるとともに体も使うことから健康にもよい。その農家では作物を直販しており自分で栽培していない新鮮な野菜を購入できることは川崎の良さだ。<u>市民農園では 10 年前に比べると若い世代が加わるようになり、農業への理解が進んできたような印象がある。子どもも手伝っている様子を見ると嬉しく感じる。やはり農産物は食の安全保障の最重要な課題でもあるため、国政がもっと力を入れていただきたい。当計画にはその一部が立案されているので結構かと思う。</u></p>	<p><u>持続的な食料生産・供給の確保や本市農業の持続には、農産物を生産する農業者の存在が不可欠であることから、担い手の育成・確保に向けて取り組むとともに、都市農業の安定的な継続のためには、市民の農業理解の促進も必要であることから、今後も農業体験機会の創出に取り組んでまいります。</u></p>	B
2	<p><u>現在の農業従事者には「辞めたい」、「自分の土地に子どもの住居を建てたい」といった当たり前の思いを持っている方々も存在する。その方々の気持ちを汲んだ柔軟な計画になっているのか。どこかで施策のために市民の人生に制約を付けていないかどうかを伺いたい。</u></p>	<p><u>本計画の策定にあたり、農業者の方からも意見をいただいております。農業所得の向上に向けて取り組んでいる方のほか、農地を次世代につなぐために、農地を管理していただいている方もいることを認識しています。本計画の趣旨としては、農業を次世代につなぐための主要な施策として、力強い農業経営の推進や適正な農地の保全・活用の促進等を設定しており、担い手の経営改善を進め、農業を振興することを主な目的としていることから、「農業振興計画」という名称を設定している一方、本計画の P.7 の緑四角囲み内「3.多面的な機能を有する農地は、農業者の責任感とたゆまない努力によって維持されています。」と記載するなど、「業」としてではなく「農」に従事いただいている方の存在もお示ししたところであり、こうした農地を保全いただいている方への農地貸借の手続きなどについても引き続き支援を行ってまいります。</u></p>	D

3	<p>市の各機能との横断的な連携についてだが、農業振興は農政分野だけで完結するものではなく、観光、産業振興、教育、福祉、環境など、市の各部局との横断的な連携が重要である。例えば、地域資源としての農産物の観光活用、学校教育や食育との連携、福祉事業や就労支援との連携、など、市全体で農業を支える視点を、計画の中でもう一步踏み込んで示していただきたい。</p>	<p>本市農業施策につきましては、本計画のほか、本市が目指す都市像を示す総合計画や、経済労働局全体に関わるかわさき産業振興プランをはじめ、緑に関する計画や、観光、食育など、様々な関連計画に位置付けられています。他分野と連携する主な取組について計画に記載しておりますが、全ての関連する取組みを盛り込むと重点的な取組がわかりにくくなる可能性があることから、現在の記載に留めているところです。</p> <p>引き続き、各計画における取組との連携を図りながら、基本目標の実現に向けて取り組んでまいります。</p>	B
4	<p>本計画は、農業者の高齢化や農地減少という現実を正面から捉えつつ、「今後4年間で何に集中すべきか」を明確にした、完成度の高い構成となっている。一方で、人口減少が不可逆的に進む中では、従来型の“人を増やす・守る”農業振興から、“人が少なくても回り続ける農業構造”への転換が不可欠である。本計画を「正しい計画」から「未来を切り拓く計画」へ最適化するための視点として、全体構造・重点施策・評価指標の3層でアドバイスしたい。</p> <p>全体構造に対するアドバイスとしては、「危機感」から「変化のストーリー」へ昇華すべきと考えている。本計画では、「農業者数の減少」、「経営主の高齢化」、「農地の縮小」といった危機の事実は十分に示されているため、今後はこれに加え、「この4年間で、誰が・どう変わるのか」を明示することで、関係者の行動を促す計画に進化させることが重要である。</p> <p>改善の方向性としては、1枚のストーリー図で次の「現在」と「4年後」を対比させることを提案する。「現在」においては、高齢・分</p>	<p>本計画で提示いたしました重点施策につきましては、基本目標である「豊かな『農』ある暮らしを次世代へ」引き継いでいくため、今後4年間において重点的に取り組むものであり、その効果につきましては、計画期間を通じて検証・改善し、取り組んでいくものです。一方で、近年の気候変動など社会経済環境の変化が大きいことから、計画において将来のシナリオを具体的に示すことは難しいと考えており、施策の成果や、環境の変化に柔軟に対応できるよう現計画案のような表記をしているところです。農業者数や農地の減少が今後さらに進行する可能性があるとの危機感を持ち、常に施策を検証・見直しながら、取り組んでまいります。</p>	D

	<p>散・経験と勘に依存した個別経営、人海戦術の限界、「4年後」においては、中間層が厚くなり、データに基づく経営判断が行われ、農地が循環し、人手不足を「技術と仕組み」で補える体制。</p> <p>また「10年後の未対策シナリオ」として、労働供給の限界（物理的に農地を維持できなくなる点）を補足し、労働生産性向上への転換が不可避であることを明確にする。</p> <p>（同趣旨他1件）</p>		
5	<p>重点施策①②については「循環モデル」として再定義するものとする。</p> <p>現在の重点施策は、① 農業経営（人・経営）、② 農地（土地・基盤）として整理されているが、今後はこれらを「データと技術」を触媒とした循環構造として描くことが重要。</p> <p>循環の考え方とは、伴走支援による経営改善・見える化であり、これにより信用力が向上し、農地の引き受け手になれるものと考えられる。また、農地の確保・基盤整備については、規模を拡大したり、スマート農機を導入することで、労働生産性が向上し、経営安定・所得向上の効果が出る。この循環を回すことで、「儲かる農業」「続けられる農業」を実現する計画であることを強調できる。</p>	<p>重点施策の①及び②につきましては、御意見のとおり、耕作可能な貸出農地が少ないことから、②で農地貸借を促進することで地域の農業を担う農業者や新規就農希望者への集積を図ることを目的としており、①の伴走支援を通じて農地の借受け希望や経営計画を把握することで農業経営の安定化、所得向上につながることを目的としており、本計画の成果指標である「認定農業者の経営体数」や「市街化調整区域での農地貸借面積」と関連付け、アウトカムとして設定することで、施策成果の見える化を図ってまいります。</p> <p>これらの成果指標を着実に達成していくことにより、市内農業者の持続可能な農業の実現を目指してまいります。</p>	B
6	<p>農地維持の受け皿としてサービス事業体を戦略的に位置づけることを提案する。将来的に、地域内の個人農家だけですべての農地を維持することは困難になる。農作業受託やシェアリングを担う農業支援サービス事業体を、農地貸借の重要な受け皿として位置づける視点が重要である。これは「代替手段」ではなく、分業型農業構造</p>	<p>農業者の高齢化や後継者不足のなか、農地の有効活用に向けた新たな担い手の確保等により本計画を推進してまいります。</p>	B

	への転換を支える戦略資源として評価されるべきものである。		
7	<p>将来像としての地域エコシステム構築を提案したい。これは地域データ連携基盤という中長期ビジョンを描くもので、個々の農業者の努力だけに依存せず、JA・自治体を中心となって気象・生育・市況等のデータを共有する地域データ連携基盤を将来像として位置づけることも有効である。</p> <p>これは、「熟練農家の知見の継承」、「新規就農者の早期定着」、「産地全体の品質・生産性向上」につながる、次世代型の農業振興モデルとなる。</p>	<p>本市農業の特徴として、農地のおよそ 65%が市街化区域に、残り 35%が市街化調整区域にあり、販売農家と自給的農家の割合がおおよそ半々であり、多様な農業経営がなされていることにあります。そのため、本計画におきましては、限られた資源の中で、持続可能な農業を実現するため、将来の地域農業を担う意欲ある担い手への支援に重点的に取り組むことが効率的、効果的であると考え、農業経営の拡大を図る中間層の引き上げを目的とした経営支援及び農地貸借を進める施策を重点施策と設定したところです。</p> <p>これらの重点施策を含め、本計画全体について、JA セレサ川崎と同じ方向を向いて策定に取り組んできたところであり、今後も個々の農業者では解決が難しい課題について、一体となって対応してまいります。</p>	C
8	<p>農業経営における環境は容易ではないが、この環境に対して知恵を絞りながら克服していく事で、さらに強い農業が出来るようになると思う。</p>	<p>本計画は、農業を取り巻く環境が一層厳しさを増している現状を踏まえ策定に向けて取り組んでおり、現行計画の考え方を継承し、力強い農業経営に向けて推進してまいります。</p>	B
9	<p>本計画案を拝見し、重点施策である「伴走支援」や「農地貸借の奨励金」など、就農後の支援体制が非常に充実している点に感銘を受けた。しかし、これらの優れた施策が十分に機能するためには、その前段階である「認知獲得」への戦略的投資が不可欠であると考え、次の通り提案する。</p> <p>1 点目は課題の認識「待ちの姿勢」への懸念についてである。計画案にある新規就農者へのアプローチは、基本的には「すでに農業に関心がある人が、市に問い合わせるのを待つ」という姿勢に見受けられる。現状、年間 5～10 人程度にとどまっている新規参加者を飛躍的に増やすには、既存の顕在層への対応だけでは不十分だと考</p>	<p>本市に新たに就農された方の数は年間 5～10 人程度で推移しており、非農家で、農業への新規参入を希望する本市への相談者数は、R7 年度だけでも 30 人以上となっており、本市の新規参入の課題は、新規参入者へ貸借が可能な土地が限られていることなどが挙げられます。</p> <p>こうした課題を踏まえて、農地貸借の促進に向けて、奨励金の交付や不耕作状態の農地の整地の補助などの重点施策②「農地貸借に向けた奨励」に取り組む予定です。</p> <p>重点施策については、施策効果を踏まえて 4 年毎に見直し、柔軟に対応することとしていることから、課題の捉え方に差異がある場合</p>	D

	<p>えられる。</p> <p>2点目は「潜在層」への積極的なアプローチを提案するものである。ターゲットを「農業に関心がある市民」に限定せず、「現在、転職活動を行っているビジネスパーソン」など、農業を職業の選択肢として認識していない層まで広げるべきだ。続いて、施策の認知拡大についてである。どれほど手厚い「伴走支援」や「奨励金」があっても、その存在が知られていなければ効果は限定的であるため、まずは施策自体の認知度を高め、検討の俎上に載せてもらうことを最優先すべきである。</p> <p>3点目は予算配分の見直しについてである。前述の認知獲得には、相応のPR費用や広告宣伝費が必要である。限られた財源の中で効果を最大化するためには、既存の農業者向けの補助金やハード整備への予算の一部を削ってでも、まずは「担い手の母数」自体を増やすためのPR・広告宣伝費に予算を重点配分すべきではないか。私にとっては、この農業振興計画に記載ある課題が、補助や支援が充実していないことが原因の課題では無く、マーケティングの課題だと感じられた。つまり、農業に興味ある人、もしくは転職を考えている人に知られていないことが大きな問題だと思う。</p>	<p>には、課題を捉えなおし、新たな施策を検討してまいります。</p>	
10	<p>従来とは異なり、スライド形式で見やすく整理された計画書である。また第1期（4年間）の重点施策を別冊としていることも良いアイデアであると思う。</p>	<p>本計画は、電子での配布を主とし、現計画のA4縦型のレイアウトからスライド形式に変更し、文字や配色等も見やすさを考慮した作りとしています。</p> <p>また、計画の対象期間は12年間ですが、重点施策につきましては、農業者数・農地の減少が加速する恐れへの危機感を持った対応として、4年間とし、成果・評価等に応じて見直しを図ってまいります。</p>	B

11	P.2の「(1) 計画策定の趣旨」には「自然環境の変化(温暖化、地震や集中豪雨等の災害)、食に対する不安の拡大など」についても記述されると良いのではないか。	農業を取りまく環境におきましては、近年多様な変化が見られており、他にも同様の御意見が寄せられていることから、P.2の(1) 計画策定の趣旨の②に、「～農業資材の高騰のほか、温暖化等の気候変動や食に対する不安の拡大など、農業を取りまく環境が一層厳しくなっています。」と補記しました。	B
12	P.4の「特色⑥」の文章は他の5点とニュアンスが異なる感じがする。例えば「栽培指導等を行う施設として昭和34(1959)年に設置された園芸技術普及農場山地果樹試験地が、平成20(2008)年に川崎市農業技術センターに更新されて現在に至っています。」などのように現在進行形にする方が良いのではないか。	御指摘いただきました御意見を踏まえまして、P.4の特色⑥につきましましては、他の特色と表現を揃えるべく「栽培指導等を行う川崎市農業技術支援センターが多摩区菅仙谷に設置しています。」と現在進行形の記載に修正しました。	B
13	P.22の「豊かな『農』ある暮らしを次世代へ」という基本目標は大賛成である。せっかく農業ではなく「農」とされているのだから、「農」とは何を意味しているのか、ということについて大きく示すとアピール力が増すように感じる。	基本目標の「『農』ある暮らし」について、意味がより伝わりやすくなるよう、御意見を踏まえ、P.22の(1) 基本目標の①に「ここで示す「農」とは産業としての農業のみならず、農地の持つ多面的な機能や地域の担い手としての農業者、文化・伝統等も含めた広い概念を指します。」と加筆しました。	A
14	【別冊】3 重点施策② 農地貸借に向けた奨励についてだが、就農を希望する方に対して農地を賃借する取り組みは、大変意義があると思う一方、実際には非常に手厚い支援が必要になるとも感じる。 スタート時の支援にとどまらず、作付けの指導や農地管理について、軌道に乗るまで実践的な伴走支援がなければ、結果的に継続が難しくなる恐れもある。 農家の方々も多忙であることは理解しているが、適切な講師料等が支払われる仕組みを整えつつ、丁寧に進めていくことについて、ぜひご検討いただきたい。	農地の保全や、担い手の確保に向けた奨励を推進する一方で、経験の浅い農業者を対象とした農業技術講習会等を通じて、農業技術の向上を支援するほか、農業経営相談体制の強化、地域農業者や関係機関と連携した伴走支援に取り組んでまいります。	B

15	<p>本計画は、都市農業振興基本法および都市農業振興基本計画を踏まえ、川崎市における農業の現状と課題を的確に整理した上で、担い手確保、農地保全、市民理解の促進を柱とする施策体系を示しており、都市部における農業振興計画として評価できる内容である。特に、計画期間の前半4年間を重点施策期間として設定し、段階的に施策を展開しようとする姿勢は、計画の実効性を確保する上で重要である。</p> <p>(同趣旨他5件)</p>	<p>従来の計画において、農業経営の改善や生産緑地の指定推進による農地保全など各施策の効果が見られましたが、この間も農業者数や農地の減少傾向は継続し、自然環境の変化や資材価格の高騰など、農業を取りまく環境は一層厳しくなっていることから、豊かな「農」ある暮らしを次世代に引き継いでいけるよう、本計画においては当初4年間の重点施策の実施により、施策効果を検証し、必要に応じて見直しを行いながら、農業者・市民・JA セレサ川崎等関係機関・行政等が一体となって取り組んでまいります。</p>	B
16	<p>パブコメの意見が反映された確定版もパワポのレイアウトになるのか。パワポの内容はポイントなので、文章でしっかり説明してほしい。</p>	<p>本計画においては、伝わりやすさに重点を置き、資料の仕様をA4縦型から横のスライド形式へ変更しました。確定版におきましても今回お示しした形式で策定の予定です。</p> <p>また、仕様の変更に伴い、文章量も減少しましたが、データやグラフ、写真等を多用し、配色や構成等も見やすいように工夫することで、コンパクトかつ本市が示したい内容を網羅した構成となっています。</p>	D
17	<p>参考資料の「農業従事者のアンケート」をととても興味深く読み、回答数が思ったより少ないので、これを全市の農業従事者の状況という説明は難しいと思うが、本編に生かすことはできないのか。たとえば、「最後に」の回答で「農家として継いだ責任や意義がある」「地域の豊かな農環境を維持するなどの農業の多面的な機能の維持のため」「お客さんの喜ぶ顔が見たいから」といった内容についてである。また、こういうモチベーションを維持・発展させるような取組が、どれなのか、ということも関連づけて文章の説明があると、アンケート回答者の意欲というか聞いたことを反映した対策をしてくれているという信頼につながるのではないか。また、このア</p>	<p>今回の市内農業従事者アンケートの結果を踏まえ、令和8年度からの4年間において重点的に取り組む施策として本計画では重点施策①「JA セレサ川崎と連携した伴走支援」と②「農地貸借に向けた奨励」を、実施してまいります。アンケート及び重点施策については、「別冊：重点施策について[令和8(2026)～令和11(2029)年度]」のP.6に記載しています。</p> <p>また、アンケートの区別集計につきましては、各区の差が大きいことから、区別の回答は行わず、市全体の回答結果による公表とさせていただきます。</p>	D

	ンケート、可能であれば区別集計を示してもらえないか。どの区も同じ傾向ということなのか、区によって違いがあるのか示せると良い。		
18	<p>川崎市が今、「みどりの将来像」においてネイチャーポジティブの重要性を明確にし、循環型な暮らしの姿として「KAWASAKI NATURE LOOP」を掲げる方向だと聞いた。その点は、農業振興の方向性とも深く結びつく、大変重要な視点だと思われる。</p> <p>これからの農業振興においては、例えば、海外から化学肥料や農薬に依存するような農業ではなく、地域内の資源を活かした循環型農業や、環境を再生していく農業の在り方が、世界的な動向や危機的な環境情勢からも強く求められていると考える。</p> <p>そのような昨今の中で、川崎市内で、少しでもネイチャーポジティブな農業に取り組もうと努力している農家には、しっかりと光が当たる施策を進めていただきたい。</p> <p>農家に寄り添い、経済的な基盤を強化していくことはもちろん重要だが、その際には「川崎市民が誇れる農業」、「これからの時代に誇れる農家像」を共に描き、例え時間がかかっても、その方向を目指し続けていただきたいと願っている。短期的な効率や成果だけでなく、将来に渡って地域に価値をもたらす農業を育てていく姿勢を、ぜひ大切にしてほしい。</p>	<p>本計画の策定に向けて実施した市内農業従事者アンケートにおいて、農業を行う上での魅力や”やりがい”、モチベーションについての回答を通じて、「家業として継いだ責任や意義があるから」や「農地の相続が大切だから」等の義務感で農業を続けられている傾向があることを確認したところであり、本市としては、営農継続が困難になった農地を、意欲ある農業者に引き継げるよう、農地の貸借を促進する施策を進めることにより、営農のインフラとなる農地を保全することを優先すべき事項であると捉えているところです。</p> <p>そのため当初の4年間は重点的に、農地を未来に渡って確保する仕組みの充実や、農業経営を支える体制の強化に向けた施策に取り組んでまいります。</p>	C

19	<p>ネイチャーポジティブな農業を進めていくためには、農家の努力だけに委ねるのではなく、それを理解し、支える市民側の意識や行動の変化が不可欠だと感じている。環境に配慮した農業では、虫や草の存在、収量や見た目の違いなどが生じることもあるが、それらを自然の循環の一部として理解できる社会的な土壌があってこそ、農家は安心して挑戦を続けることができる。</p> <p>農家の方々は、地域にとっての「希望」だと思っている。だからこそ、経済面での支援も惜しまず、農家だけに負担を押し付けるのではなく、市民、行政、関連団体が手を取り合い、共に農業を支え、進める道を模索する道筋が示されることを期待する。</p> <p>農地と農家、そして消費者である市民が対立するのではなく、互いに理解し、支え合う関係性の中で、循環型で誇りある川崎の農業が育まれていくことを強く願っている。</p>	<p>本市においては、特に住宅に近接した農地で営農する農業者の多くが、環境に配慮した農業に取り組んでおります。また農地を希少な自然環境の一つとして捉え、農地保全の取組を進めることがネイチャーポジティブに通ずるものと考えておりますので、引き続き、持続的な農業経営の実現に向けて取り組んでまいります。</p>	C
----	---	--	---

(2) - 1 農業の担い手育成・確保に関すること (全 22 件)

No.	意見の概要	意見に対する本市の考え方	区分
1	農業の担い手不足は大きな課題であり、JA と連携して取組を進めることで少しでも担い手不足が解消されることを期待する。	JA セレサ川崎と連携しながら、機械化や作物転換、援農ボランティアの活用など、個々の農業者のニーズに応じた経営・技術支援を行うとともに、新規就農希望者の受入れや耕作が困難な農地の貸借に向けた農地マッチングなどにより、担い手不足の解消に取り組んでまいります。	B
2	異常気象の中でも安定した生産ができるよう、気候変動に対応できる品種の情報や栽培技術の支援をしてほしい。	現在、夏の高温に強い品種や病気への抵抗性をもった品種の比較試験、農作物や土壌が本来持つ力を引き出し、高温・乾燥・塩害などの環境ストレスへの耐性や栄養吸収を改善するための農業資材であるバイオスティミュラント資材による環境ストレス軽減効果の試験等を行っております。今後も引き続き気象条件の変化に対応した技術情報の提供に努めてまいります。	B
3	市内農業団体の一員であるが、南部市場での鮮魚と市内産農産物を使っての料理教室は初の試みとなった。地産地消推進協議会主催の料理教室や高津さんの市への参画により、市民交流や本市の農業を PR するありがたい機会だと感謝している。 (同趣旨他 1 件)	本計画の基本施策の 1 つである「<6>地産地消の推進」では、市内産農産物「かわさきそだち」を使った料理教室や直売会などを通じ、市民の農への理解を促進することを目的としていることから、引き続き本市の農業者団体と連携・協力をしながら各取組を進めてまいります。	B
4	本計画を通じて、農家の皆様の生の声を反映したアンケートを初めて知った。改めて川崎市の農業の現状を知るにつれ、私たちが抱くべき危機感は想像以上に大きいものと日々痛感した。同時に近年の酷暑による影響を目の当たりにし、年々生産の難しさが増していることも実感しているところである。今後の営農の方向性やいかにして有効な情報を収集すべきか頭を悩ませている。	市内農業従事者アンケートにつきましては、本計画の策定に向けて実施したものでございますが、10 年後も農業を続けたいと考える人の多くが「農業所得の向上」を重視しており、こうした声を踏まえ、重点施策として、JA セレサ川崎と連携した経営支援に取り組んでまいります。また、引き続き栽培技術の普及・向上にも取り組んでまいりますので、営農でお困りの点がありましたら、本市へ御相談いただきたく存じます。	B
5	融資を受けての事業拡大やコンサルへの依頼の支援よりは、「土作	環境への負荷を低減する農業を推進するため、これまで環境保全型	B

	り」を始めとする専門家の講座があれば積極的に参加したい。	農業技術講習会を開催しており、土づくりを内容としたものも実施しております。今後も引き続き講習会を実施するとともに、各地区で実施される土壌分析検討会を通じて、土づくりの重要性についてお伝えしてまいります。	
6	<u>市内農業者の所得向上につながる政策が増えるとよい。</u> (同趣旨他 1 件)	<u>力強い農業経営の推進につながるよう、JA セレサ川崎と連携した農業経営相談体制の構築や農業者向けの補助金の見直しに取り組んでまいります。</u>	B
7	農業の担い手不足や認知度の低さを解消するためには、農業を職業として先駆することはハードルが高く、若者が段階的かつ多様に関われるよう、短時間・短期間で参加できる体験型や副業型の参加方法を入口として設けることが重要。	本市では、体験型農園の普及や広報支援、援農ボランティアの育成など、市民に農作業を体験していただく機会の創出に取り組んでいるほか、令和 5 年度には、農地の貸借要件の緩和を行い、働きながら耕作を行う新規参入者が近年増え始めたところです。こうした、段階的かつ多様な形で農業に関わる入口を持つことは重要であると考えており、引き続き、都市農業の特性を活かした担い手の確保に取り組んでまいります。	B
8	農地の適正利用の維持について、「市民農園の推進」が具体的な取組としてあげられていますが、まずは <u>地域の担い手、新規の就農者への貸借に優先的に取り組んでいただきたい。</u> 市内農業を産業として確立し維持していくためには農業者の所得向上が必要不可欠。 <u>近年、市内でも法人化等による規模拡大を目指している農業経営体や、新規参入希望者からの相談等が増えてきており、そういった方に紹介・あっせんできる農地をひとつでも多く確保して、産業としての農業の活性化を目指していただきたい。</u>	本市農業の持つ多面的な機能や市民のニーズ等に応じて、担い手の育成や新規就農、市民農園など多様な施策を実施しておりますが、次期計画案「4 川崎市農業振興計画の基本的な考え方」の「(2) 基本方針・基本施策」に記載のとおり、 <u>本市農業の持続には、農地の保全と農産物を生産する農業者の存在が不可欠であると考えており、これらに直接的に寄与する農業経営を支える体制の強化と農地を未来にわたって確保する仕組みの充実の 2 点を重点施策として、産業としての農業の活性化に取り組んでまいります。</u>	B
9	川崎市農業振興計画では JA との連携が重要視されているが、今後は JA に限らず、飲食・加工・小売・観光・イベント等の多様な商工業者との連携を積極的に位置づける必要があると考える。 農産物の販売のみならず、加工、体験、ブランド発信などの分野で	JA セレサ川崎などの農業関係者のみならず、様々な方と連携することで、加工品の製造や販売、観光農園等、農産物販売以外の収益向上につながることから、本市農業者が抱える課題の解決につながるよう、川崎ならではの「多様な連携による都市農業」を目指し、	B

	<p>は、民間事業者の柔軟な発想や販路が農業所得向上に直結する。行政がハブとなり、農業者と幅広い事業者をつなぐ仕組みづくりを期待する。</p> <p>(同趣旨他1件)</p>	<p>引き続き、農業者と連携した事業展開を希望する事業者と農業者とのマッチングに努めてまいります。</p>	
10	<p>川崎市には地方から多くの若者が、進学や就職のタイミングで流入している。その中には、実家が農家だったり、農業経験者も含まれている。雇用流動化、副業解禁、資産形成の観点から、農地という不動産を持つという選択肢が見直される可能性がある。就職、結婚時の住まいを探す際、不動産屋でそのような選択肢が提示され、それが家賃や家の広さや資産価値、副業としての魅力があるものであれば、後継者獲得の有力なチャネルになるのではないか。</p>	<p>多様な担い手の就農が可能となるよう、引き続き、新規就農希望者の相談体制の充実に取り組んでまいります。</p>	D
11	<p>重点施策① (JA 連携・伴走支援) へのアドバイスとして、伴走支援は本計画の中核だが、属人的・精神論的に受け取られないよう、「経営の見える化 (DX)」を組み込んだ定義が有効である。</p> <p>伴走支援の取組を3段階モデルとして再定義すると、1段階目は現状診断を行い、見える化することである。経営・家族・農地・意向に加え、コスト・作業時間・収益構造をデータとして整理し、「どんぶり勘定」からの脱却を支援することである。</p> <p>2段階目は年間アクションを設計することである。投資・販路・人材計画にスマート農業技術導入の検討を組み込み、3段階目として、定期レビューを行い、データに基づく予実管理と改善指導を継続することである。</p> <p>これにより、伴走支援が再現性のある仕組みとして定着する。</p>	<p>重点施策の実施に当たっては、JA セレサ川崎と連携しながら、関係者間の情報共有の仕組みを構築するなどし、農業者の視点に立った支援に取り組んでまいります。</p>	C
12	<p>4. 中間層 (B→C) の「卒業条件」にスマート適性を組み込むべきであり、中間層の引き上げは本計画の最大の成果創出ポイントである。</p>	<p>重点施策の実施に当たっては、顔の見える関係性の下、農業者による経営判断の一助となるよう、取組課題の段階に応じた支援を実施してまいります。</p>	C

	<p>今後は、売上や規模だけでなく、規模拡大に耐えうる経営体質を評価軸に加えることが重要である。</p> <p>卒業条件に追加すべき視点として、「作業やノウハウが形式知化（マニュアル化）されている」、「スマホでの作業記録や経営管理アプリなど、デジタルツールを忌避せず使い始めている」等があり、重要なのは「完璧な DX」ではなく、“やり始めている状態”を評価する設計とすることである。</p>		
13	<p><u>成果指標・評価へのアドバイスとして、成果指標に「生産性」と「行動変化」を組み込むのが良いと考えられる。成果指標は、数だけでなく経営の質と持続可能性を測る設計が求められるため、追加すべき指標例として、数値指標としては「認定農業者数」や「10aあたり年間作業時間（労働生産性）」、「農業支援サービス利用面積」などが挙げられる。また、行動指標としては「スマホやアプリで記録を付けている経営体の割合」、「データに基づく経営改善に取り組む経営体数」などである。</u></p> <p>これにより、EBPM の観点からも説得力が高まる。</p>	<p><u>重点施策①及び②の成果指標につきましては、毎年度その成果を確認していくことから、継続的に計測が可能で、かつ客観性を有する指標を設定する必要があると考えております。</u></p> <p><u>このうち①につきましては、「認定農業者の経営体数」を成果指標として設定しており、認定農業者の認定の際には、5年後の農業所得や、労働時間の目標などを含む農業経営改善計画の妥当性を判断して認定していることから、農業経営の改善や安定化に取り組む農業者数の変化を把握する上で、施策効果を測る指標として適切なものと考えております。</u></p> <p><u>また、②につきましては、農地貸借の進捗状況や取組の広がり把握することができることから、農地貸借の推進の度を測る指標として適切なものと考えております。</u></p> <p>アドバイスいただいている「年間作業時間」「利用面積」「アプリの活用」などは、認定農業者を認定する際に農業者が作成する「経営改善計画」の項目に含まれていることから、「認定農業者数」の変化を把握する成果指標が適切であると再確認したところです。今後の施策の遂行にあたり、参考にさせていただきます。</p>	C
14	<p>「川崎市農業振興計画（案）」を拝読し、計画の趣旨や方向性に賛同するとともに、特に重要と感じた施策について意見を述べる。</p>	<p>新規就農支援については、地域の農業者や JA セレサ川崎等の御協力をいただきながら受入れを進めているところでございます。引き</p>	B

	<p>P10の「担い手・後継者の育成・確保／栽培技術の普及・向上」における「新規就農希望者への相談対応、農地マッチングの推進による新たな担い手の確保」の取組については、今後の社会構造の変化を踏まえた重要な施策であると思われる。</p> <p>近年、生成 AI の急速な普及により、ホワイトカラー職種の業務内容や雇用構造が大きく変化し、将来的には農業や建築業など、現場での実務を伴う職業（いわゆるブルーカラー職種）への関心や需要が高まる可能性がある。</p> <p>こうした中で、都市的立地という川崎市の特性を活かし、新規就農希望者への相談体制の充実や、農地マッチングを中長期的な視点で継続・強化することは、将来的な担い手確保につながり、川崎市農業の持続的な活性化に資する取組になるのではないか。</p>	<p>続き、本市の立地特性を活かした就農支援を行いながら、就農後の継続的な支援を行い、担い手の育成へとつなげてまいります。</p>	
15	<p>川崎市は一大消費地に隣接しているという大きな強みを有しており、今後は単なる直売にとどまらず、飲食店、ホテル、給食、イベント等と連携した用途提案型の販路開拓をより一層後押しすることが重要である。</p> <p>都市農業においては、地方から供給される大量生産の農産物と価格で競争するのではなく、鮮度、ストーリー、用途適性などの付加価値で評価される農産物を提供していく視点が不可欠である。</p> <p>地方から届く農産物は、日本の食を支える重要で価値ある存在であり、都市農業はそれと競合するのではなく、役割の異なる存在として共存していくことが望ましい。</p> <p>私自身も販路拡大に課題を感じる中で、市や関係機関を通じて新たな取引につながった経験があり非常に心強い取組であったと感じている。</p> <p>このようなマッチングは、個々の農業者が単独で開拓するにはハー</p>	<p>重点施策の1つである「JA セレサ川崎と連携した伴走支援」の中でお示ししているとおり、販路拡大については、JA 等と連携し、販路提案・販売戦略支援の強化を図り、個々の農業者の取引拡大を支援していくとともに、生産状況に応じた農商工連携における事業者マッチングの取組も進めてまいります。</p>	B

	ドルが高く、行政や関係機関が間に入ることで実現しやすく、飲食・宿泊施設等との継続的なマッチング支援や、用途・規格に応じた出荷提案を含む販路支援を強化することで、農業経営の安定化につながる。		
16	P.9において、全体の農家数が減少しているなかで、農業収入50万円以上の農家割合が増加していることは、農業収入がある農家はあまり減少していない結果だと思われるため、ある程度の収入確保が大切であることと関連させて述べられると良い。	現行の計画においては、農業経営の改善を目的としておりましたので、P.9のグラフの結果はある程度施策の効果が表れたものと認識しております。御意見を踏まえまして、「一定程度の農業収入額を確保することが持続的な農業の実現において重要な要素であると考えられます。」と補記しました。	B
17	「新技術（スマート農業等）、農業者への技術情報発信」はP.27に、「環境保全型農業の推進」はP.26にある方が分かりやすいのではないか。	P26の基本施策〈2〉「農業経営の改善の推進」につきましては、高い営農意欲を持つ農業者への支援を念頭に、またP27の基本施策〈3〉「栽培技術の普及・向上」につきましては、経験の浅い農業者を含む市内農業者全体への支援として位置付けて掲載しているところでございます。新技術（スマート農業等）につきましては主に前者、環境保全型農業につきましては主に後者を想定しておりますが、いずれか一方に限定するものではないため、農業者のニーズに合わせて適切に支援を進めてまいります。	D
18	本計画の実効性をさらに高めるためには、担い手確保施策について、就農に至るまでの支援に留まらず、就農後の経営継続や地域定着までを一体的に捉えた整理が求められる。都市部における農業経営は、技術習得や設備導入に加え、周辺住民との関係構築や販路形成など、多面的な課題に直面する機会が多い。こうした就農後の課題を踏まえ、導入期から定着・安定期までを見据えた支援の考え方を計画上に明示することで、担い手確保施策の現実性と持続性がより高まると考えられるのではないか。	農業者数の減少傾向が継続していることから、農の担い手の確保に加え、育成についても重要な課題と捉えており、販売農家の経営支援や農業者同士のネットワークづくりの支援、経験の浅い農業者等への指導・講習会の実施などの各取組を進めることで、市内農業者の力強い農業経営の推進を支援してまいります。	B

19	<p>酷暑が多く、作物の管理や作業環境が年々大変になってきており、高温による品質低下や作業負担の増加など、気候変動の影響を現場で実感する場面が増えている。農業収入だけでこうした設備を整えるのは簡単ではないため、気候変動への対応について設備導入や取り組みを後押しするような支援があると助かる。</p>	<p>現在、夏の高温に強い品種や病気への抵抗性をもった品種の比較試験、農作物や土壌が本来持つ力を引き出し、高温・乾燥・塩害などの環境ストレスへの耐性或栄養吸収を改善するための農業資材であるバイオスティミュラント資材による環境ストレス軽減効果の試験等を行っております。今後も引き続き気象条件の変化に対応した技術情報の提供に努めてまいります。</p> <p>また、設備導入につきましては、複合環境制御装置等の設置に対する支援事業を実施しているところをごさいますて、引き続き、持続的な経営基盤の強化に資する事業を進めてまいります。</p>	B
----	---	--	---

(2) - 2 農地の保全・活用の推進に関すること (全 12 件)

No.	意見の概要	意見に対する本市の考え方	区分
1	<p>人と農地の課題に対する重点施策については市、JA と連携しながら都市農業を支える農業者への支援に繋げてもらいたい。</p>	<p>重点施策の実施に当たっては、JA セレサ川崎の有する知見や地域との信頼関係等を活用させていただきながら、農業者の視点に立った継続的な支援に取り組んでまいります。</p>	B
2	<p>遊休農地に関して、市が報奨金や整備に関する補助金を出すことで、少しでも遊休農地が減ることを期待している。</p>	<p>本計画の重点施策である、農地貸借に向けた奨励において、遊休農地等の整備や意欲ある農業者への農地貸借を推進することにより農地の保全に取り組んでまいります。</p>	B
3	<p>重点施策②(農地貸借)へのアドバイスとして、農地所有者のタイプ分けとスマート対応農地への誘導を挙げる。農地貸借が進まない要因として、心理的・物理的なハードルが整理されている点は非常に的確である。今後は、農地所有者を「まだ耕作したい層」、「条件次第で貸したい層」、「手放したい層」に整理し、それぞれに対応した施策を示すことが有効である。加えて、奨励金や整地支援の条件として、スマート農機が稼働しやすい基盤整備(合筆・均平化等)への協力を位置づけることで、農地を</p>	<p>農地貸借による農地の集約化や、基盤整備等による農作業の効率化は農業経営の安定を図る上で重要と考えておりますことから、認定農業者等経営の改善に前向きに取り組む担い手に農地が集約するようにマッチングを進めてまいります。</p>	D

	「次世代仕様」に更新する政策へと昇華できる。		
4	レジリエンスによる地域連携についてだが、遊休農地などをレジリエンススペースとして活用できないか。普段は地域のコミュニティスペース、農業とふれあう場所として機能し、そこでつくられた農作物は緊急時における食料とすることもできる。	本計画の重点施策として、遊休農地等を活用した農地貸借を奨励し、新たな担い手への農地集積と農地の保全を位置づけております。いただいた御意見については、今後のまちづくりの取組の参考とさせていただきます。	B
5	P.17の図-8「農地面積の割合」の表題は、円グラフの上部に記してある「市内農地(501.2ha)の内訳」と記載する方が分かりやすくして良い。	より分かりやすい資料とするため、御意見を踏まえ、P.17の図-8の標題を「市内総農地面積(501.2ha)の内訳」に修正し、円グラフを拡大いたしました。	B
6	<p><u>相続税・不動産収益と都市農業についてだが、川崎市のような都市部で農業を続けていく場合、農地の面積が限られていることもあり、農業の収入だけで経営を続けるのは大変だと感じる人が多い。</u></p> <p><u>そのため、実際には農業を続けるための支えとして、不動産収入などを組み合わせながら経営している農家も多いのではないかと思う。</u></p> <p><u>しかし、相続が発生すると相続税の負担が大きく、納税のために農地を手放さざるを得なくなるケースも少なくない。</u></p> <p><u>農業を続けたい気持ちがあっても、相続をきっかけに畑が減ってしまう状況は、現場としてとても残念に感じている。</u></p> <p><u>農業振興計画の中で、都市農業では農業収入以外の支えがあることで農地が守られている実態にも触れていただけるとありがたい。</u></p> <p><u>相続税については市で直接対応できない部分があることは承知しているが、都市農業の現状として整理し、国や県に伝えていく視点が計画の中にあると心強い。</u></p>	<p>本計画内「7参考資料(3)市内農業者アンケート III.現在の農業経営について」では、アンケート回答者の半数以上が農業収入は100万円未満であることを示しております。本市のような都市農業においては、宅地化の進むなか、農業者がたゆまぬ努力により限られた農地を効率的に活用していることを認識しております。引き続き、安定した農業経営を行えるよう、相続税等の税制について農業委員会等を通じて国や県に対し要望してまいります。</p>	B
7	納税猶予制度と生産緑地制度の整理・一本化についてだが、現在の納税猶予制度と生産緑地制度には要件や考え方がやや分かりにく	農地の相続税等納税猶予の特例に係る法令と生産緑地制度の法令は、関係性が複雑で理解しにくいものであることから、分かりやす	E

	<p>く、現場では混乱することがある。</p> <p>両制度の考え方や条件をできるだけ整理し、一本化や整合性を持たせる方向で検討していただけると助かります。</p>	<p>い説明、案内が必要であると考えております。引き続き、関係機関とともに、広報誌の活用など、様々な機会を通して制度の理解の促進を図ってまいります。</p>	
8	<p>ソーラーシェアリングと売電に関する制度についてだが、ソーラーシェアリングは、農業を継続することを前提とした取り組みであり、環境面や将来の農業のあり方を考える上でも、可能性のある選択肢の一つだと思う。</p> <p>納税猶予制度との関係も含め、ソーラーシェアリングにおける売電の扱いについて、現場の実情に即した形で改善や見直しを検討していただけるとありがたい。</p>	<p>営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）については、太陽光パネルを設置する場所によって要件が異なるとともに、様々な許認可等を受ける必要がありますが、本市においてもこれらの許認可等を受け設置、発電することは可能です。営農型太陽光発電は農業経営の改善策の一つとして考えておりますことから、今後も、農業者のニーズの把握と必要な情報の提供を行ってまいります。</p>	C
9	<p>今後、川崎市の人口減少対策として「立地適正化計画」が検討されている。コンパクトシティとして居住地域、商業地域、行政サービスを集中することのようだが、集中しない、いわゆる退縮する土地を緑地、農地、雑木林などにしていくといった取組みが、水土砂災害対策として必要である。ほかの計画との連携との検討が必要と思われるが、新たな農地、農業者の増加にも、生物多様性の保全にもつながる。全市でむずかしいようであれば、麻生区の一部などで社会実験できないか。</p>	<p>本計画の基本施策の1つである「〈4〉農地の適正利用の維持」では、農地は減少傾向にあるものの、良好な都市環境の構築や市民の生活環境向上に貢献していることから、農地の保全・活用に向けて生産緑地制度の活用や農地の適正利用の推進とともに、新たな担い手への農地マッチングを進めてまいります。</p>	B
10	<p>町田市では遊休地や休耕田で、カンゾウという花の移植を市民団体が進めている。カンゾウはあまり手入れの手間がかからず、酷暑でも大丈夫だという。数年たって咲く花が増えるとそれは見事な花畑になり、また、カンゾウのつぼみは金針菜という中華料理の素材になる。遊休地や休耕田をこのように利用すると土地の保水力の維持、向上になるので、下流への洪水リスク削減になる。カンゾウでなくてもいいが、遊休地や休耕田をほっておくのは水害対策としてもどうかと思うので、有効な活用を考えてもらえるといい。</p>	<p>遊休農地につきましては、農業振興計画の重点施策として、遊休農地等を活用した農地貸借を奨励し、新たな担い手への農地集積と農地の保全を位置づけております。今後も引き続き農地所有者による耕作困難な農地を貸借することで、遊休農地とにならないよう取り組んでまいります。</p>	C

11	<p>このほど、市長の指揮の下、全庁横断型で『みどりの将来像（案）』が発表されたが、この中で「緑のつながり」「みどりを活かしたまちづくり」についても主要なテーマとして語られている。</p> <p>農地は緑の保全においても、生物多様性においても、重要な地域である。もちろん、気候変動対策、および、昨今の猛暑に対する暑熱対策においても、大きな効果をもたらすポテンシャルを持っている。農業という経済的な視点からのみの評価ではなく、環境からの視点に配慮することも重要になってくると思う。農地減少を食い止めていく具体的な取り組みを、より積極的に実施することを希望する。</p>	<p>本市では、引き続き生産緑地地区等への指定や、農地貸借の促進、防災農地への登録等により良好な農環境を保全し、多面的な機能を有する農地の保全に取り組んでまいります。</p>	B
12	<p>農業者の離農を抑制する意味からも、ソーラーシェアリングが有効であると考えます。よく「農地転用」について言及されるが、国内の他地域では実施できているのなので、まずは自家消費分の発電から検討をすれば良いのではないかと。温暖化対策の中でも、再生可能エネルギーの導入は重要な課題でもあり、この取り組みが進むことは大きな鍵になると思う。前向きに検討いただきたい。</p>	<p>営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）については、太陽光パネルを設置する場所によって要件が異なるとともに、様々な許認可等を受ける必要がありますが、本市においてもこれらの許認可等を受け設置、発電することは可能です。営農型太陽光発電は農業経営の改善策の一つとして考えておりますことから、今後も、農業者のニーズの把握と必要な情報の提供を行ってまいります。</p>	C

(2) - 3 市民の農業への理解促進に関すること (全 21 件)

No.	意見の概要	意見に対する本市の考え方	区分
1	現状を的確に捉えた施策体系になっていると感じた。今後は市民と都市農業の接点を作る新たな工夫も必要になってくると思う。	市民の農業への理解醸成や農産物の継続的な購買につながることから基本方針の一つである、「市民と農業のつながる場・機会の拡大」に沿って、引き続き、JA セレサ川崎等の関係機関と連携し、地産地消の推進や農業体験機会等の創出に努めてまいります。また、SNS 等を活用したより効率的、効果的な PR 手法の模索や、本市南部における PR の実施など、より効果的な情報発信となるよう取り組んでまいります。	B
2	市内小学校における野菜の栽培など、より広い場所で、農家と地域の人と交流しながら農産物を栽培する取組への後押しを期待する。	本市農業の持続には、農地の保全と農産物を生産する農業者の存在が不可欠であり、都市農業の安定的な継続のためには市民の農業理解の促進も必要であると考えています。地域や農業者等と連携しながら、市民と農業の繋がる場・機会の拡大に取り組んでまいります。	C
3	学生や若年層が参加しやすい一日農業体験や短期プログラム、学びと連動した取組を充実させることで、農業を地域資源・地域活動の一つとして捉えてもらうなど、就農のみを最終目標とするのではなく、関わり方を選択できる柔軟な仕組みをとり、都市の特性を活かして、市民・若者と農業をつなぎ直す視点をより一層重視した施策の展開を期待する。	本市農業を次世代に引き継ぐためには、若い世代と農業をつなげる場や機会を拡大していくことが重要だと認識しております。そのため農業者が企画する農業体験イベントや大学との連携等の各取組を進めているところです。今後も農業理解の醸成など様々な形での若い世代の参画が促進されるよう取り組んでまいります。	B
4	幸区の小学校の栄養士の方から、自校献立の日に川崎の野菜を使いたい、どこから調達してよいか分からないと相談があった。3 か月前ぐらいから依頼があるが、天候等でおおよその返事しか出来ないこと、FAX ではなく普段使っていない PC での連絡を希望されることもあり、市内農家と学校給食の仲介（依頼窓口、とりまとめ、配達）をしていただきたい。全市で行った方が取り扱える農産物の種類や量も増える。区をまたいだ PR もできる。検討いただきたい。	小学校給食の自校献立における市内産農産物の使用については、以前から学校と農家の方が直接やりとりをしてすすめていました。しかし、畑が少ない地域では、自校献立で市内産農産物を使用する機会が少ないため、令和 7 年度から JA セレサ川崎に発注の取りまとめ・配送の御協力をいただき、希望する全小学校で市内産農産物の発注ができるようになっていきます。現在は、取りまとめ対象の農家が限られているため、今後の対応については関係機関と調整・検討	C

		してまいります。	
5	<p>援農ボランティアは今後、農体験事業として収益化を目指す視点も計画に盛り込んでいただきたい。</p> <p>農作業体験等を有料プログラムとして展開することで、農業者の新たな収入源の創出、市民の農業理解の深化、若い世代や子育て世代の関与促進につながると考える。</p>	<p>援農ボランティア事業につきましては、市内農業者の高齢化や労働力不足といった課題の解決に向け、援農者を養成することを目的として実施しており、市民の皆様が農に触れ合う機会の創出にも寄与しているところでございます。農体験事業につきましては、既に一部の農業者において体験型農園や収穫体験イベントが展開され、収益化が進んでいる事例もございまして、こうした取組につきまして関心のある農業者への情報共有を図り、基本施策〈7〉「農業体験機会等の創出」に基づき、農業者が主催する体験イベントや観光農園のPR等に取り組んでまいります。</p>	D
6	<p>基本施策（1）～（6）の重要性については、異論なく、協力を押し進めていただきたいが、基本施策（7）について意見を述べたい。（7）は上記（1）～（6）を推進する上での、基礎、エネルギーとなるものと思料する。多くの施策を押し進める上で、市民の理解と協力は不可欠であり、これまでも、市内学校への給食提供や市民農園の利用などを通じて、市民とのつながりを深めてきたところであり、その点は高く評価する。</p> <p>更にこの点をより強力に押し進めるため以下の点を提案したい。</p> <p>①市民農園の拡充（面積のみならず、地域性なども数値化の対象とする）</p> <p>②主に市街化区域内の農地を学校・学園農園、福祉農園として提供し、所有者農家さんの指導・監理の元、児童・生徒・利用者の「直接的な農教育・農体験の場」となるような環境をより多く創出する。（実施件数等の数値化）</p> <p>③上記提案を実行するための、「モデル校・モデルケース」等の指定及びその支援を通して、問題点の整理・解消、制度整備等に努める</p>	<p>本市農業の持続には、農地の保全と農産物を生産する農業者の存在が不可欠であり、都市農業の安定的な継続のためには市民の農業理解の促進も必要であると考えています。農業体験機械等の創出の一つである市民農園等については、市の中部や南部を中心に利用希望が依然としてあり、農業者等への民設農園の開設支援や運営支援を引き続き行ってまいります。</p>	C

	<p>こと</p> <p>④市として、必要な事業費を予算計上し、農地提供者・利用者の負担なく、事業展開を進めること</p> <p>⑤市として、事業を推進していく上での必要な体制の構築に努めること</p>		
7	<p>方向性、施策など、おおむねよいが、地産地消についても検討いただきたい。</p> <p>学校給食、行政、セレサが主催するものでは川崎産のものしか使用しないと、強制的に川崎産農産物の使用量をあげるくらいが必要ではないか。その際、事業者に発生する原価のギャップは主催者が補填するようお願いしたい。</p>	<p>学校給食は、食育や地産地消に関心を持っていただく重要な機会の一つと考えており、市内農業者、給食センターや各校の協力の下、実施しています。</p> <p>より多くの市内産農産物を学校給食へ活用することへのニーズはある一方で、市内農業者は少量他品目に栽培する傾向があり、生産調整・調達方法に課題があることや、大半の市内農業者は、限られた農地面積の中で収益を確保するためにも、規格にとらわれない生産が可能な直売所での販売や、加工品の生産・販売など、独自の販路を確立している実情があります。</p> <p>これらを踏まえながら、地産地消の推進に取り組んでまいります。</p>	D

8	<p>P.20 に記載の市民アンケートの結果から、市内で農業が行われていることを「知っている」と回答した市民が半数程度にとどまっている点は、都市農業の持続性を考える上で重要な課題である。</p> <p>特に市南部を中心に、農業との接点が少なく、認知や理解が進みにくい地域があると読み取れる。</p> <p>市内での農業に対する認知度は、理解促進にとどまらず、販路拡大や需要の安定など、農業経営そのものにも大きく関わる要素であるため、農業体験やイベント、学校給食等の取組について、「どこで」「どのように」「どのような価値があるのか」を一体的に伝える情報発信を強化することが重要である。</p> <p>また、従来型の体験イベントに加え、音楽や食、カルチャーと組み合わせ合わせたフェス形式など、若い世代や農業に関心の薄い層にも自然に届く取組を検討することで、市民との接点拡大や継続的な関心喚起につながるのではないかと考える。</p> <p>市民の理解と共感が深まることで、安定した需要の形成を通じた農業経営の安定化が図られ、担い手確保や農地の維持にも繋がっていくのではないかと考える。</p> <p>(同趣旨他 1 件)</p>	<p>本市農業・農地が市中部から北部に偏在している特徴から、南部での本市農業の認知度が希薄であることを課題として認識しているところです。営農環境の改善に向けた市民への農業理解の促進や、市民の市内産農産物への安定した需要を確保し、農業経営の安定化を図るためにも、本市農業の認知度向上に向けたさらなる広報活動が必要と認識しています。今後の施策におきましても、市や JA セレサ川崎等が開催する農業イベント等の情報を取りまとめ、SNS 等を活用した効果的な情報発信・広報活動に取り組んでいくとともに、JA セレサ川崎や庁内関係局、民間事業者等と連携し、農業体験機会等を創出していく効果的なイベントの実施に取り組んでまいります。</p>	B
9	<p>P.29 の具体的な取組の一つである「市民農園の推進」は「市民農園開設の推進」(or 支援) という表記もあり得るかと思われる。</p>	<p>市民農園につきましては、市が開設し利用者組合が管理する「地域交流農園」、農地所有者等が開設する「市民ファーミング農園」、「市民農園整備促進法による農園」及び入園者が園主の指導を受けながら作物を栽培する「体験型農園」など、状況に応じた様々な運営形態があるため、全体を指し示すものとして、「市民農園の推進」と記載しています。</p>	B

10	「市民に対する農の情報発信」についてどこかに入れていただきたい。	市民への情報発信につきましては、P.31の基本方針「Ⅲ 市民と農業のつながる場・機会の拡大」、基本施策「<6>地産地消の推進」の具体的な取組で挙げている「JA セレサ川崎や市が実施する農業イベント等の情報の集約・発信」の中でお示しさせていただいており、これらの取組を通じて、市民への農業理解の促進を図ってまいります。	B
11	学校給食に市内農産物が使用されていることは地産地消の大きな例である。これは保護者にも伝える必要がある。必ず保護者が来校する面談時にリーフレット等を配布し「こんな野菜をこのように学校給食で使用しています」と保護者に伝えることを検討してほしい。	学校給食は、食育や地産地消に関心を持っていただく重要な機会の一つと考えており、市内産農産物「かわさきそだち」を中学校、特別支援学校で計画的に毎月活用し、家庭配布献立表では使用日にかわさきそだち PR キャラクター「菜果ちゃん」を掲載し、周知するとともに、「かわさきそだち」を普及するために食育支援動画を作成し広く市民に広報するなど、市内農業者、給食センターや各校の協力のもと、実施しています。より効果的なものとなるよう、関係機関と連携してまいります。	C
12	川崎市緑の基本計画（建設緑政局所管）との連携を進めていってほしい。他都市では公園内で農産物をつくる動きも出ており、「都市農」という「業」でない「都市における農的暮らし」という考えに基づくと聞いている。	川崎市緑の基本計画におきましても、農地の保全や活用、市民の「農」への参加や理解の促進などは実施施策として掲げられており、本計画と連携して取組を進めてまいります。また、本計画においては基本目標を「豊かな『農』ある暮らしを次世代へ」と設定し、市民と「農」がつながる場や機会の提供を推進していくため、「<7>農業体験機会等の創出」をはじめとした各施策を進めてまいります。	B

13	<p>次世代を担う子どもたちのためにも、川崎で暮らすことの魅力の一つである「生産と消費の距離の近さ」や、身近に感じられる農の価値を今後も継承していく必要があると考えている。</p> <p>「5 施策の内容・目標となる指標」の「(1) 基本方針」の「Ⅲ 市民と農業がつながる場・機会の拡大」において、<u>農業体験や料理教室などの取り組みについては、農家の方々の負担が大きくなりがちで、市民側が「お客様」として優遇されるだけでは、相互理解にはつながりにくいと感じている。農家の本音や日常がきちんと伝わるような、双方向の理解を促す場づくりに向けた工夫をお願いしたい。</u></p> <p>また「(2) 基本施策」の「〈7〉 農業体験機会等の創出」において、<u>ボランティアについては、「手伝いたい人」と「手伝ってほしい農家の方」が求めている内容にミスマッチがある、という声を聞いている。技術的な育成も重要だが、それに加えて、農家のニーズを理解し、「自分がやりたいこと」ではなく「必要とされていることを手伝おう」という意識を育てる仕組みについても、ぜひ検討いただきたい。</u></p>	<p>本計画においては、農産物の生産以外の「農」の価値を伝えるにあたり、農地の多面的な機能のみならず、<u>農業者は地域における重要な担い手であるということ</u>を初めて明確に記載したところです。<u>多くの農業者が地域の豊かな農環境を維持する責任感により、労力をかけ、見えないコストを負っていることを伝えることなどを通じて、市民の農業理解の促進を図ってまいります。</u></p> <p><u>援農ボランティアのミスマッチについては、認識しているところであり、農業者が必要としている作業を支援する取組であることを、改めて援農ボランティアを育成する取組において、伝えていく必要があると考えています。</u></p>	C
14	<p>本計画では、市民理解の醸成に向けた取り組みとして、農業者が主催する農業体験イベントや観光農園のPR等が示されているが、これらの取り組みが農業者主体で実施される前提となっている理由や、市による具体的な関与の在り方については、十分に示されていないように感じられる。農業体験イベントやPR活動は、市民に農業への理解を広げる上で重要な施策である一方、企画・運営・広報等に多くの労力を要する。これらを農業者が単独で担う場合、農業</p>	<p>本計画は対象期間 12 年間の本市農業施策の方向性を示すものであり、期間中の柔軟な対応を可能とするため、個別の取組の詳細を記載せず、記載がない内容についても、現行と同様に、都度農業者及び JA セレサ川崎などの関係機関と本市が一体となって課題への対応に取り組んでいくものです。各取組に関しましては、農業者の課題を把握したのち、JA セレサ川崎と情報共有や意見交換を行いながら進めているところであり、特に広報においては市政だよりや</p>	B

	<p>経営と並行して実施することは負担が大きく、継続的な取り組みが難しくなる可能性があり、特に市民理解の醸成という公共的な目的を持つ施策であることを踏まえると、その実施責任が農業者側に偏っているように受け取られる点は課題である。</p> <p>また、本計画では支援の方向性が示されているものの、その内容が主に PR の側面にとどまっているように見受けられる。支援という位置づけであれば、情報発信のみならず、企画段階からの参画や運営支援、人的支援、事務的支援など、市が農業者と「一緒に取り組む」形を明確に示すことが重要である。市が主体的に関与し、農業者、関係団体等と役割分担を行いながら施策を実施することで、農業者の負担軽減と施策の継続性を両立させることが可能になる。市民理解の醸成という目的をより効果的に達成するためにも、主催主体や支援の内容について、計画上でより具体的に整理することが望ましいのではないか。</p>	<p>SNS 等の本市のツールや、本市と JA セレサ川崎、農業者や市場関係者等から構成する「地産地消推進協議会」が運用する SNS を活用するなど、様々な部分で農業者支援を行い、市民の農業理解の促進に取り組んでまいります。</p>	
15	<p>区域を超えた援農を遊びと感じる若者もいるかもしれないため、区域を超えた援農ボランティア・ネットワークを組織できたらいいかもしれない。</p>	<p>本市では、援農ボランティアとして活動するには「かわさきそだち栽培支援講座」の受講が必要であり、援農ボランティアに求められる基礎的なそ菜、果樹の栽培について講義と実習を2年間行った後に、修了生で組織する援農者組織へ加入いただいております。地域を超えた援農支援を行っており、その中でネットワークが形成されております。</p>	B
16	<p>P.31 の「<6>地産地消の推進」について、地産地消を拡大する、かつ環境保全型農業につながるように、若者から SDGs で新たな川崎そだち・川崎ブランドの農産物加工品の企画を、商工会議所とも協力してコンペで求めているかがか。実際にビジネスとして成功するのは難しいかもしれないが、スタートアップを支援して、このよう</p>	<p>本市では、市や JA、生産者団体等からなるかわさき地産地消推進協議会において、川崎商工会議所主催の Buy!かわさきキャンペーンへの参加や、食育や地産地消の取組を行っています。引き続き、関係機関と連携しながら、市内農業や市内産農産物「かわさきそだち」の魅力の PR に取り組んでまいります。</p>	C

	な試みが地道に継続・拡大すれば、農業に魅力を感じる若い世代も増えるのではと期待する。		
17	今後より農地賃借面積を拡げ、活用困難な農地の利用促進を進めていくため、制度の周知プロモーションの必要性を感じた。 また市内産農産物の販売情報の市民への周知のため、即時性のある周知方法（ホームページでの告知や、販売開催 QA のチャットポットなど）の検討が必要ではないか。	農業者等に向けた各施策の周知や、市民への即時性のある周知につきましては、本市からの HP や SNS、メールマガジンなどの各種広報媒体を活用した情報発信のほか、JA セレサ川崎等の関係機関との連携も含め、ターゲットに合わせたより効果的な手法を活用してまいります。	B
18	農の担い手の育成とともに、次世代への伝え方が重要だが、あまり農地や緑地に触れ合う機会のない小・中学生などが、農と触れ合う機会を、もっと創出していければよい。 市民農園など、農地の一部を市民に貸し出す取組があるが、小学校単位（場合によっては複数校、地元住民や町会・団体などとも連携しながら）で作物を作り、皆で収穫、食べる体験ができるような仕組があれば良い。 (同趣旨他 1 件)	都市における農業体験や食育に関しては多様なニーズがある一方、本市の農地の多くが住宅と近接しているため、農業者は土埃や音、匂いなど、周辺環境に配慮した農作業を行っており、本市農業者が持続的な農業経営を行うには、市民の農業への理解醸成が不可欠であると考えています。 こうした観点から、学校教育や生涯学習、コミュニティ支援など様々な視点から、市民が農に触れる機会の創出に取り組んでおり、より効果的なものとなるよう、今後も関係機関と連携しながら地域で取り組んでまいります。	C
19	子育てしている母親の立場から見ると、農業振興の出口戦略として、学校給食を通じて地域農業を支える仕組みは極めて重要である。 給食は、安定した需要を生むだけでなく、地域に住む多くの子どもたちが、家庭環境に限らず、地域の農業や自然環境、食の背景を体験的に学ぶことができる、非常に公共性の高い仕組みだ。 その際、ぜひ農業振興を担う部署と、教育委員会の健康給食推進室が連携し、野菜の規格（大きさや形、いわゆる B 級品）に過度にとらわれない給食の在り方について、前向きに検討していただきたい。	学校給食は、食育や地産地消に関心を持っていただく重要な機会の一つと考えており、市内産農産物「かわさきそだち」の活用や家庭配布献立表での周知など、市内農業者、給食センターや各校の協力のもと、実施しています。 より多くの市内産農産物を学校給食へ活用することへのニーズはある一方で、市内農業者は少量多品目に栽培する傾向があり、生産調整・調達方法に課題があることや、大半の市内農業者は、限られた農地面積の中で収益を確保するためにも、規格にとらわれない生産が可能な直売所での販売や、加工品の生産・販売など、独自の販路を確立している実情があります。	C

<p>規格の柔軟化や運用の工夫により、給食に供給できる地元野菜の量が増えれば、農家にとっては経済的な支えとなり、子どもたちにとっては「地域の農業に支えられて生きている」という実感につながる。</p> <p>身近な都市近郊農業だからこそ実現できる循環を、給食という仕組みを活用して育てていく視点は、今後も農業振興の中で重要な柱として位置づけていただきたい。</p>	<p>これらを踏まえながら、学校給食での食育・地産地消の推進に取り組むとともに、学校給食で市内産農産物を提供する1回、1回を大切に、より効果的なものとなるよう、関係機関と連携し、取り組んでまいります。</p>	
---	--	--

(3) その他 (全 15 件)

No.	意見の概要	意見に対する本市の考え方	区分
1	<p><u>重油・灯油等の価格上昇に対する助成を継続してほしい。</u></p>	<p><u>施設園芸、特に加温を要する栽培においては燃料費が経営費の中で大きな割合を占めており、重油・灯油価格の変動は経営に大きな影響を及ぼすと認識しております。今後も、施設園芸の環境整備に関する取組を支援していくとともに、燃油につきましては、国の動向を注視しながら必要に応じて対応してまいります。</u></p>	C
2	<p>若者の強みは必ずしも農作業そのものに限らず、SNS を活用した情報発信、デザイン、IT、イベント運営など多岐にわたる。これらのスキルを農業分野に取り込むことで、農家との役割分担が可能となり、農業の魅力や価値を市民に伝える力の向上にもつながると考える。特に都市部においては、駅前マルシェや飲食店、学校、企業等との連携を通じ、農業を市民の日常生活の中で「見える存在」にする取組が有効である。</p>	<p>市民と農の距離を近づけるため、JA セレサ川崎をはじめとする農業関係者に加え、多様な主体や幅広い世代の方々と連携を進めながら、本市農業の魅力を効果的に発信していくことが重要です。今後につきましても、SNS をはじめとした各種広報媒体やイベント等を通じ、市民の農業への理解促進を図ってまいります。</p>	B
3	<p>長十郎、禅寺丸柿、のらぼう菜、岩ちゃん豆など、川崎市で古くから栽培されてきた品種は重要な農業・文化資源なので、普及・保存に加え、加工原料として「素材化」することで広がりを持つと考える。</p>	<p>古くから栽培されてきた品種は重要な地域資源と考えており、「のらぼう菜」につきましては PR パンフレットの作成や、市内保育園等への種の配布を通じ認知度の向上に努めております。また「岩ちゃん豆」につきましては、栽培技術確立のため一部市内農業者とと</p>	C

	「川崎市農技1号」など新たな品種についても利用促進といった視点を強化することで、生産者の収益向上と市のブランド力向上の両立が期待できる。	もに試験的に栽培を行っております。一方、新品種「川崎市農技1号(かわさきつや菜)」につきましては、より良い条件で販売できるよう市内農業者のみに供給を行っているところでございます。これら本市に由来する品種につきましては、引き続き普及に努めていくとともに、加工などの素材としてまだ十分に活用されていない品種につきましては、まずは生産の安定化と供給体制の充実に支援し、その上で利用の促進にも取り組んでまいります。	
4	P.42の「7 参考資料(2)市内農業基本データ」の「作付・飼養別農業経営体数」にて「花き類・花木 80 経営体」の記載があるが、P.32の「5 施策の内容・目標となる指標」の「(2)基本施策」、「III市民と農業のつながる場・機会の拡大」、「<7>農業体験機会等の創出」において、「花き類・花木の増加目標数値」を明記してほしい。	農産物の生産品目の選択や、販売の有無、販売先等については、各農業者の経営方針によるものであり、持続的な農業経営の実現に向けて、力強い農業経営の推進を基本方針のひとつとして設定し、施策に取り組んでいくことから、各農産物の目標値ではなく、認定農業者の経営体数を本計画の成果指標としています。	D
5	「Regain」という取組を進めているNPO法人農スクールのように、農業による自立支援や、障害者雇用などを創出できないか。自然と直に触れ合う農作業が心身に与える影響力は大きいものと思える。農業一本だけの未来ではなく、このような連携ができそうな別分野との共創は有効かと思われる。	本計画のP.32のコラムで御紹介しているとおり、障害者の活動の場づくりや社会福祉の理解を深めることを目的に、本市では平成30年から福祉交流農園を開園しています。同農園では、市と運営利用者が共同で農園を運営しながら市民参加を募り、市民の農業体験の場を提供しており、市民参加者と障害者が農作業を通じた交流を持つなど、農福連携の取組が進められているところです。	B
6	26ページのコラムに記載された植物工場は農業の未来につながり、気候変動と人口増加と新興国の経済発展による地球の食糧問題の解決にも資する技術であり、川崎市の農業振興はもとより日本の経済力や安全保障力の向上にもつながる取組となることが期待できる。是非、川崎市をあげて植物工場の実用化と普及発展を力強く後押ししていただきたい。2025年の川崎市国際環境技術展に出展し	植物工場については、今年度開催しました「都市農業活性化連携フォーラム」にて、実際に運営されている農業者の方に御講演いただいたところです。植物工場での農産物の生産は、本市の課題でもある農産物の供給が不安定であるという課題解決に資する取組である一方、多額の初期投資を要することや、ランニングコストがかかることから、本市としては持続的な農業経営を実現できるよう、事	B

	川崎市の広報テレビ番組でも取り上げられた、世界初完全密閉型の植物栽培装置を独自開発した川崎テックセンターに植物工場の研究所がある企業と農業関係者や関連産業関係者等とのマッチングを推進してもらいたい。	業の採算性を鑑み、しっかりとした事業計画を立てる必要があり、容易に横展開ができる経営方法ではないと捉えています。 なお、今後も農業者と多様な主体とのマッチング支援を継続するなど、引き続き市内農業者の経営改善に向けて取り組んでまいります。	
7	農政を専門に担当する職員が採用・配置されておらず、現場の農業者が抱える課題や実情が十分に理解されず、相談や調整が円滑に進まないケースが少なくない。 農業・園芸分野を専門とする職員の新規採用、または専門知識を持つ人材の配置。体系的かつ継続的な農業研修の実施、実効性のある相談・意見交換体制の構築等、形式的な体制ではなく、実態に即した専門性のある農政運営を強く求める。	本計画の基本目標「豊かな「農」ある暮らしを次世代へ」を実現するためにも、農業者の課題を的確に把握する必要があり、基礎的な農業知識は不可欠であると考えています。こうした観点から、組織内に蓄積された知識・経験の円滑な共有を図るべく、そ菜部担当職員も含めて農業技術支援センターに配属した職員に対する研修の実施を検討してまいります。また、実効性のある相談・意見交換体制につきましては、農業行政への関心と適性を有する職員の適切な配置や、専門職の採用につきましては、本市都市農業の状況や農業施策の進捗等を踏まえ、必要に応じて関係局と協議し、検討してまいります。	C
8	川崎市ならではの強みとして「のらぼう菜」普及保全がある、ぜひ品質の統一を希望する。この先の4年間で農業技術支援センターと相談しながら「かわさきののらぼう菜はこれです」と言えるようにしていきたい。	のらぼう菜につきましては、早生から晩生まで多様な系統があり、各農家でそれぞれの形質を受け継いで栽培されてきた経緯がございますことから、栽培を一律に統一することは容易ではないものと考えております。一方、出荷物につきましては、花の茎を収穫したものを中心に、品質面である程度の方向性を共有できる可能性もございますので、今後、「かわさきのらぼうプロジェクト」をはじめとする関係者の皆さまと相談しながら、望ましい方向に進められるよう努めてまいります。	C
9	P.4の「沿革」について、多摩川だけではなく、多摩丘陵の谷戸の湧水も活用されていたのではないかと。麻生区には多摩川は流れていないが、鶴見川からの水ではなく湧水で営農したと聞いている。麻	御指摘のとおり、本市農業においては湧水による営農や禅寺丸柿等の伝統野菜もございまして、市内における認知度が低い「岩ちゃん豆」について資料のP.27に記載しています。資料スペ	D

	生区には禅寺丸柿、万福寺ニンジンなどの伝統野菜・果実も各種あるが、その点をどこかでふれていただけないか。	ースの都合上、生産量が多いものなど主だった農産物等に関する内容に限定させていただきました。御理解の程、お願い致します。	
10	P.7の「町内会・自治会での活動など」について、草刈や山道の管理等は高齢化によって今後の継続には課題がある。町内会や自治会への加入率も増えていないと思われる。その点をここでも書いておくことが必要ではないか。	農業者が担う様々な役割の一例として「町内会・自治会での活動など」を記載しておりますが、本計画はP.23に記載のとおり、「市の農業の目指す姿」をまとめるものでございますので、農業振興に関わる内容ではない課題等についての記載は控えさせていただきます。御意見の内容につきましては、本市の課題でございますので、所管部署に伝えさせていただきます。	D
11	P.7の「観光農園」について、一部の農園とあるが、どれぐらいなのか。また、どこにあるのか何かパンフレットなどはあるのか。追記願いたい。	本市が確認できている観光農園は、令和8年1月時点で20件で、主に麻生区・多摩区のナシ、イチゴなどのくだもの収穫を体験できる農園が多く見られます。観光農園の情報は地図や画像などが多いことから、別途ホームページやパンフレット等に掲載しています。詳細は「川崎市 観光農園」で検索すると表示される川崎市観光協会の「かわさき観光農園」のホームページを御覧ください。	B
12	P.18の「ウ 営農環境」の販売先についてだが、最近、人口が増えている武蔵小杉周辺の市民が農産物にアクセスしやすいように、JAと協力して販売店を増やすことはできないのだろうか。難しい場合は、決まった場所での定期的なファーマーズ・マーケットなど。販売先が増えて農家の収入も増えるし、川崎市の農業への関心も生まれるのではないか。	JA セレサ川崎が直営する大型農産物直売所「セレサモス」の出店についての御意見があることについては、JA セレサ川崎に伝えさせていただきます。 なお、JA セレサ川崎では小杉支店を始め、南部ではラゾーナ川崎プラザなど市内各所にて出張販売も定期的に行っていると伺っておりますので、詳しくはJA セレサ川崎の「ファーマーズ・マーケット セレサモス」のホームページを御覧ください。	B
13	P.19の「ウ 営農環境」の「農業経営」の課題などの③に関連して、里山の手入れをする人が高齢化でできなくなっていることもあり、今後獣害が増え、イノシシなど大型の動物による被害が生じる可能性がある。(多摩丘陵つながりで既に出ているかもしれない)。里山の手入れを広域連携で行うなどの対策が必要であり、「緑の基	本市においても野生鳥獣による農作物被害は生じており、イノシシの被害は発生していませんが、主にアライグマやタヌキ等の鳥獣が捕獲されているところです。これらの被害は農業者の営農意欲の減退につながる恐れがあることから、JA セレサ川崎や県と連携して鳥獣対策について取り組んでいくとともに、農業振興地域における	B

	本計画」との連携対策を検討してほしい。また、動物の狩猟が可能な人材の育成も必要ではないか。もし可能ならジビエを提供することができる農家レストランを経営者の育成も必要。	里山の管理につきましても取組を進め、関係各局との連携を進めてまいります。	
14	◎p.26 「<2>農業経営の改善の推進」 *グリーンインフラの取組みのひとつともいえる「アクアポニックス」は野外でも室内でもできる。企業の技術開発も進んでいるはずなので、環境配慮型のアクアポニックスを食育、観光といった機能も活かす形で企業の研究開発と連携してチャレンジできないか。	都市化の進展や温暖化等の環境変化に対し、安定した農業経営が行えるよう、関係機関と連携し、様々な農業経営体系や新技術について農業者への技術情報を発信するとともに、新技術の普及に取り組んでまいります。	B
15	P.29の「<4>農地の適正利用の維持」について、今ある農地の利用として農福連携の取組みがある。すでに市内でいろいろ実施されているが、それを増やすということは考えられないか。園芸療法の専門家にも協力してもらい、障害児や障害者限定の市民農園でリハビリテーションを行うという可能性を市の他の計画との連携企画として取り組めないか。障害を持っている子どもや大人が他の子どもや大人と繋がる場にもなる。	農福連携につきましては、P.32の記載のとおり、福祉交流農園の運営に取り組んでいるところですが、各農業者のもとでの農福連携につきましては、本市農業者の多くは家族経営により、限られた農地面積で、多品目少量の農産物の直売を行っており、人的資源が少ない中で、農業者自らが障害者の農業生産の工程を細かく管理することや作業を指示することが困難な状況です。本市の事業者が取り組む農福連携の事例としては、障害者就労施設等が主体となって農作業を行い、農産物や加工品の販売の販売等を行う好事例を確認しており、こうした好事例の横展開を図るため、広報や農地マッチング等を進めてまいります。	C

6 案からの変更点

パブリックコメントによる市民意見を踏まえた変更（下線は変更箇所）

変更の概要	変更前	変更内容（変更後）（※下線は変更箇所）
基本目標に関する御意見を踏まえた表現の修正	<p>4 川崎市農業振興計画の基本的な考え方（1） 基本目標など</p> <p>(1) 基本目標</p> <p>① 以下の視点に基づき、計画の基本目標を【豊かな「農」ある暮らしを次世代へ】に設定します。</p>	<p>4 川崎市農業振興計画の基本的な考え方（1） 基本目標など</p> <p>(1) 基本目標</p> <p>① 以下の視点に基づき、計画の基本目標を【豊かな「農」ある暮らしを次世代へ】に設定します。<u>ここで示す「農」とは産業としての農業のみならず、農地の持つ多面的な機能や地域の担い手としての農業者、文化・伝統等も含めた広い概念を指します。</u></p>

その他、用事・用語の修正など、所要の整備を行っています。

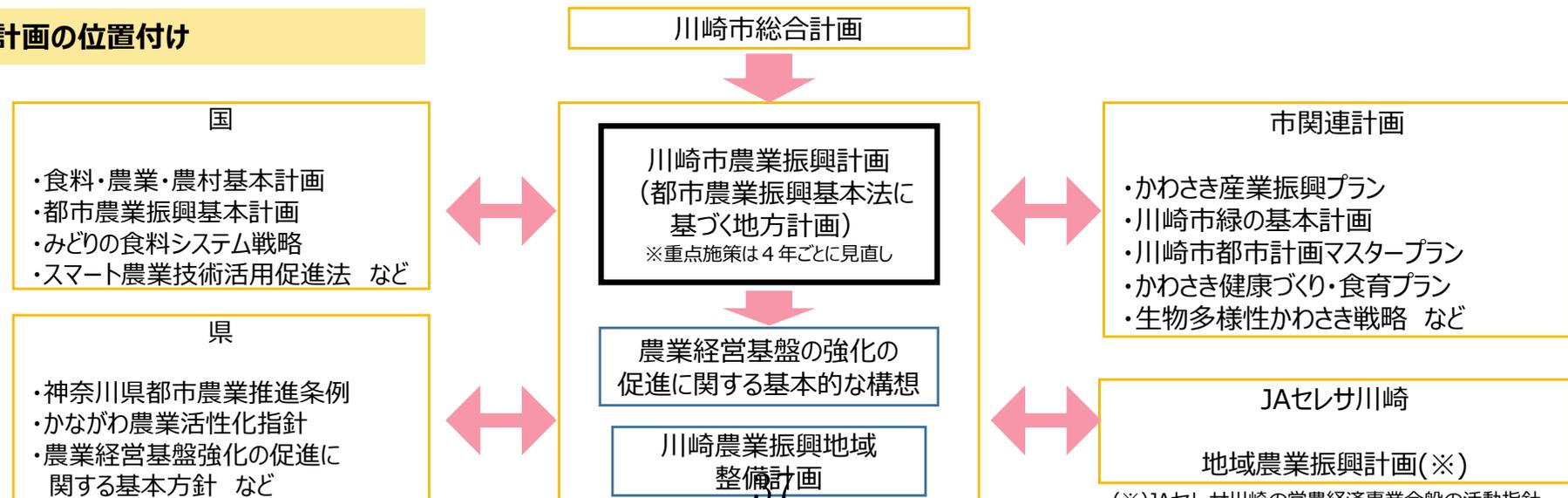
1 計画の策定にあたって (1) 計画策定の趣旨・計画期間・計画の位置付け

1. 本市では、平成28(2016)年2月に「川崎市農業振興計画」を策定し、農業者の生産意欲や市民の農業理解の向上を目指してきました。前計画は、概ね10年間で計画期間としてきましたが、農地・農業者の減少に加え、気候変動や農業資材の高騰、新技術の導入など社会経済環境の変化を的確に捉えて取組を進めていくため、新たな計画を策定し、課題に対応していきます。
2. 本計画の期間は、市総合計画と同様に、令和8(2026)年度から令和19(2037)年度までの12年間とします。
3. 本計画は、上位計画である「川崎市総合計画」や市関連計画である「かわさき産業振興プラン」、「川崎市緑の基本計画」などと整合を図りながら、農業分野の施策の方向性と具体的な取組を定めます。
4. 平成27(2015)年4月に施行された都市農業振興基本法に基づく都市農業の振興に関する地方計画として位置付けています。
5. 計画の推進にあたっては、県の「かながわ農業活性化指針」、JAセレサ川崎の「地域農業振興計画」と連携を図ります。

計画策定の趣旨・計画期間

- ① 平成20(2008)年の大型農産物直売所「セレスモス（麻生店）」開設、平成24(2012)年の明治大学黒川農場開場による地域連携など、市内農業の活性化が期待される新たな動きが生じていた平成28(2016)年に「川崎市農業振興計画」を策定しました。
- ② しかしながら、この間も農地や農業者数の減少傾向は継続し、原油高や為替変動などによる農業資材の高騰のほか、温暖化等の気候変動や食に対する不安の拡大など、農業を取りまく環境が一層厳しくなっています。
- ③ こうした課題に危機感を持って対応し、持続可能な農業を実現するとともに、都市農業の持つ多面的な機能を発揮することにより市民生活の豊かさを提供し続けるためには、現状や課題を踏まえた新たな計画の策定が必要です。
- ④ 令和8(2026)年度から令和19(2037)年度までの12年間とします。

計画の位置付け



(※)JAセレサ川崎の営農経済事業全般の活動指針



1 計画の策定にあたって （2）川崎市の農業の沿革、特色、必要性

1. 本市農業は多摩川の豊かな自然の恵み等を受けて発展してきましたが、戦後の都市化の進展等により、農地・農業者の減少が継続しています。
2. 一大消費地に近いメリットを活かし、多様な農業経営がなされており、販売方法は、消費者への直接販売が多くを占めています。

沿革

- ① 江戸時代には、多摩川の豊かな水利を活かした二ヶ領用水を開削し、約2,000haの水田が開墾されました。「多摩川梨」は、江戸時代から栽培が始まり、大正時代には関東の一大産地となりました。宮前区馬絹は、江戸時代から全国有数のハナモモの産地です。
- ② 明治時代以降、野菜の生産が増加しました。高津区久末地区では、大正5年から農産物品評会を開催し、100年以上にわたり継続されています。
- ③ 戦後の昭和30年代前半（1955～60年頃）までは多くの農地が存在していましたが、高度経済成長期以降、都市化の急速な進展により、農地や山林が商業地や宅地に転用され、生活環境が大きく変化しました。都市化の進展などによる営農環境の悪化や、相続税への対応に伴い、市内の農地・山林、農業者が減少しました。
- ④ 現在は、農業への意欲や先祖から続く農地を残していきたいとの思いを持つ農業者などの営農活動により市北西部を中心に農地等が維持されています。



多摩川梨



ハナモモ

特色

- ① 露地・施設野菜、果実、花き、畜産物など多様な農産物を生産しています。
- ② 一大消費地に近く、消費者ニーズに的確に応える農業が展開されてきた結果、栽培品目等が多様化してきました。
- ③ 生産・販売は、個別の農業者やグループで完結し、少量多品目生産での直売が多くを占めています。
- ④ なし・メロン・ぶどう・シクラメンなどは、贈答用の宅配や直売が中心です。
- ⑤ JAセレサ川崎が運営する大型農産物直売所「セレサモス」での販売や、市場への出荷、スーパー等の小売店への独自販路の開拓も盛んです。
- ⑥ 栽培指導等を行う川崎市農業技術支援センターを多摩区菅仙谷に設置しています。昭和34(1959)年に園芸技術普及農場山地果樹試験地として設置し、平成20(2008)年に現在の形に更新しました。



セレサモス麻生店 [平成20(2008)年オープン]



セレサモス宮前店 [平成27(2015)年オープン]



トマト（施設栽培）



1 計画の策定にあたって （2）川崎市の農業の沿革、特色、必要性

1. 本市農業・農地は、農産物の供給以外にも防災や環境保全、農業の理解醸成など多面的な機能を有しており、良好な都市環境の構築や市民の生活環境の向上に貢献しています。
2. 農業者の中には町内会・自治会や様々な行事などにおける地域の担い手となる方もいるなど、行政の重要なパートナーとしても欠かせない存在です。
3. 多面的な機能を有する農地は、農業者の責任感とたゆまない努力によって維持されています。

本市農地の持つ
多面的な機能

災害時の防災空間

火災の延焼防止や、大震災時の一時避難場所となる役割



環境の保全

都市の緑として、雨水の保水、地下水のかん養・生物の保護等に資する役割



市民の農業への理解の醸成

身近に存在する都市農業を通じて市民に農業への理解を醸成する役割



農業者が担う
様々な役割

町内会・自治会での活動など

地域で長く生活していることから、町内会・自治会や消防団等で活動したり、役職を担う方も存在します。また、草刈りや山道の管理などといった地域の環境の維持も担っています。



地域行事

農業者の協力の下、農地を活用した芋掘り体験など様々な地域行事が催されています。





2 これまでの本市農業施策の取組 (1)「育てる・創る」

「育てる・創る」 都市的立地を活かした健全な農業経営の推進と創造 平成28(2016)年度～令和6(2024)年度農業振興計画施策目標

健全な農業経営の推進等に向けて、農業者の育成を進め、認定農業者(※)の経営体数や農地貸借面積の増加、減農薬や適正な施肥につながる環境保全型農業の導入による差別化等を通じて、農業経営が改善しているほか、新規参入者の就農が実現しています。

(※)市町村の基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を作成し、これを市町村から認定を受けた地域農業を牽引する意欲のある農業者。なお、認定農業者が目指す経営指標は 概ね次のとおり (年間農業所得：1 個別経営体当たり650～750万円程度／年間労働時間：主たる従事者1人 当たり1,800～2,000時間程度)

農業収入の向上

認定農業者等の意欲ある農業者への農地マッチングの推進や、生産性・収益性の向上、経営安定化に向けた農業用施設・機械導入補助の活用の普及や、援農ボランティアの育成等を実施しました。

<成果等>

・認定農業者の経営体数	目標 令和2(2020)年度 38経営体、令和7(2025)年度 50経営体	⇒ 実績 令和6(2024)年度 57経営体
・認定農業者等を対象とした (設備等導入)助成	目標 平成28(2016)年～令和6(2024)年 累計27件 (3件/年)	⇒ 実績 同期間の累計 35件
・利用権(※)の設定面積	目標 令和6(2024)年度 9.7ha	⇒ 実績 令和6(2024)年度 13.2ha
・農業者等を対象とした施設整備・ 機械等の導入助成	目標 平成28(2016)年～令和6(2024)年 累計36件 (4件/年)	⇒ 実績 同期間の累計47件
・援農ボランティアの育成人数	目標 令和6(2024)年 累計176人	⇒ 実績 令和6(2024)年度 累計172人

(※)農業経営基盤強化促進法に基づく権利で、農業上の利用を目的とする農地の賃貸借権・使用貸借権等のこと

(経済労働局都市農業振興センター調べ)

制度を活用した農業者の事例

立川農園 (麻生区黒川)

- ・ 高密度での長期多段栽培を実現。高収量・安定生産が見込めるトマト栽培システムを導入
- ・ 灌水、温度管理などICTを利用
- ・ トマトの売上額が2倍以上増加



Slow Farm (麻生区早野)

- ・ 早野の休耕田を取得して、イチゴ農園を開設
- ・ 環境制御装置を完備した施設栽培で省力化
- ・ 農園内に自社のイチゴ等を使ったスイーツを製造販売する洋菓子店を開設し、廃棄率の少ない農業経営を実現





2 これまでの本市農業施策の取組 (2) 「活かす」・「繋ぐ」

「活かす」 都市的立地を活かした健全な農業経営の推進と創造 平成28(2016)年度～令和6(2024)年度農業振興計画施策目標

農地の保全・活用に向けて、生産緑地(※1)の指定基準を緩和したことや、農地の貸借が安心して行える制度を周知したことで、新たに指定される農地が増加しました。JAセレサ川崎との連携により特定生産緑地(※2)の指定割合が全国平均を上回る約88%となりました。

(※1)都市における良好な生活環境の保全や都市災害の防止などを目的として、市街化区域内の農地等を対象に指定される農地。この指定により、農地所有者は 営農義務が生じ
るが、税制面での優遇措置を受けることができる

(※2)生産緑地の指定から30年の期限後も税制優遇を10年ごとに延長できるもの

<成果等>

・新規の生産緑地の指定面積

目標 平成28(2016)年～令和6(2024)年 12,000㎡/年 ⇒ 実績 同期間の合計126,295㎡(平均約14,000㎡/年)

・特定生産緑地の指定

平成6(1994)年に指定して30年が経過した生産緑地のうち、特定生産緑地に指定した割合は88.2%

※国土交通省調査：令和6(2024)年12月末時点：全国73.5%、東京都87% (経済労働局都市農業振興センター調べ)



生産緑地

「繋ぐ」 多面的な機能を有する農地の保全・活用 平成28(2016)年度～令和6(2024)年度農業振興計画施策目標

市民の農業理解の促進に向けて、JAセレサ川崎と連携しながら農業体験や農産物と触れる機会を創出したことにより、多くの市民の参加を得ました。

<成果等>

・市民が「農」に触れる場としてのイベントの来場者数

目標 令和6(2024)年度 10,000人 ⇒ 実績 同年度 15,000人

・1日農体験「ファーマーズクラブ」参加者の満足度

目標 85～90% ⇒ 実績 平成30(2018)年～令和6(2024)年 すべて100%

・市民農園等の累計面積

目標 令和7(2025)年度 98,000㎡ ⇒ 実績 令和6(2024)年度 120,728㎡

(経済労働局都市農業振興センター調べ)



花と緑の市民フェア



若手農業者が実施する収穫体験事業



3 川崎市農業の現状と課題 (1) 本市農業を取り巻く社会経済環境の変化、(2) 現状・課題など

(1) 本市農業を取り巻く社会経済環境の変化

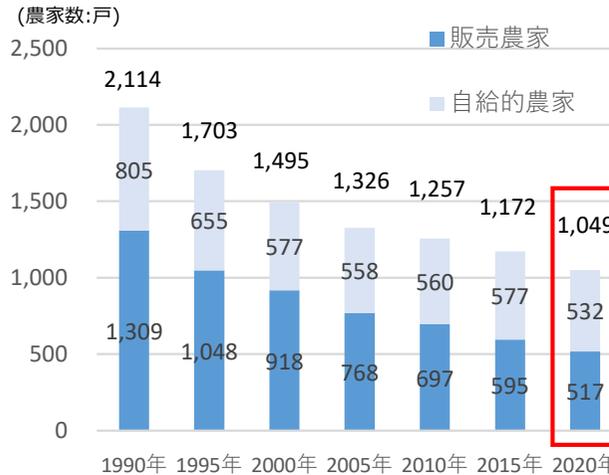
1. 国において、都市農地は、「宅地化すべきもの」から「都市にあるべきもの」として位置付けられ、その多面的な価値が再評価され、都市農業振興基本法では、食料供給だけでなく、防災空間や地域交流、環境教育の場としての役割が強調されるなど、都市農業の振興を目的とする制度改革が進んでいます。
2. 持続可能な農業の実現に向けては、環境負荷を低減する農業や先端技術を活用したスマート農業の推進が求められています。
3. 本市においても、こうした国の方針を踏まえ、都市農業の新たな役割に対応した施策が必要です。

(※)認定農業者：

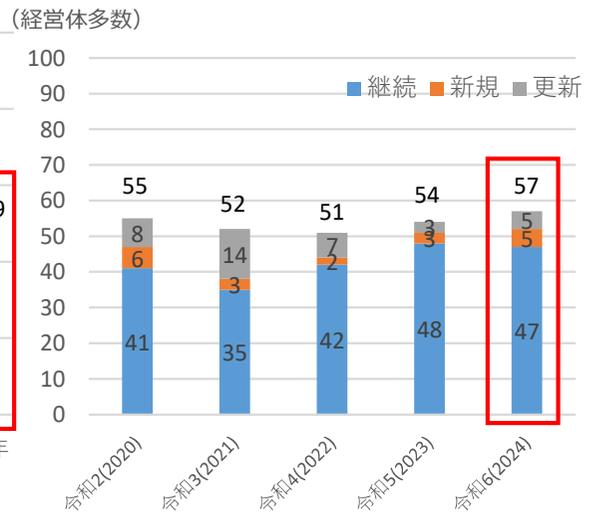
市町村の基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を作成し、これを市町村から認定を受けた地域農業を牽引する意欲のある農業者。認定期間は5年間で、期間満了前に計画の見直し（更新）を行っています。なお、認定農業者が目指す経営指標は概ね次のとおり

年間農業所得：1個別経営体当たり650～750万円程度
年間労働時間：主たる従事者1人当たり1,800～2,000時間程度

農家数の推移



年度別認定農業者(※)の経営体数



(2) 現状・課題など (農業者)

項目	現状	課題など
農業者数	① 令和2(2020)年2月時点で1,049戸であり、10年間で農家数は208戸（約16%）減少しています。 ② 減少理由として自身の高齢化・傷病のほか、後継者の技術・販路・農業者間ネットワーク・周辺環境への配慮等への不安感、施設・機器の故障等があります。	① 年々減少傾向にあり、担い手の育成・確保が重要です。 ② 後継者の就農促進のため、農業収入の向上や労働負担の軽減化、地域での農業経営への理解促進に向けた取組が必要です。 ③ 若手農業者団体や女性農業者団体などのネットワークづくりに向けた支援を継続し、市民の農業理解の促進や情報交換による農業意欲・生産技術の安定・向上が必要です。
年齢階層	① 年齢階層別の割合は60歳以上が約85%です。 ② 後継者なしは約30%です。	
新規就農者	近年は、農家以外の出身者である新規参入者も含め、毎年5～10人程度で推移しています。	経験の浅い農業者が農業を継続できるよう、技術支援を含めたフォロー体制の充実が必要です。
認定農業者(※)	① 認定農業者の経営体数は、令和6(2024)年度で57経営体です。 ② 平成26(2014)年度の25経営体から約2倍に増えていますが、近年は横ばいとなっています。	認定農業者になるメリットの周知や、本市支援制度を活用して農業経営が改善した具体的な事例の紹介や販売農家への支援強化などの取組が必要です。

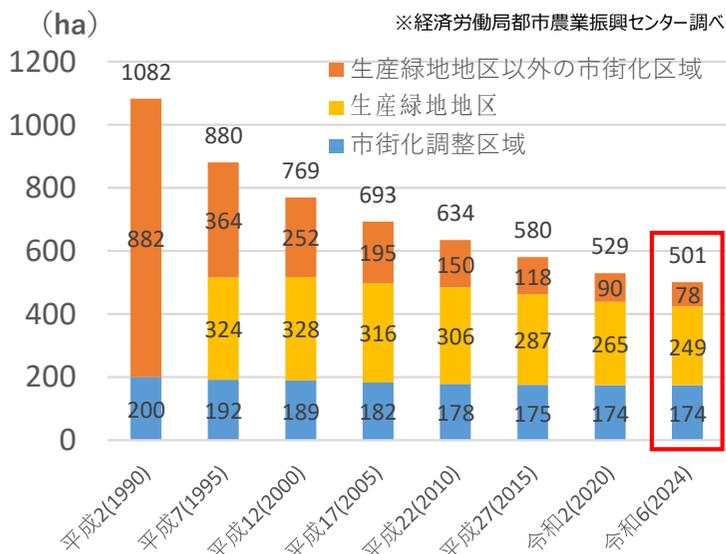


3 川崎市農業の現状と課題 (2) 現状・課題など

(2) 現状・課題など (農地)

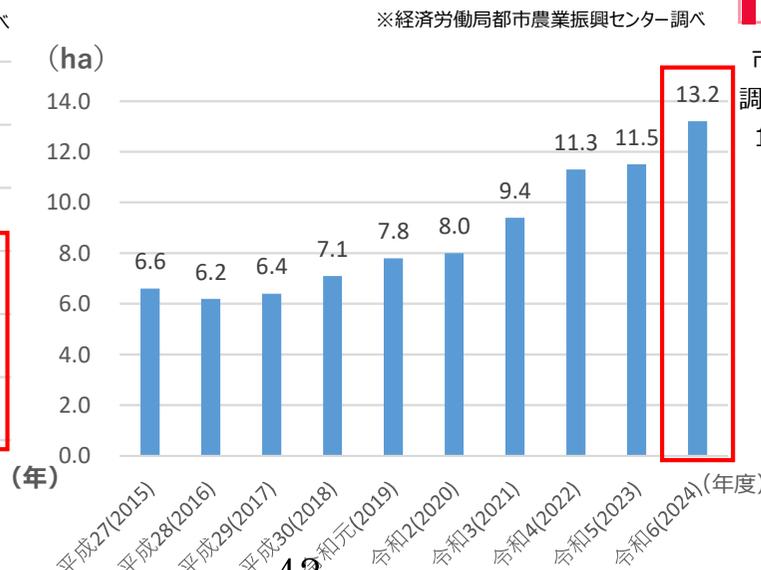
項目	現状	課題など
農地	① 令和6(2024)1月時点で501.2ha(市域の約3.5%)で、30年間で半減しています。近年は減少率が鈍化しています。 (内訳：市街化区域327.1ha、市街化調整区域174.1ha) ② 遊休農地は0.58haで、近年横ばいで推移しています。	① 活用が困難となった農地を意欲ある農業者等に貸借する制度の一層の利用促進が必要です。 ② 遊休農地や違反転用については、農業委員会・県・警察等と連携し、適正化に向けたパトロールを行っています。解決には相応の時間と労力が必要です。
利用権設定面積	農業経営基盤促進法等に基づく農地貸借の設定面積は、令和6(2024)年度は13.2haで、増加傾向です。	
市街化区域の農地	市街化区域のうち、生産緑地は248.9haです。 (市内農地全体の約50%)	2022年生産緑地問題では、JAセレサ川崎との連携により、平成6(1994)年に生産緑地に指定して30年が経過した農地の約88%を特定生産緑地に指定しました。
市街化調整区域の農地	市街化調整区域における農業振興地域内の農地は107.3haです。 (市内農地全体の約21%)	農業振興地域では、農業上の利用が求められる地域であるため、地域のあり方の継続的な検討や、主に麻生区黒川地区で活動する里山援農ボランティアによる遊休農地対策など地域資源を活用した振興策を推進するとともに、ストックマネジメントによる農業生産基盤の維持管理などの取組が必要です。

都市計画区域別 農地面積の推移

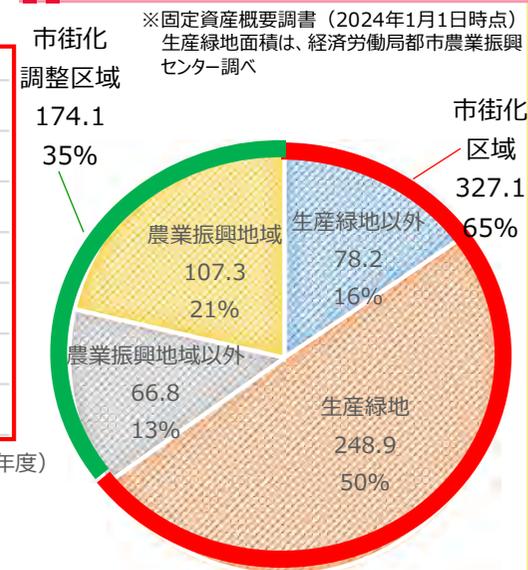


(※)現行の生産緑地制度は平成4(1992)年から指定

農地貸借(利用権設定)面積の推移



市内総農地面積(501.2ha)の内訳



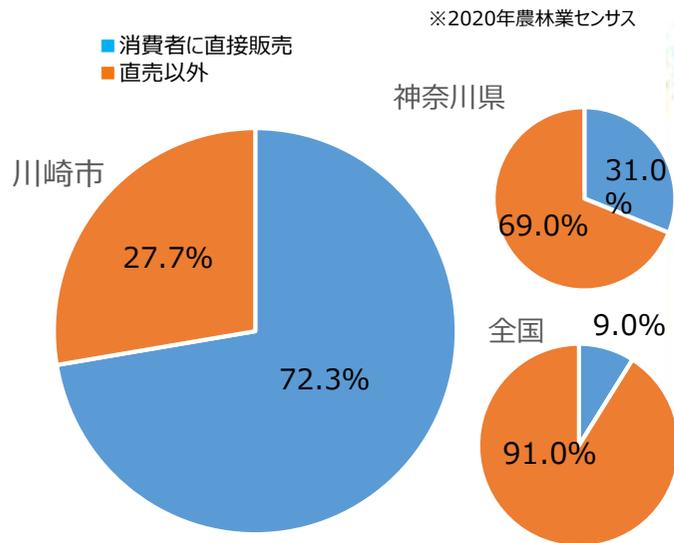


3 川崎市農業の現状と課題 (2) 現状・課題など

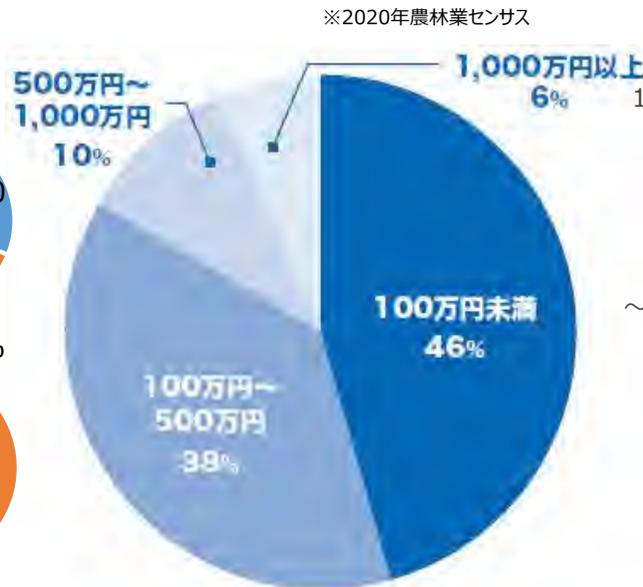
(2) 現状・課題など (営農環境)

項目	現状	課題など
販売先	農産物の主な販売先は、消費地に近接したメリットを活かした消費者への直接販売です。	各農園ごとに自農園の直売所等で販売を行っているため、市内産農産物の販売情報が市民に届きにくくなっています。
農業収入	100万円未満が46%、100万～500万円が38%と、農業収入500万円以下の農業経営体が全体の約8割を占めています。	経営に影響を及ぼすものとして、気象条件の変化による生育不良や、国際情勢の不安定化、為替相場の影響による燃料や資材価格の高騰などが挙げられます。
農業経営	① 農業者1世帯あたりの耕作面積は30a(※1)未満が5割以上であり、全国平均の3.1ha(※2)と比較して、経営規模は小さいです。 (※1) 30a = 3,000㎡ (※2) 3.1ha = 31,000㎡、2020年農林業センサスより ② 近年は、消費者ニーズの変化や気候変動への対応などにより、イチゴやミカン等の耕作面積が増加傾向にあります。	限られた農地のより効率的な活用や農業収入の増加に向けて、付加価値の高い農産物の生産に対応した技術の向上が必要です。

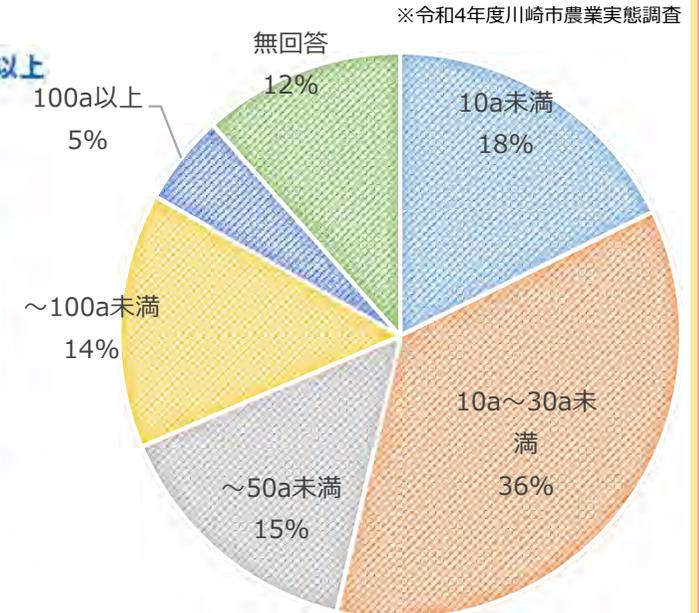
販売の方法 (経営体の販売金額1位の出荷先別割合)



農産物販売金額の割合



農家1世帯の耕作面積の規模





3 川崎市農業の現状と課題 (2) 現状・課題など

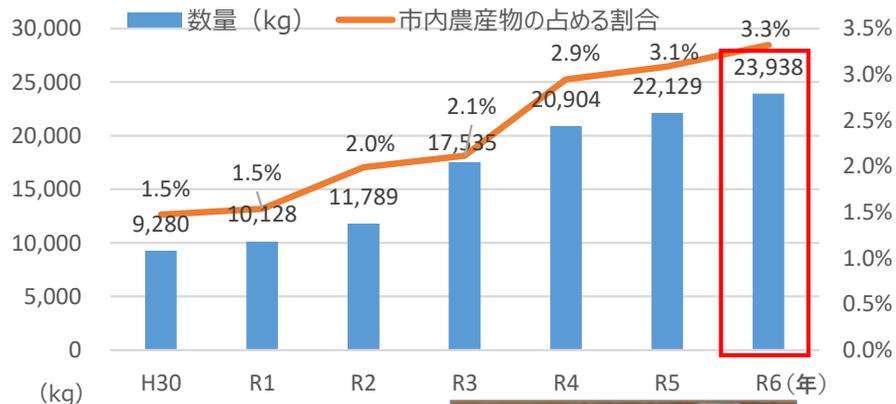
(2) 現状・課題など（地産地消の推進、地域・市民と農とのつながり）

項目	現状	課題など
市民と農とのつながり	令和6(2024)年度かわさき市民アンケートでは、本市で農業が行われていることを知っている市民の割合は約半数です。	市内農業の認知度向上のため、身近に農業・農地が少ない市南部（川崎・幸区）における市内産農産物に触れる機会の拡充が必要です。
中学校給食	① 平成29(2017)年度から開始され、市内産農産物を月2回程度提供しています。 ② 使用量は、令和6(2024)年時点で約24トンと増加傾向です。	学校給食への食材提供の継続に向け、学校や給食センターでの給食調理の現状について、農業者と担当栄養士等との意見交換を継続しています。
市民農園等（※）	① 市民農園等(公設・民設)の総面積は、令和6(2024)年度で約12.07haで微増傾向です。 ② 同年度の内訳は公設6,778.09㎡、農家等が開設する民設113,949.66㎡で、民設が約95%を占めています。	市の中部や南部を中心に市民の利用希望は依然としてあり、農業者等への民設農園の開設支援や運営支援の継続が必要です。

(※) 市民がレクリエーションとしての自家用野菜・花の栽培、いきがづくり、体験学習などの多様な目的で小面積の農地を利用できるもの。体験型農園を含む。

中学校給食における市内産農産物の利用状況

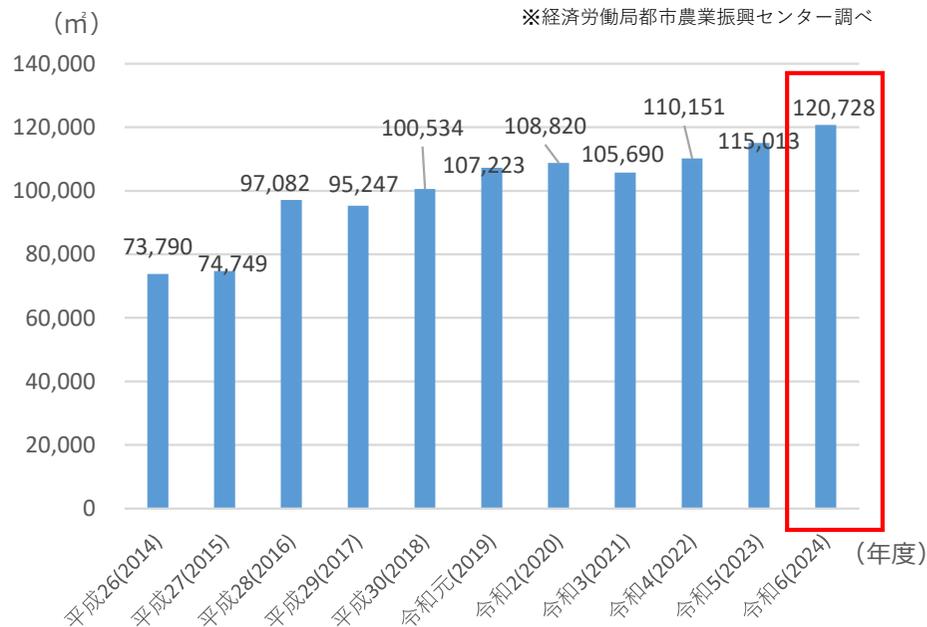
※教育委員会事務局健康給食推進室調べ



かわさきそだちを使った中学校給食
※市内産のたまねぎ、香辛子粉を使用

市民農園等（体験型農園を含む）の面積

※経済労働局都市農業振興センター調べ





4 川崎市農業振興計画の基本的な考え方（1）基本目標など

本市農業の現状や課題を踏まえ、今後12年間を見据え、これからの本市都市農業のあるべき姿について、次の基本目標、基本方針、基本施策を位置付け、各事業を展開していきます。

（1）基本目標

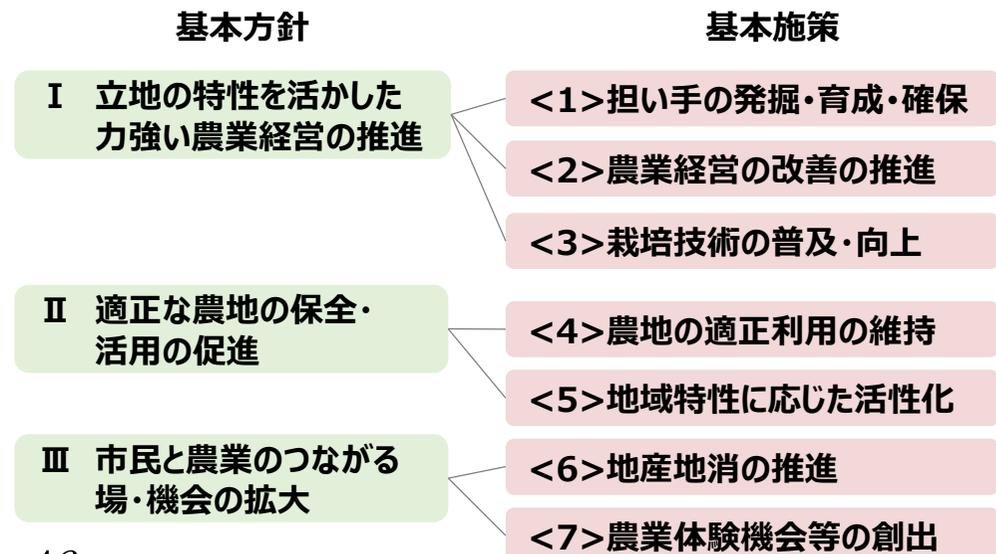
- ① 以下の視点に基づき、計画の基本目標を【豊かな「農」ある暮らしを次世代へ】に設定します。ここで示す「農」とは産業としての農業のみならず、農地の持つ多面的な機能や地域の担い手としての農業者、文化・伝統等も含めた広い概念を指します。
- ② 本市農業は、新鮮な農産物の供給のほか、良好な景観形成や生物の生息空間、災害時の一時避難所、農業体験などの教育の場など、市民生活を豊かにする多面的な機能を有しています。
- ③ 急速に進む少子高齢化により、令和12(2030)年には、国民の5人に1人が後期高齢者となることが予測されており、本市農業においても農業者数や農地の減少が加速する恐れがあります。
- ④ こうした状況においても、豊かな農ある都市環境を形成していくために、農業者・市民・JAセレサ川崎等関係機関・行政等が一体となって、本市農業の多面的な機能を次世代に引き継いでいけるよう取り組んでいきます。

豊かな「農」ある暮らしを次世代へ

（2）基本方針・基本施策

- ① 本市農業の持続には、農地の保全と農産物を生産する農業者の存在が不可欠であり、いかに両者の減少を抑制するかが重要です。
- ② 都市農業の安定的な継続のためには市民の農業理解の促進も必要です。

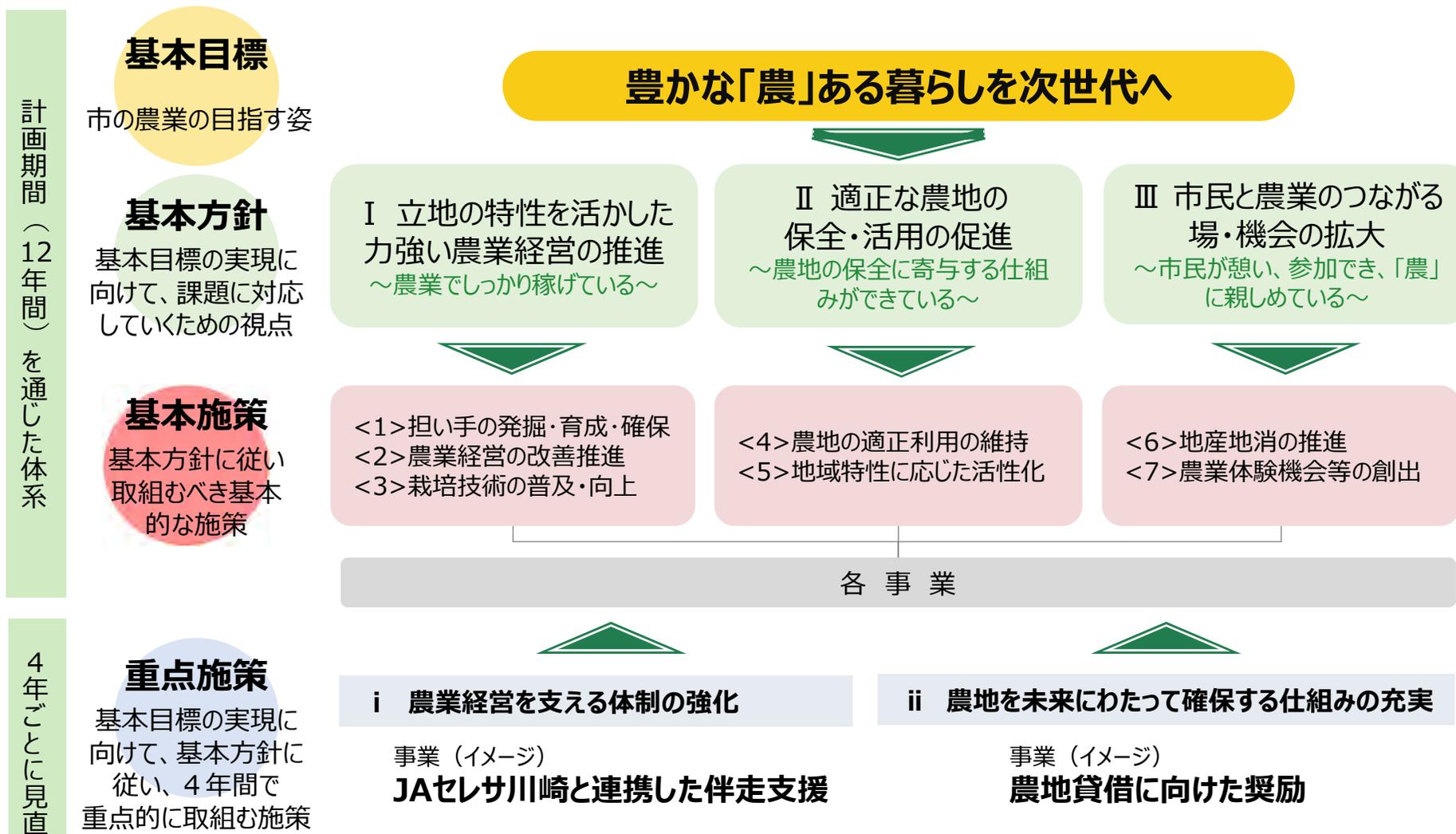
前計画における施策の成果や、国の農業政策などの社会経済環境の変化、市内農業の現状・課題を踏まえ、持続的な農業を実現していくために必要な「農業経営」「農地保全」「市民との交流・理解」の3つの視点を基本方針とし、基本方針に則した7つの基本施策を右図のとおり整理します。





4 川崎市農業振興計画の基本的な考え方（2）施策の体系

1. 基本目標の実現に向けて効果的に施策を推進するため、4年間で重点的に取り組む施策を「重点施策」と位置付け、4年ごとに取組の結果を評価し、附属機関の審議等を踏まえて見直しを行います。
2. 令和8(2026)年度から令和11(2029)年度までの4年間においては、農業者数・農地の減少が加速する恐れへの危機感を持った対応として、農業経営の基盤となる「農業者」と「農地」の確保に向けた次の2つを重点施策とします。



※ i ii は令和8(2026)～令和11(2029)年度の4年間における重点施策で、基本施策と並行して取り組むもの。取組による成果・評価等に応じて4年ごとに見直しを行います。



5 施策の内容・目標となる指標 （1）基本方針

農業者数や農地の減少、小規模経営が多数といった本市の現状や国の動向を踏まえ、全体的な課題解決に寄与する共通事項を3つの〈基本方針〉として整理しました。

I 立地の特性を活かした力強い農業経営の推進

- ① 農業を親から継ごうとしている方、農業収入向上を目指す方、経験の浅い方、初めて農業に携わる方など農業の担い手が活躍することを目標とした施策の基本方針です。
- ② 新技術の活用・普及を通じて、労働負担の軽減・効率化・生産性の向上により持続可能な農業の実現を目指すとともに、川崎ならではの強み・特徴を活かして、より安定した経営に取り組めるよう経営改善を支援するなど、力強い農業経営の実現を目指します。



麻生区早野の田園風景

II 適正な農地の保全・活用の促進

- ① 農地が持つ多面的な機能の保全に寄与する仕組みづくりや、農地活用の促進を目標とした施策の基本方針です。
- ② 農地は大災害時に一時（いつか）避難場所として機能していること、農地で育まれる緑が市民生活の安らぎに貢献していること、緑が維持されることで環境保全の役割を担っていることなど、農地が担う多面的価値を、市民にわかりやすく伝えていくことを目指します。



麻生区早野の農地

III 市民と農業のつながる場・機会の拡大

- ① 農業者やJAセレサ川崎などの農業関係者のほか、様々な方と連携しながら、農業の魅力を体験できる場など様々な機会を生み出していき、市民の農業への理解を促進することを目標とした施策の基本方針です。
- ② 料理教室や直売会など、川崎の農を身近に見て、知って、感じることができる機会を通じて、市民と農の距離を近づけていくことを目指します。



市内産農産物を使った料理教室



5 施策の内容・目標となる指標（2）基本施策

I 立地の特性を活かした力強い農業経営の推進

<1>担い手の発掘・育成・確保

<取組方針>

農業者数は年々減少傾向にあり、高齢化や後継者不足の課題も深刻化しているため、新たな担い手の確保や後継者の就農促進などを進めていく必要があります。

主な具体的取組	内容
認定農業者や新規就農希望者に対する支援	担い手の育成・確保のため、地域の農業をけん引する存在である認定農業者の増加に向けた取組や、新規就農希望者に向けた支援等を進めていきます。 認定農業者の増加に向けては、農業収入の向上を目指す販売農家の経営支援を進め、認定農業者の指標となる年間農業所得・労働時間等の農業経営改善計画の達成を目指すための支援を進めていきます。 また、新規参入に向けた農地マッチングや機械・設備等の導入支援など、JAセレサ川崎等と連携しながら取り組めます。 技術面においては農業技術支援センターの取組を通じて支援していきます。
農地マッチングの促進	1年間耕作がされていない農地について、貸出希望とする農地があった場合には、農地中間管理機構や市に情報を提供、農地貸借に繋げる取組を進めていきます。 また、農地貸借への抵抗感の緩和などの意識醸成も進め、担い手不在の農地について、地域の農業を担う農業者や新規就農希望者への集積を図り、農地を未来に渡って確保することにもつなげます。

<2>農業経営の改善の推進

<取組方針>

本市の持続的な農業の発展に向け、効果的な農業経営を推進することが望ましく、特に認定農業者等の高い営農意欲を持つ農業者への効果的な経営支援の必要性が高まっています。

主な具体的取組	内容
農業経営支援・技術支援	主に経験の浅い農業者を対象とした農業技術指導の講習会等を通じて、農業収入の向上を志向する農業者等のニーズに応え、持続可能な農業の実現を目指します。 また、税制や資産管理等を踏まえた総合的な農業経営相談体制の構築による経営支援のほか、関係機関との連携による農業者同士の交流促進などに取り組めます。
新技術（スマート農業等）、農業者への技術情報発信	農業収入の向上や労働負担軽減等をより一層推進するため、本市の経営形態に合った新技術（スマート農業等）の導入・普及に取り組めます。



5 施策の内容・目標となる指標（2）基本施策

I 立地の特性を活かした力強い農業経営の推進

<3>栽培技術の普及・向上

<取組方針>

近年は気象条件の変化や農業資材の高騰などの社会変動により、営農環境が変化し続けています。こうした変化に対応するための生産性向上に向けた農業技術支援が必要です。



川崎市農技1号（かわさきつや菜）

主な具体的取組	内容
農業収入の向上に向けた実証栽培の実施・情報発信	気象条件の変化や社会変動等に対応し、農業収入の向上につながる実証栽培、農業者への指導・情報発信等を行い、技術向上を支援します。
経験の浅い農業者等への指導・講習会の実施	経験の浅い農業者や新規就農者に対し、関係機関と連携しながら、講習会や技術的な相談・アドバイス等を実施します。
川崎ならではの強み・特徴を活かした品種の普及・保存	長十郎や禅寺丸柿、のらぼう菜、岩ちゃん豆のように本市において古くから栽培されている品種の普及保存のほか、「川崎市農技1号」等の新たな品種の普及や関係機関と連携した新品種の育成等に取り組みます。

【農業技術支援の中核拠点としての農業技術支援センター】

本市の農業技術支援の中核拠点としての役割を担い、農業振興計画に掲げる目標達成のため、「技術指導」「担い手の育成・確保」「品種普及・保存」「情報発信」等の必要な機能を整理し、持続的な農業経営を支援していきます。

現状	農業技術支援センターは、これまで地域特性に合った技術指導・普及や新規就農者支援を通じて、本市農業における技術支援の中核拠点として地域農業の安定と持続的発展に貢献してきました。
課題	今後の技術支援として、気候変動による農産物の生育不良に対応した品種の提案や技術指導、国際情勢の不安定化に伴う肥料、農薬などの高騰に対応するための土壌分析結果を通じた適正な施肥指導などへの対応が求められています。また、築50年を超える管理棟等の応急的な補修が発生しています。
方向性	気象条件の変化、国等の動き、農業者を取り巻く地域環境・営農環境の変化等を踏まえて、各関係者と連携しながら対応することが必要です。
機能更新	都市農業の持続可能な発展に向けて、農業技術支援センターの必要な機能を整理するとともに、整備・運営手法を決定していきます。



5 施策の内容・目標となる指標（2）基本施策

II 適正な農地の保全・活用の促進

<4> 農地の適正利用の維持

<取組方針>

農地は減少傾向にあるものの、農産物の供給以外にも防災や環境保全、農業理解醸成など多面的な機能を有しており、良好な都市環境の構築や市民の生活環境向上に貢献していることから、農地の保全・活用に向けて、生産緑地制度の活用や農地の適正利用の推進とともに、認定農業者、農業後継者及び新規参入者などの担い手への農地マッチング等を進めていく必要があります。



農地パトロール

主な具体的取組	内容
生産緑地・特定生産緑地制度の活用	市街化区域内にある農地等がもつ緑地の役割を評価し、良好な都市環境を作るため、生産緑地制度を活用します。また、近く買取申出期限を迎える生産緑地について、特定生産緑地の指定を推進します。
違反転用防止、農地パトロール	農地パトロールや農地の利用意向調査を実施し、違反転用や遊休農地を未然に防ぐとともに、農業委員会・県・警察と連携し、所有者等に対して粘り強く是正指導を行っていきます。

<5> 地域特性に応じた活性化

<取組方針>

農業振興地域では、まとまりのある農地が存在している一方で、農業従事者の減少や高齢化に伴い、適正な利用が困難となり遊休農地化などの事例も生じているため、引き続き計画を適切に推進することで優良な農地を保全するとともに、地域の農業の活性化に向けた新たな農業従事者の発掘やイベントの実施等の取組が必要です。



早野野菜マーケット

主な具体的取組	内容
農業振興地域での農業者・地域住民と連携したイベント等の開催	JAセレサ川崎が運営する大型直売所「セレサモス」を核にした情報発信、各地域での農業体験、農業者と地域住民等が連携したイベントの実施や、農業者が主催する地域農業の活性化に向けたイベント等の支援など、地域の活性化施策を行います。
地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）（※）の実現に向けた取組	農業振興地域の3地区（岡上・黒川・早野）における地域での話し合いを通じて、農地の集約化や担い手の確保等に取り組みます。

（※）農業経営基盤強化促進法により全市町村で策定が義務付けられた計画で、10年後を見据えて、農業者や関係機関等による協議の上、地域の農業の将来のあり方、対象区域、農地集積等の取組内容、目標地図等を定めたもの。本市では令和7(2025)年3月に策定



5 施策の内容・目標となる指標（2）基本施策

Ⅲ 市民と農業のつながる場・機会の拡大

<6>地産地消の推進

<取組方針>

本市農地の65%が市街化区域内にあり、多くの農地が住宅と近接しているため、農業者は土埃、音、匂いなど周辺環境に配慮して農作業を行っています。また、カラスやアライグマなどによる農産物被害は近年増加傾向にあり、農業者の営農意欲の減退につながることから、地域住民と一体となった農業への理解醸成に向けた取組が必要です。

主な具体的な取組	内容
料理教室の開催、農産物直売会の支援	JAセレサ川崎、市、生産者等が組織する「かわさき地産地消推進協議会」等による、市内産農産物「かわさきそだち」を使った料理教室や食育活動の実施等を通じて、「かわさきそだち」の魅力に触れる機会を提供し、継続的な購買を促します。 農地が少なく、農業に触れる機会が少ない市南部の住民や転入間もない住民にかわさきの農業の認知度向上を図るため、南部でのPR強化に取り組めます。
JAセレサ川崎や市が実施する農業イベント等の情報の集約・発信	JAセレサ川崎の支店や市が開催する農業イベントをかわさき地産地消推進協議会がとりまとめてSNS等を活用して市民向けにPRするなど、より効率的、効果的なPR手法を模索し、市民の農業理解の深化を図ります。 市民向けに地域を担う農業者の活動や思いを発信し、豊かな農ある暮らしが身近にあることの喚起を促します。

<7>農業体験機会等の創出

<取組方針>

1. 農業体験機会の創出により、市民の農業理解の醸成のほか、農業者が主催する農業体験イベントや、市内で増加傾向にあるイチゴの摘み取り等の観光農園の来園者増加による農業収入の向上、援農ボランティアによる農業者の担い手不足解消、労力負担軽減を図ります。
2. 農業収入の向上や労力負担の軽減が“豊かな「農」ある環境の次世代への継承”につながることから、農業者が主催する農業体験イベントや観光農園のPR等に取り組めます。

主な具体的な取組	内容
農業体験機会の提供	若手農業者団体が実施する収穫体験イベントは、参加者が各農業者と触れ合うことにより、農業理解醸成のほか、各農園の顧客増加につながることから、引き続き取組を進めます。 農業は繁忙期と閑散期の波があり、天候に左右されるため、常時雇用よりも、随時人手を確保可能な仕組みが適しており、各農園の作業を支援する援農ボランティアが欠かせない取組となっていることから、農業者のニーズに沿った農産物の援農ボランティアの育成を継続します。
農業イベントの実施	JAセレサ川崎や庁内関係課、民間事業者等と連携し、効果的なイベントの実施に取り組めます。



5 施策の内容・目標となる指標 (3) 成果指標

1. 次の3項目を成果指標として設定し、施策に取り組んでいきます。それぞれ、「農業経営」「農地確保」「市民との交流・理解」の3つの視点による基本方針と対応しています。
2. 農業者数・農地の減少及び担い手不足の課題への危機感を持った対応として、まず優先して取り組むべき3項目に絞っています。

成果指標

名称	現状	目標値	成果指標設定理由
① 認定農業者の経営体数	57経営体 (R6年度)	65経営体以上 (R11年度)	農業者数全体が年々減少傾向にある中で、新たな担い手確保・育成のためには、農業経営の改善・安定化に取り組む農業者数増加の取組が必要であり、その効果として自ら農業経営改善計画を作成し、市町村に認められた「認定農業者」の経営体数を指標としています。
② 市街化調整区域での農地賃借面積	13.2ha (R6年度)	19.6ha以上 (R11年度)	農地がこの30年間で半減してきており、農地の保全と活用に向けて、農地賃借の推進により耕作放棄地や違反転用を抑えるとともに担い手への農地集積が必要であり、その取組の効果として、公示されて客観性もある市街化調整区域内での農地賃借面積（農地法3条の賃貸を除く）の増加を適切な指標としています。
③ 援農ボランティア数	172人 (R6年度)	200人以上 (R11年度)	市民と農業のつながる機会に関する取組の効果として、農業者の労働力不足解決に寄与する援農ボランティアの増加を適切な指標としています。 なお、援農ボランティアになるにはかわさきそだち栽培支援講座にて基礎的なそ菜、果樹の栽培について講義と実習を2年間行い、講座修了後、修了生で組織する援農者組織へ加入する必要があります。

関連する主な計画

川崎市総合計画
(総務企画局所管)

かわさき産業振興プラン
(経済労働局所管)

川崎市緑の基本計画
(建設緑政局所管)



5 施策の内容・目標となる指標 (4) 主なアウトプット等

川崎市総合計画においては、「基本政策 4 活力と魅力あふれる力強い都市づくり」に「施策4-1-4 都市農業の振興」を位置付けており、農業施策における主なアウトプット等は次のとおりです。

主なアウトプット等

事務事業	取組内容	主なアウトプット
農の担い手育成支援事業	今後の本市農業を担う経営感覚に優れた農業者（担い手）の育成に向けて、認定農業者のほか、農業経営の改善を目指す販売農家や新規就農者への支援を強化するとともに、女性・青年農業者団体が行う活動への支援を通じ、農業者同士のネットワークづくりを図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ① 認定農業者への支援（毎年度） ② 新規就農希望者からの相談対応（毎年度） ③ 女性・青年農業者団体の活動支援（毎年度）
農業経営・技術向上支援事業	農産物の生産技術の向上に向けた支援、農業経営の効率化・安定化のための支援、農業技術を理解した市民ボランティアの育成・活用等を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ① 農業者向けの技術指導（毎年度） ② 環境負荷低減に向けた土壌分析等（毎年度） ③ 施設整備・機械導入等に対する支援（毎年度） ④ 援農ボランティア育成講座の開催（毎年度）
農業技術支援センター機能更新事業	都市農業の持続可能な発展に向けて、農業技術支援センターの老朽化対策を含めた機能更新に関する検討を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ① 農業技術支援センターの整備・運営手法等の決定（R9年度） ② 農業技術支援センターの整備等の実施（R10～11年度）
農環境保全・生産基盤維持管理事業	農地貸借の促進に向けた奨励や整地支援を重点的に進めるとともに、良好な農環境を保全し、多面的な機能を有する農地の活用を図るほか、安定した農業生産基盤を維持するため、農業振興地域等における農業用施設の維持・管理を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ① 生産緑地の指定（毎年度） ② 貸借可能な農地の掘り起こし（毎年度） ③ 試験栽培等の協働事業の実施（毎年度） ④ 農業用施設の計画的な改修支援（毎年度）
農とのふれあい推進事業	イベントや情報発信等を通じて地産地消を推進するとともに、収穫体験などを通じて市民が「農」を知る機会を創出します。また、川崎市地域交流農園の管理を行うとともに、農業者が開設する各種農園の普及・啓発を行うことで、市民の農に対する理解を深め、地域の農業の活性化に取り組めます。	<ul style="list-style-type: none"> ① 市民が「農」に触れるイベントの開催（毎年度） ② 区画貸し・体験型農園の普及・啓発（毎年度）



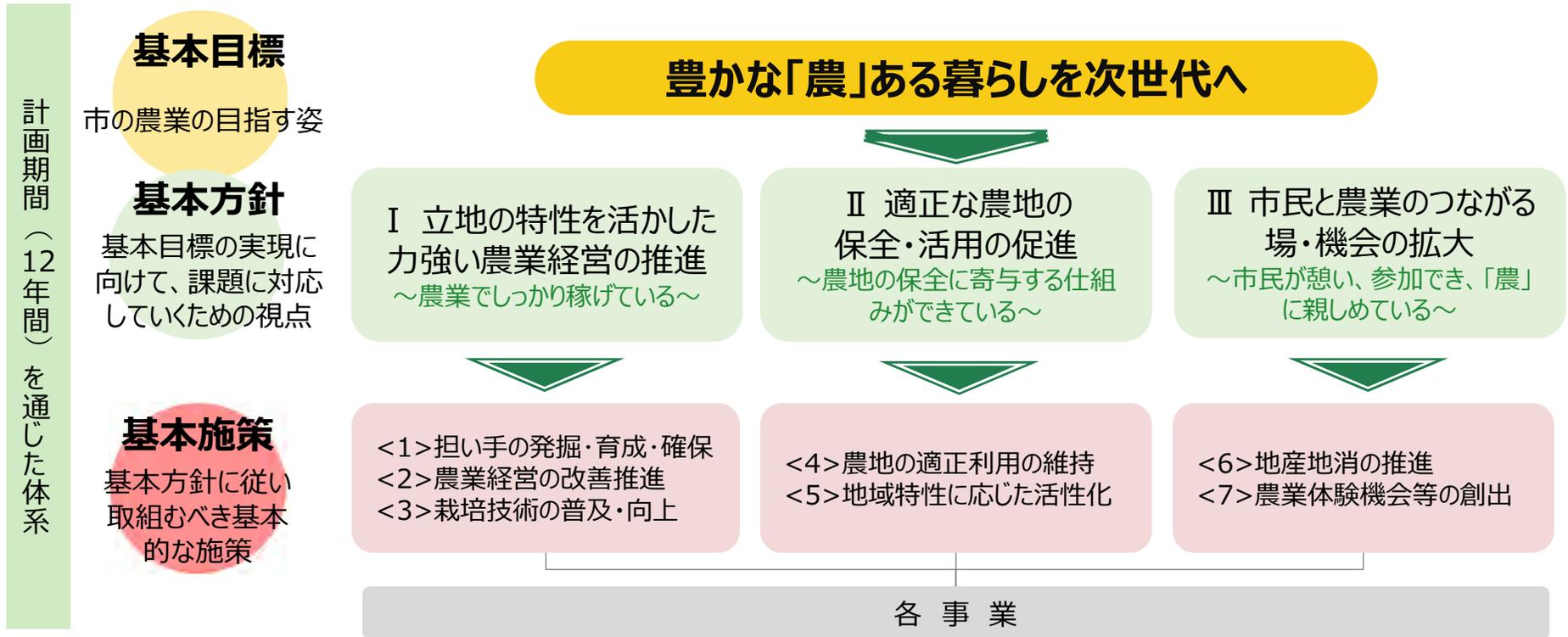
6 本計画の推進体制について

1. 本市の農業を次世代に引き継ぐためには、農業者を含む市民、農業団体、行政等の各関係者が適切に役割分担・協力し合いながら、基本理念や基本方針に沿って、施策を推進する体制を構築していくことが必要です。
2. そのため、以下の各関係者等で構成する「川崎市農業振興計画推進委員会」（附属機関）において、各事業の進捗状況の確認、評価、今後の施策展開などについて、調査・審議を行います。
3. 施策をより効果的に実施するためには、多様な主体が集積する本市の強みを活かし、民間事業者や大学等有する農業技術、人材育成に関する知見などを積極的に取り入れることが重要であることから、本計画の推進にあたっては民間活力の活用を検討・推進します。



【別冊】 1 重点施策の概要

1. 基本目標の実現に向けて効果的に施策を推進するため、4年間で重点的に取り組む施策を「重点施策」と位置付け、4年ごとに取組の結果を評価し、附属機関の審議等を踏まえて見直しを行います。
2. 令和8(2026)年度から令和11(2029)年度までの4年間においては、農業者数・農地の減少が加速する恐れへの危機感を持った対応として、農業経営の基盤となる「農業者」と「農地」の確保に向けた次の2つを重点施策とします。

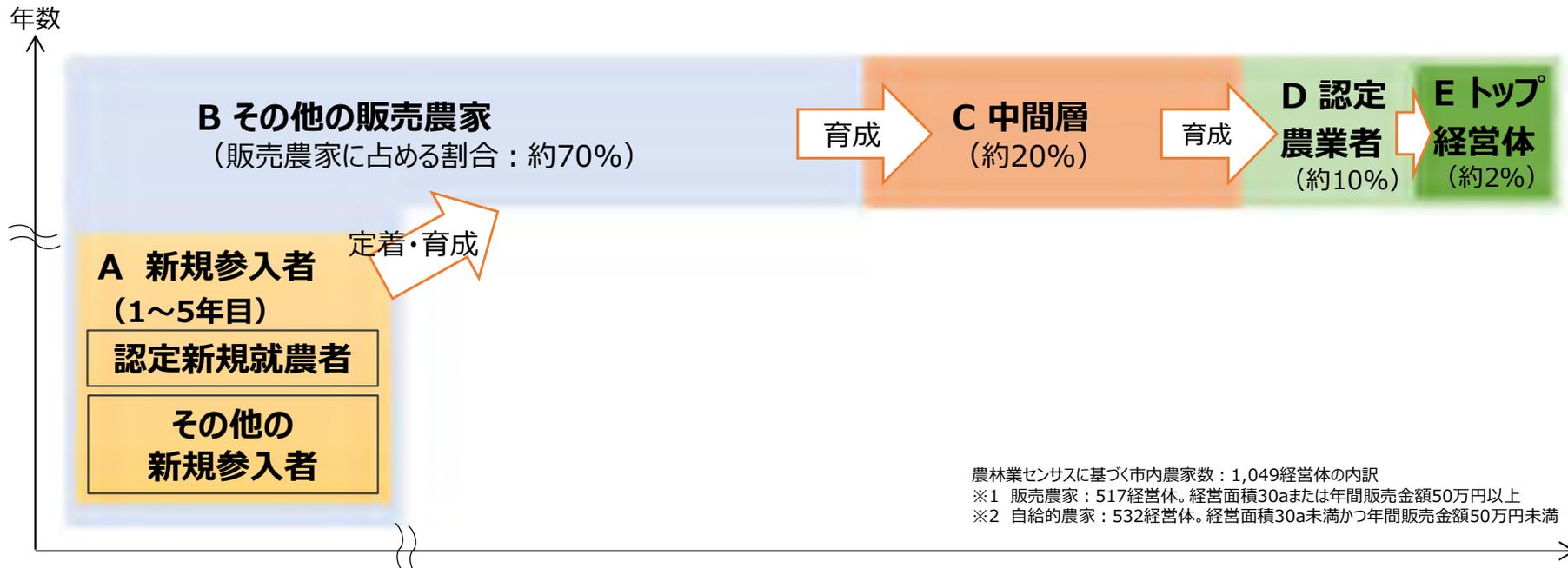


概要

農業経営の拡大を図り、今後の地域農業を担う意欲のある担い手の育成・確保のため、中間層の引き上げを目的に、認定農業者等を対象とした施設整備等への投資を支援する農業経営高度化支援事業を再構成し、次の2点に取り組みます。

- ① 農業経営相談体制の構築
市及びJAセレサ川崎が連携し、中小企業診断士等の専門家を活用した税制や資産管理等を踏まえた総合的な農業経営相談体制の構築を行います。現在、認定農業者及び認定新規就農者（以下、「認定農業者等」という）に限っている経営相談をその他の農業者に拡大するとともに、年間を通じて伴走支援を行えるよう通年型の支援モデルを導入します。また、さらなる経営拡大を目指す農業者向けの小規模な農業経営塾を開催し、先進事例の紹介や経営ノウハウの共有を促します。
- ② 農業者向け補助金の統廃合
専門家による経営相談を踏まえた投資が可能となるよう、その他の農業者を対象とした農業生産振興対策事業補助金（農業施設整備事業、農業機械等整備事業）を農業経営高度化支援事業補助金に統合します。併せて、支援内容の見直しを行い、都市化の進展による鳥獣対策や新規就農者の育成、その他の農業者の経営改善の取組など、新たな課題に対応します。

販売農家の支援イメージ



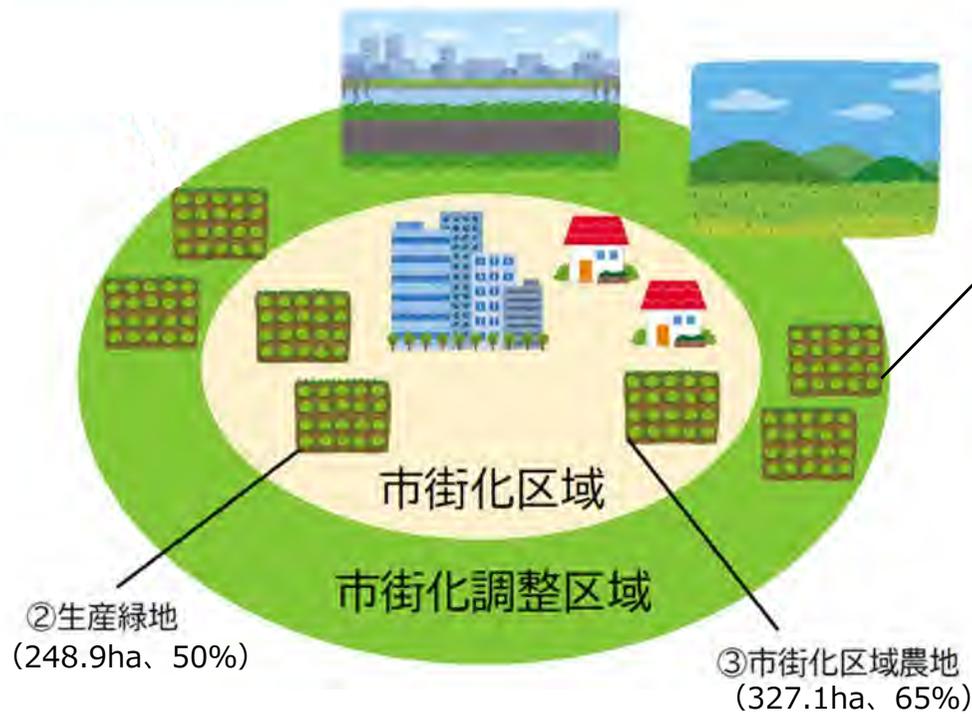
【別冊】 3 重点施策② 農地貸借に向けた奨励

概要

市内農業者の持続的な農業経営を支援するため、市街化調整区域の農地の貸借を次のとおり促進します。（検討中）

- ① 農地貸借流動化奨励金の新設により、耕作可能な農地の貸借を促します。
- ② 不耕作状態が続いている農地の整地支援を行い、借り手の負担を軽減します。
- ③ JAセレサ川崎や農地中間管理機構（神奈川県農業会議）と連携しながら効果的に事業を実施します。

取組のイメージ



①市街化調整区域の農地（174.1ha、35%）
一般的に相続による売買等のリスクは市街化区域農地よりも低いことから、新規参入や既存農家による経営面積の拡大に適しています。

農地貸借奨励金や耕作可能な農地を増やす整地支援を検討
[令和7(2025)年11月時点]

貸借を促進し、
担い手への農地集積と
農地の保全へつなげていきます



「川崎市農業振興計画」(案) について ～豊かな「農」ある暮らしを次世代へ～



令和8年3月12日
川崎市 経済労働局



1 計画の策定にあたって	
(1) 計画策定の趣旨	2
(2) 計画期間	2
(3) 計画の位置付け	3
(4) 川崎市の農業の沿革、特色、必要性	4
2 これまでの本市農業施策の取組	
(1) 「育てる・創る」	8
(2) 「活かす」	11
(3) 「繋ぐ」	12
3 川崎市農業の現状と課題	
(1) 本市農業を取り巻く社会経済環境の変化	13
(2) 現状・課題など	14
4 川崎市農業振興計画の基本的な考え方	
(1) 基本目標など	22
(2) 施策の体系	23
5 施策の内容・目標となる指標	
(1) 基本方針	24
(2) 基本施策	25
(3) 成果指標	33
(4) 主なアウトプット等	34

6 本計画の推進体制について	
(1) 概要	35
7 参考資料	
(1) 用語説明	36
(2) 市内農業基本データ	41
(3) 市内農業従事者アンケート	43
(4) 委員名簿及び経過	59

1 計画の策定にあたって (1) 計画策定の趣旨 ・ (2) 計画期間



1. 本市では、平成28(2016)年2月に「川崎市農業振興計画」を策定し、農業者の生産意欲や市民の農業理解の向上を目指してきました。
2. 前計画は、概ね10年間で計画期間としてきましたが、農地・農業者の減少に加え、気候変動や農業資材の高騰、新技術の導入など社会経済環境の変化を的確に捉えて取組を進めていくため、新たな計画を策定し、課題に対応していきます。
3. 本計画の期間は、市総合計画と同様に、令和8(2026)年度から令和19(2037)年度までの12年間とします。

(1) 計画策定の趣旨

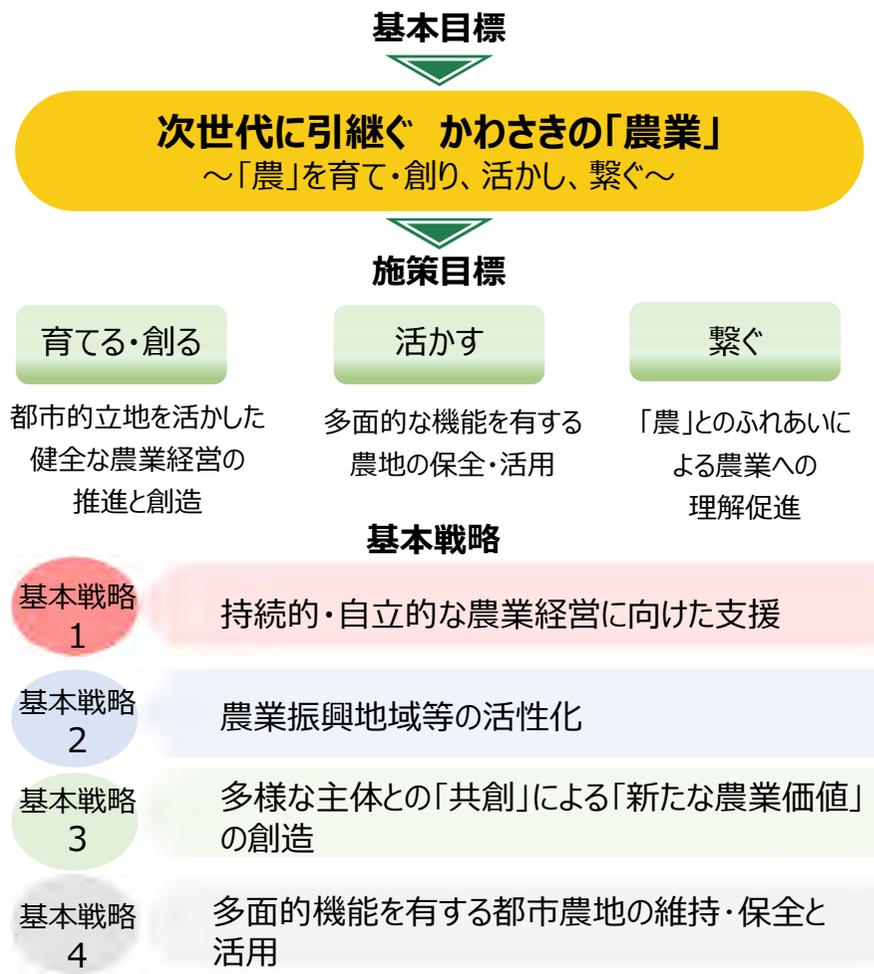
- ① 平成20(2008)年の大型農産物直売所「セレサモス（麻生店）」開設、平成24(2012)年の明治大学黒川農場開場による地域連携など、市内農業の活性化が期待される新たな動きが生じていた平成28(2016)年に「川崎市農業振興計画」を策定しました。
- ② しかしながら、この間も農地や農業者数の減少傾向は継続し、原油高や為替変動などによる農業資材の高騰のほか、温暖化等の気候変動や食に対する不安の拡大など、農業を取りまく環境が一層厳しくなっています。
- ③ こうした課題に危機感を持って対応し、持続可能な農業を実現するとともに、都市農業の持つ多面的な機能(※)を発揮することにより市民生活の豊かさを提供し続けるためには、現状や課題を踏まえた新たな計画の策定が必要です。
- ④ 本計画においては、農地・農業者数の減少が加速する恐れへの対応として、農地の保全、農業者の育成・確保を最初の4年間で重点的に取り組む施策（以下「重点施策」という。）として盛り込んでいます。

(※)農産物供給以外の農地の機能。詳細は「(4)川崎市の農業の沿革、特色、必要性」の「市農業の必要性」をご参照ください

(2) 計画期間

- ① 令和8(2026)年度から令和19(2037)年度までの12年間とします。
- ② 重点施策については4年ごとに見直しを図ります。
- ③ 社会経済環境等の変化に伴い、計画の基本目標や方向性の大幅な変更が必要となった場合には、見直しを行います。

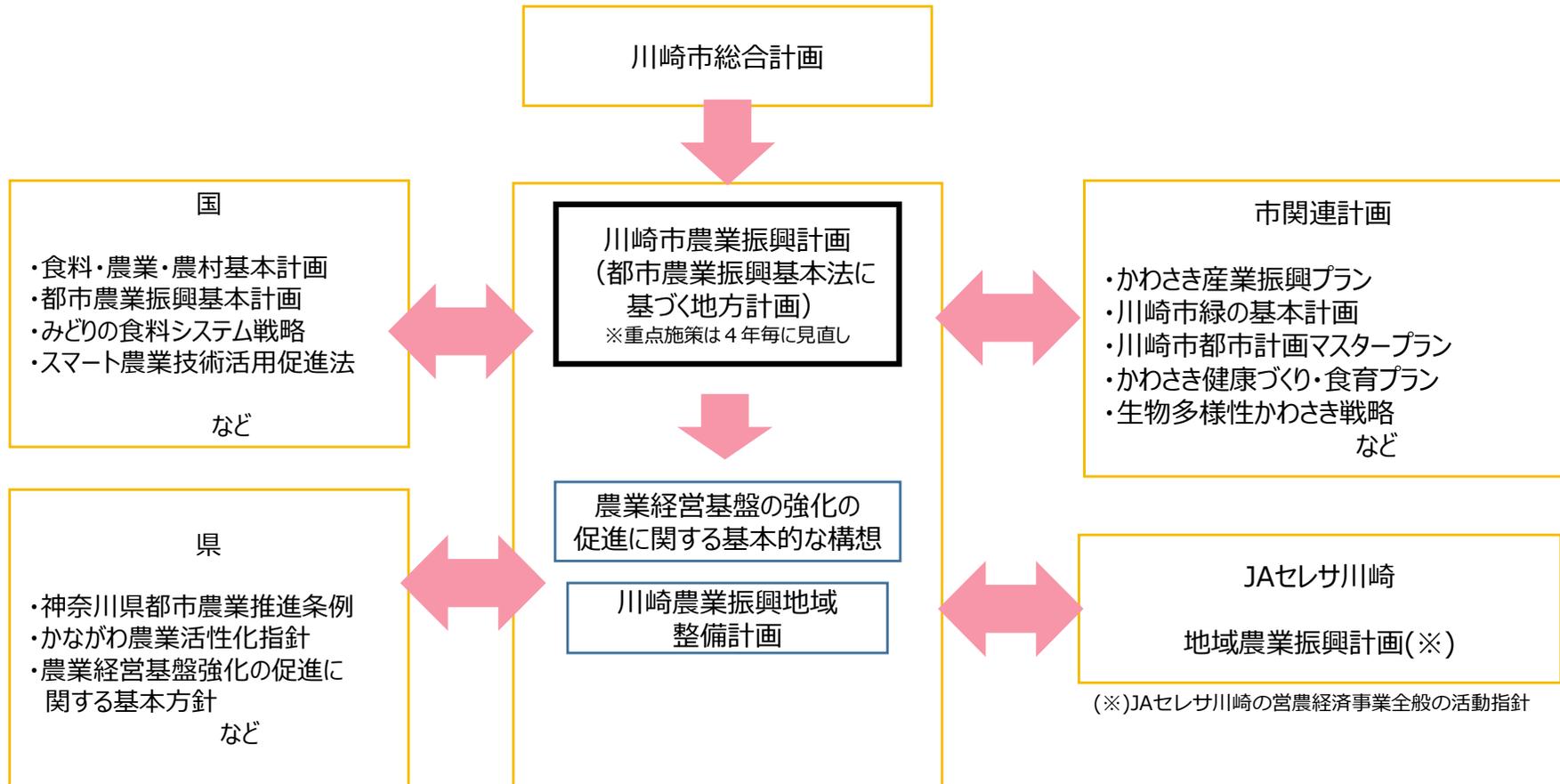
<参考> 前川崎市農業振興計画の施策体系





1 計画の策定にあたって (3) 計画の位置付け

1. 本計画は、上位計画である「川崎市総合計画」や市関連計画である「かわさき産業振興プラン」、「川崎市緑の基本計画」などと整合を図りながら、農業分野の施策の方向性と具体的な取組を定めます。
2. 平成27(2015)年4月に施行された都市農業振興基本法に基づく都市農業の振興に関する地方計画として位置付けています。
3. 計画の推進にあたっては、県の「かながわ農業活性化指針」、JAセレサ川崎の「地域農業振興計画」と連携を図ります。



1 計画の策定にあたって (4) 川崎市の農業の沿革、特色、必要性



1. 本市農業は多摩川の豊かな自然の恵み等を受けて発展してきましたが、戦後の都市化の進展等により、農地・農業者の減少が継続しています。
2. 一大消費地に近いメリットを活かし、多様な農業経営がなされており、販売方法は、消費者への直接販売が多くを占めています。

沿革

- ① 江戸時代には、多摩川の豊かな水利を活かした二ヶ領用水を開削し、約2,000haの水田が開墾されました。「多摩川梨」は、江戸時代から栽培が始まり、大正時代には関東の一大産地となりました。宮前区馬絹は、江戸時代から全国有数のハナモモの産地です。
- ② 明治時代以降、野菜の生産が増加しました。高津区久末地区では、大正5年から農産物品評会を開催し、100年以上にわたり継続されています。
- ③ 戦後の昭和30年代前半（1955～60年頃）までは多くの農地が存在していましたが、高度経済成長期以降、都市化の急速な進展により、農地や山林が商業地や宅地に転用され、生活環境が大きく変化しました。都市化の進展などによる営農環境の悪化や、相続税への対応に伴い、市内の農地・山林、農業者が減少しました。
- ④ 現在は、農業への意欲や先祖から続く農地を残していきたいとの思いを持つ農業者などの営農活動により市北西部を中心に農地等が維持されています。



多摩川梨



ハナモモ

特色

- ① 露地・施設野菜、果実、花き、畜産物など多様な農産物を生産しています。
- ② 一大消費地に近く、消費者ニーズに的確に応える農業が展開されてきた結果、栽培品目等が多様化してきました。
- ③ 生産・販売は、個別の農業者やグループで完結し、少量多品目生産での直売が多くを占めています。
- ④ なし・メロン・ぶどう・シクラメンなどは、贈答用の宅配や直売が中心です。
- ⑤ JAセレス川崎が運営する大型農産物直売所「セレスモス」での販売や、市場への出荷、スーパー等の小売店への独自販路の開拓も盛んです。
- ⑥ 栽培指導等を行う川崎市農業技術支援センターを多摩区菅仙谷に設置しています。昭和34(1959)年に園芸技術普及農場山地果樹試験地として設置し、平成20(2008)年に現在の形に更新しました。



セレスモス麻生店 [平成20(2008)年オープン]



セレスモス宮前店 [平成27(2015)年オープン]



トマト (施設栽培)

1 計画の策定にあたって (4) 川崎市の農業の沿革、特色、必要性



1. 本市農業・農地は、農産物の供給以外にも防災や環境保全、農業の理解醸成など多面的な機能を有しており、良好な都市環境の構築や市民の生活環境の向上に貢献しています。
2. さらに、農地は本市における希少な自然環境のひとつであり、多様な生態系を支える基盤の一部として、また、ネイチャーポジティブ(※1)及びグリーンインフラ(※2)にも通ずるものとして、保全に向けた取組を進めています。

(※1)自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること。自然再興

(※2)自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方で、緑は社会的共通資本であり、本市で暮らし、学び、働き、楽しむ全ての人が、人間らしく生きるために必要不可欠な存在とするもの

市農業の必要性

SDGsや食の安全・安心、地産地消に関する市民意識が高まっており、本市農業・農地は、一大消費地に近接する立地の優位性を活かした新鮮な農産物の供給のほか、災害時の防災空間、環境の保全、心安らぐ緑地空間、農業体験などを通じたレクリエーション、市民への農業の理解醸成など多面的な機能を有しています。

本市農地の持つ多面的な機能

新鮮な農産物の供給

消費者の求める新鮮な野菜の供給や食と農に関する情報提供の役割



環境の保全

都市の緑として、雨水の保水、地下水のかん養・生物の保護等に資する役割



心安らぐ緑地空間

緑地空間を提供し、住民の生活にやすらぎや潤いをもたらす役割



災害時の防災空間

火災の延焼防止や、大震災時の一時避難場所となる役割



農業体験・交流活動の場

農業体験や直売所などを通じて、生産者と消費者の交流をもたらす役割



市民の農業への理解の醸成

身近に存在する都市農業を通じて市民に農業への理解を醸成する役割



1 計画の策定にあたって (4) 川崎市の農業の沿革、特色、必要性



1. 農業者の中には町内会・自治会や様々な行事などにおける地域の担い手となる方もいるなど、行政の重要なパートナーとしても欠かせない存在です。
2. 古くは江戸時代から先祖代々事業承継している農業者も存在し、地域を支えています。
3. 多面的な機能を有する農地は、農業者の責任感とたゆまない努力によって維持されています。

町内会・自治会での活動など

地域で長く生活していることから、町内会・自治会や消防団等で活動したり、役職を担う方も存在します。また、草刈りや山道の管理などといった地域の環境の維持も担っています。



地域行事

農業者の協力の下、農地を活用した芋掘り体験など様々な地域行事が催されています。



観光農園

一部の農園では、観光農園として、農作物の収穫体験を事業として行っており、本市の貴重な観光資源の一つとなっています。



かわさき観光農園



「川崎市 観光農園」
で検索してみようね！



【田んぼとどんど焼き】

どんど焼きとは、正月飾りや書き初めなどを燃やし、1年間の健康や家内安全を祈願する小正月の行事です。

高く積み上げた塔状にしたやぐらを組む必要があることから、麻生区等の一部の地域では、農業者の協力のもと、田んぼを開催場所として行事が行われています。



2 これまでの本市農業施策の取組 (1)「育てる・創る」



「育てる・創る」 都市的立地を活かした健全な農業経営の推進と創造 平成28(2016)年度～令和6(2024)年度農業振興計画施策目標

健全な農業経営の推進等に向けて、農業者の育成を進め、認定農業者(※)の経営体数や農地貸借面積の増加、減農薬や適正な施肥につながる環境保全型農業の導入による差別化等を通じて、農業経営が改善しているほか、新規参入者の就農が実現しています。

(※)市町村の基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を作成し、これを市町村から認定を受けた地域農業を牽引する意欲のある農業者。なお、認定農業者が目指す経営指標は概ね次のとおり (年間農業所得：1 個別経営体当たり650～750万円程度/年間労働時間：主たる従事者1人 当たり1,800～2,000時間程度)

農業収入の向上<1>

認定農業者等の意欲ある農業者への農地マッチングの推進や、生産性・収益性の向上、経営安定化に向けた農業用施設・機械導入補助の活用の普及や、援農ボランティアの育成等を実施しました。

<成果等>

・認定農業者の経営体数	目標 令和2(2020)年度 38経営体、令和7(2025)年度 50経営体	⇒ 実績 令和6(2024)年度 57経営体
・認定農業者等を対象とした (設備等導入)助成	目標 平成28(2016)年～令和6(2024)年 累計27件 (3件/年)	⇒ 実績 同期間の累計35件
・利用権(※)の設定面積	目標 令和6(2024)年度 9.7ha	⇒ 実績 令和6(2024)年度 13.2ha
・農業者等を対象とした施設整備・ 機械等の導入助成	目標 平成28(2016)年～令和6(2024)年 累計36件 (4件/年)	⇒ 実績 同期間の累計47件
・援農ボランティアの育成人数	目標 令和6(2024)年 累計176人	⇒ 実績 令和6(2024)年度 累計172人

(※)農業経営基盤強化促進法に基づく権利で、農業上の利用を目的とする農地の賃貸借権・使用貸借権等のこと

(経済労働局都市農業振興センター調べ)

制度を活用した農業者の事例

立川農園 (麻生区黒川)

- ・ 高密度での長期多段栽培を実現。高収量・安定生産が見込めるトマト栽培システムを導入
- ・ 灌水、温度管理などICTを利用
- ・ トマトの売上額が2倍以上増加



Slow Farm (麻生区早野)

- ・ 早野の休耕田を取得して、イチゴ農園を開設
- ・ 環境制御装置を完備した施設栽培で省力化
- ・ 農園内に自社のイチゴ等を使ったスイーツを製造販売する洋菓子店を開設し、廃棄率の少ない農業経営を実現



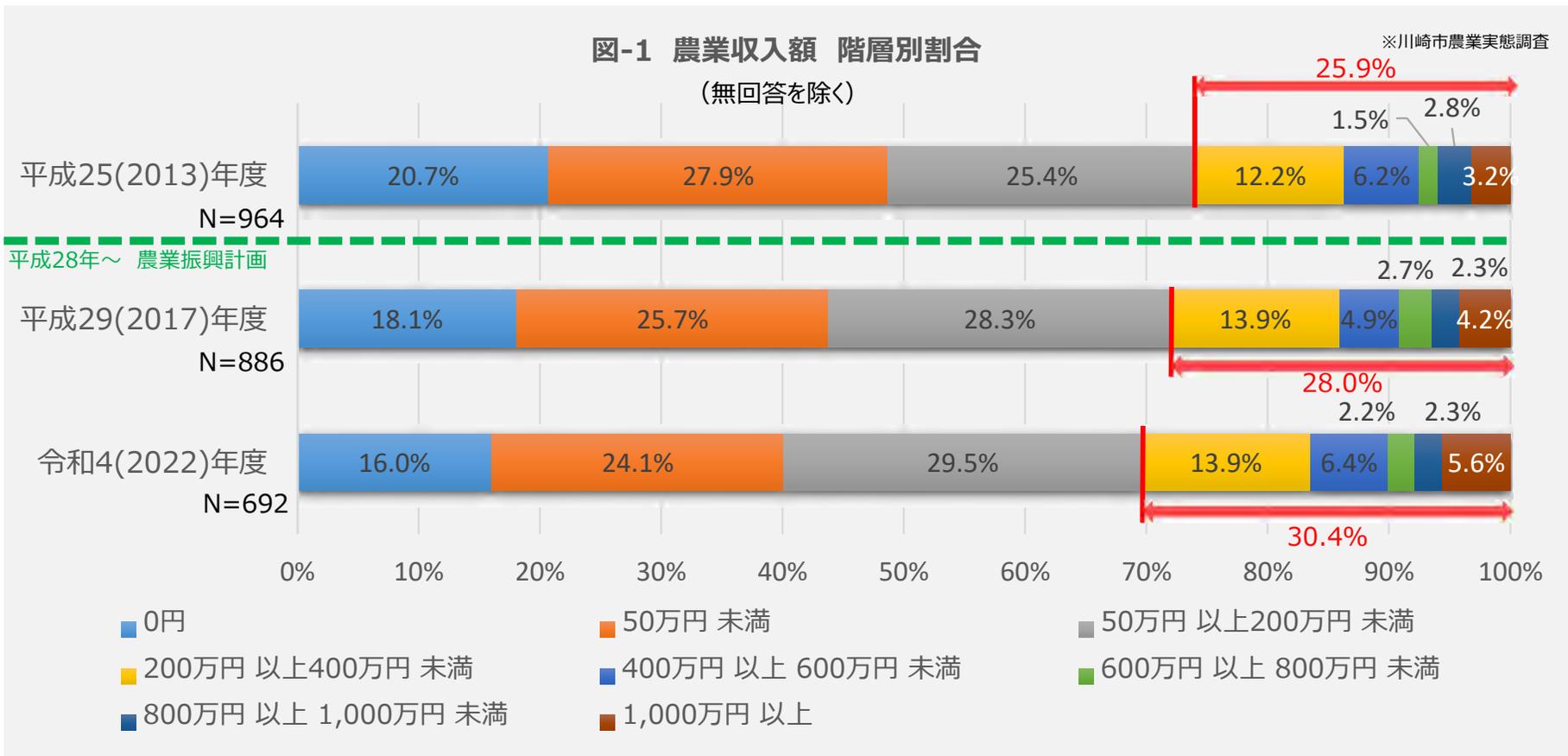
2 これまでの本市農業施策の取組 (1)「育てる・創る」



「育てる・創る」 都市的立地を活かした健全な農業経営の推進と創造 平成28(2016)年度～令和6(2024)年度農業振興計画施策目標

農業収入の向上<2>

- ① 川崎市農業実態調査に基づく農業収入の階層別割合の推移については以下のとおりです。(図-1)
- ② 農業振興計画施行以前の平成25年度と比較して、平成29(2017)年度及び令和4(2022)年度は農業収入200万円以上の農業者の割合が増加しており、一方で農業収入50万円未満の農業者の割合は減少傾向にあります。一定程度の農業収入額を確保することが持続的な農業の実現において重要な要素であると考えられます。



2 これまでの本市農業施策の取組 (1)「育てる・創る」



「育てる・創る」 都市的立地を活かした健全な農業経営の推進と創造 平成28(2016)年度～令和6(2024)年度農業振興計画施策目標

担い手・後継者の育成・確保 / 栽培技術の普及・向上

新規就農希望者への相談対応の取組のほか、経験の浅い農業者への支援や、環境保全型の農業の推進などを実施しました。

<成果等>

・経験の浅い農業者への講習会の実施回数

目標 平成28(2016)～令和6(2024)年 累計88件 ⇒ 実績 同期間の累計135件

・新規就農希望者への相談対応、農地マッチングの推進による新たな担い手の確保

令和4(2022)年度から新規事業として開始し、相談件数が増加傾向 ⇒ 令和6(2024)年度マッチング件数12件 新規就農者数 6人

・適正な施肥等につなげる土壌分析の実施回数

目標 平成28(2016)～令和6(2024)年 累計7,200件(800件/年) ⇒ 実績 同期間の累計7,671件

(経済労働局都市農業振興センター調べ)

6次産業化・他産業との連携

自農園の農産物を加工し、付加価値をつけて販売することで収益性を高めるほか、産学官での地域連携を創出しました。

<成果等>

・都市農業活性化フォーラムの開催

・連携促進を目的としたかわさきそだちワイン特区による規制緩和

・川崎生まれの「香辛子」を使った加工品の創出 など

制度を活用した農業者の事例

カルナエスト (麻生区岡上)

- ・規制緩和制度を活用し、自社のブドウ等を使い市内産ワインを醸造
- ・明治大学農学部や和光大学などと連携し、品種栽培や原材料使用、デザインラベルの作成等を通じて、地域農業の活性化に貢献



2 これまでの本市農業施策の取組 (2)「活かす」



「活かす」 都市的立地を活かした健全な農業経営の推進と創造 平成28(2016)年度～令和6(2024)年度農業振興計画施策目標

農地の保全・活用に向けて、生産緑地(※1)の指定基準を緩和したことや、農地の貸借が安心して行える制度を周知したことで、新たに指定される農地が増加しました。JAセレサ川崎との連携により特定生産緑地(※2)の指定割合が全国平均を上回る約88%となりました。

(※1)都市における良好な生活環境の保全や都市災害の防止などを目的として、市街化区域内の農地等を対象に指定される農地。この指定により、農地所有者は 営農義務が生じるが、税制面での優遇措置を受けることができる

(※2)生産緑地の指定から30年の期限後も税制優遇を10年ごとに延長できるもの

生産緑地・特定生産緑地の指定推進

- ① 平成29(2017)年の生産緑地法改正に伴い、生産緑地指定面積要件の最低基準を500㎡から300㎡への引き下げ、一団での指定など指定要件の変更を実施しました。
- ② 生産緑地の2022年問題(※)への対応として、特定生産緑地への指定をJAセレサ川崎と連携して対応しました。

(※)生産緑地法の改正により平成4(1992)年からの生産緑地指定の期限が切れ、宅地転用や売却が懸念されたもの。ただし、営農を続けていくことを条件に税制優遇を継続することができる特定生産緑地への指定申出が可能となるもの

<成果等>

・新規の生産緑地の指定面積

目標 平成28(2016)年～令和6(2024)年 12,000㎡/年 ⇒ 実績 同期間の合計126,295㎡(平均約14,000㎡/年)

・特定生産緑地の指定

平成6(1994)年に指定して30年が経過した生産緑地のうち、特定生産緑地に指定した割合は88.2%

※国土交通省調査：令和6(2024)年12月末時点：全国73.5%、東京都87%

(経済労働局都市農業振興センター調べ)



生産緑地



ひまわり摘み取り

農業振興地域でのイベント開催

JAセレサ川崎が運営する大型農産物直売所「セレサモス」と連携し、農産物の収穫体験などのイベントを通して都市農業の魅力に参加者に伝えることで、農地の多面的な機能の理解促進を図りました。

<成果等>

・都市農業に関するイベント等の実施数

目標 平成28(2016)年～令和6(2024)年 累計454回 ⇒ 実績 累計486回

(経済労働局都市農業振興センター調べ)



KIDSいもほり体験

2 これまでの本市農業施策の取組 (3)「繋ぐ」



「繋ぐ」 多面的な機能を有する農地の保全・活用 平成28(2016)年度～令和6(2024)年度農業振興計画施策目標

市民の農業理解の促進に向けて、JAセレサ川崎と連携しながら農業体験や農産物と触れる機会を創出したことにより、多くの市民の参加を得ました。

市民への農業に触れる機会の創出

JAセレサ川崎と連携を図りながら、農業に触れる機会の創出や、地産地消を推進しました。

[取組事例：花と緑の市民フェア、若手農業者団体による収穫体験（ファーマーズクラブの実施）、農業者団体「あかね会」等を講師とした料理教室、市民農園の運営・管理、市民ファーム農園の開設支援]

<成果等>

- ・市民が「農」に触れる場としてのイベントの来場者数 目標 令和6(2024)年度 10,000人 ⇒ 実績 同年度 15,000人
- ・1日農体験「ファーマーズクラブ」参加者の満足度 目標 85～90% ⇒ 実績 平成30(2018)年～令和6(2024)年 すべて100%
- ・市民農園等の累計面積 目標 令和7(2025)年度 98,000㎡ ⇒ 実績 令和6(2024)年度 120,728㎡
- ・地産地消の推進 令和6(2024)年度：市民向け電子ガイドブックの発行、市本庁舎での新たなPRイベント実施

(経済労働局都市農業振興センター調べ)



花と緑の市民フェア



若手農業者が実施する収穫体験事業



農業者団体「あかね会」を講師とした料理教室

3 川崎市農業の現状と課題 (1) 本市農業を取り巻く社会経済環境の変化



1. 国において、都市農地は、「宅地化すべきもの」から「都市にあるべきもの」として位置づけられ、その多面的な価値が再評価され、都市農業振興基本法では、食料供給だけでなく、防災空間や地域交流、環境教育の場としての役割が強調されるなど、都市農業の振興を目的とする制度改正が進んでいます。
2. 持続可能な農業の実現に向けては、環境負荷を低減する農業や先端技術を活用したスマート農業の推進が求められています。
3. 本市においても、こうした国の方針を踏まえ、都市農業の新たな役割に対応した施策が必要です。

都市農業に関わる国の動向

- 平成27(2015)年 ■都市農業振興基本法の制定
・都市農業の安定的な継続を図るとともに、その多様な機能を十分に発揮し、良好な都市環境の形成に寄与することが位置づけられました。
- 平成28(2016)年 ■都市農業振興基本計画の閣議決定
・都市農地は「宅地化すべきもの」から「都市にあるべきもの」へと位置づけが大きく変更されました。
- 平成29(2017)年 ■都市緑地法の一部改正
・農地が緑地政策体系に位置付けられました。
■生産緑地法の一部改正
・生産緑地の面積要件を引き下げることが可能となりました。
・生産緑地内で加工施設・直売所や農家レストランの設置が可能となりました。
・都市計画決定後30年経過する生産緑地について、買取申出期間を10年間延長できる特定生産緑地制度が創設されました。
- 平成30(2018)年 ■都市農地の貸借の円滑化に関する法律の施行
・生産緑地の貸借を促進する制度が導入されました。



適正施肥を推進するための土壌分析
(環境負荷低減に資する取組)

持続的な農業に向けた国の動向

- 令和3(2021)年 ■みどりの食料システム戦略の制定
・農業が行われることにより生ずる多面的な機能については、環境負荷低減を図りつつ発揮されなければならないことが位置付けられました。
- 令和6(2024)年 ■食料・農業・農村基本法の改正
・多様な農業者による農地の確保、農地の集約化や適正利用の推進、先端技術を活用したスマート農業の促進が明確に位置付けられました。



自動草刈りロボットの導入 (スマート農業)

3 川崎市農業の現状と課題 (2) 現状・課題など



ア 農業者

項目	現状	課題など
農業者数	① 令和2(2020)年2月時点で1,049戸であり、10年間で農家数は208戸(約16%)減少しています。(図-2) ② 減少理由として自身の高齢化・傷病のほか、後継者の技術・販路・農業者間ネットワーク・周辺環境への配慮等への不安感、施設・機器の故障等があります。	① 年々減少傾向にあり、担い手の育成・確保が重要です。 ② 後継者の就農促進のため、農業収入の向上や労働負担の軽減化、地域での農業経営への理解促進に向けた取組が必要です。 ③ 若手農業者団体や女性農業者団体などのネットワークづくりに向けた支援を継続し、市民の農業理解の促進や情報交換による農業意欲・生産技術の安定・向上が必要です。
年齢階層	① 年齢階層別の割合は60歳以上が約85%です。(図-3) ② 後継者なしは約30%です。(図-4)	

図-2 農家数の推移

※2020年農林業センサス



図-3 担い手の高齢化

(経営体の経営主年齢階層別割合)

※2020年農林業センサス



3 川崎市農業の現状と課題 (2) 現状・課題など



ア 農業者

項目	現状	課題など
新規就農者 (※1)	近年は、農家以外の出身者である新規参入者も含め、毎年5～10人程度で推移しています。	① 新規参入者に対し、円滑な農業経営開始に向けた相談体制や農地マッチングの強化が必要です。 ② 経験の浅い農業者が農業を継続できるよう、技術支援を含めたフォロー体制の充実が必要です。
認定農業者 (※2)	① 認定農業者の経営体数は、令和6(2024)年度で57経営体です。(図-5) ② 平成26(2014)年度の25経営体から約2倍に増えていますが、近年は横ばいとなっています。	認定農業者になるメリットの周知や、本市支援制度を活用して農業経営が改善した具体的な事例の紹介や販売農家への支援強化などの取組が必要です。

(※1)それまで家族経営体の世帯員が新たに自営農業を始めた者、新たに農業経営を始めた(相続・贈与等により親の農地を譲り受けた場合を除く)者を指します

(※2)市町村の基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を作成し、これを市町村から認定を受けた地域農業を牽引する意欲のある農業者。
なお、認定農業者が目指す経営指標は概ね次のとおり(年間農業所得：1個別経営体当たり650～750万円程度/年間労働時間：主たる従事者1人当たり1,800～2,000時間程度)

図-4 後継者の存在

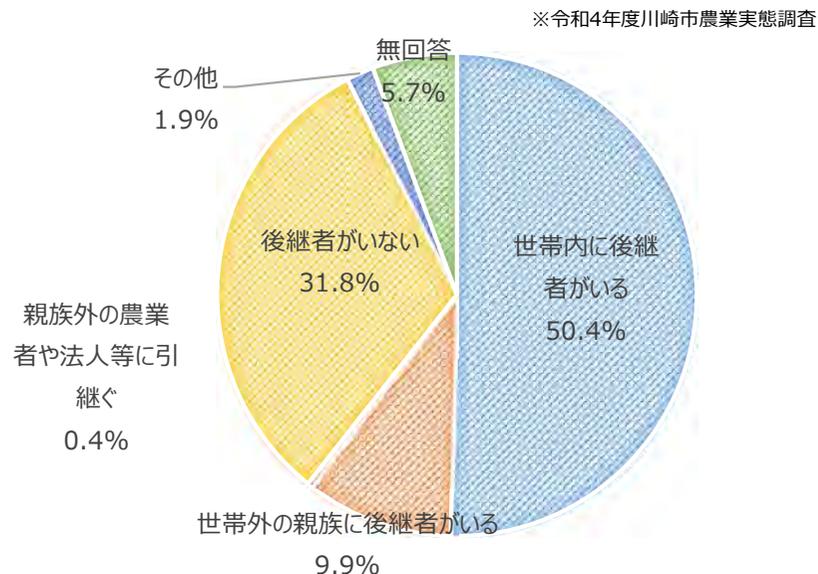
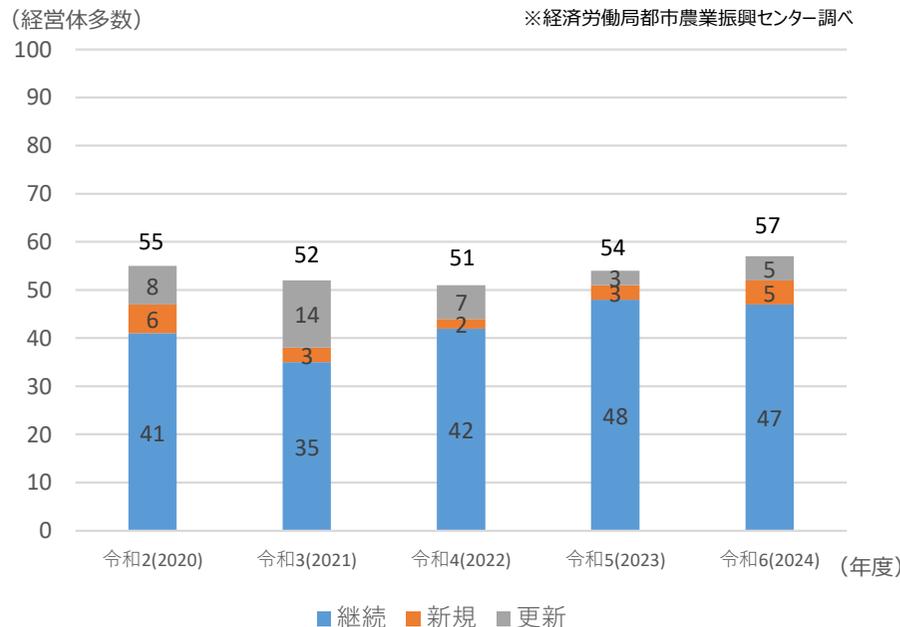


図-5 年度別認定農業者の経営体数



3 川崎市農業の現状と課題 (2) 現状・課題など



イ 農地

項目	現状	課題など
農地	① 令和6(2024)1月時点で501.2ha(市域の約3.5%)で、30年間で半減しています。近年は減少率が鈍化しています。(図-6) (内訳：市街化区域327.1ha、市街化調整区域174.1ha) ② 遊休農地は0.58haで、近年横ばいで推移しています。(図-7)	① 活用が困難となった農地を意欲ある農業者等に貸借する制度の一層の利用促進が必要です。 ② 遊休農地や違反転用については、農業委員会・県・警察等と連携し、適正化に向けたパトロールを行っていますが、解決には相応の時間と労力が必要です。
利用権設定面積	農業経営基盤促進法等に基づく農地貸借の設定面積は、令和6(2024)年度は13.2haで、増加傾向です。(図-9)	

図-6 都市計画区域別 農地面積の推移

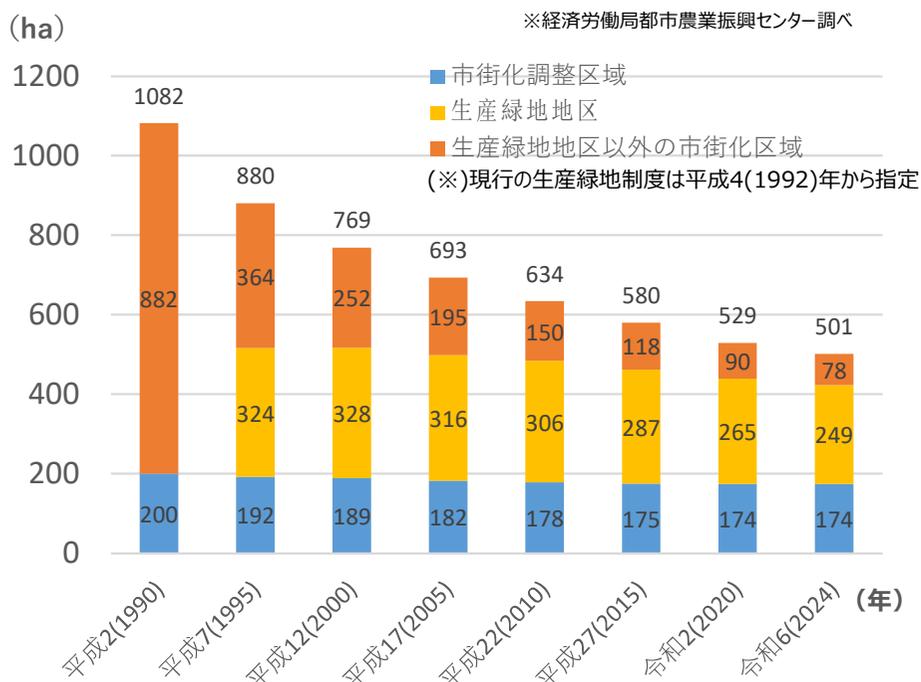
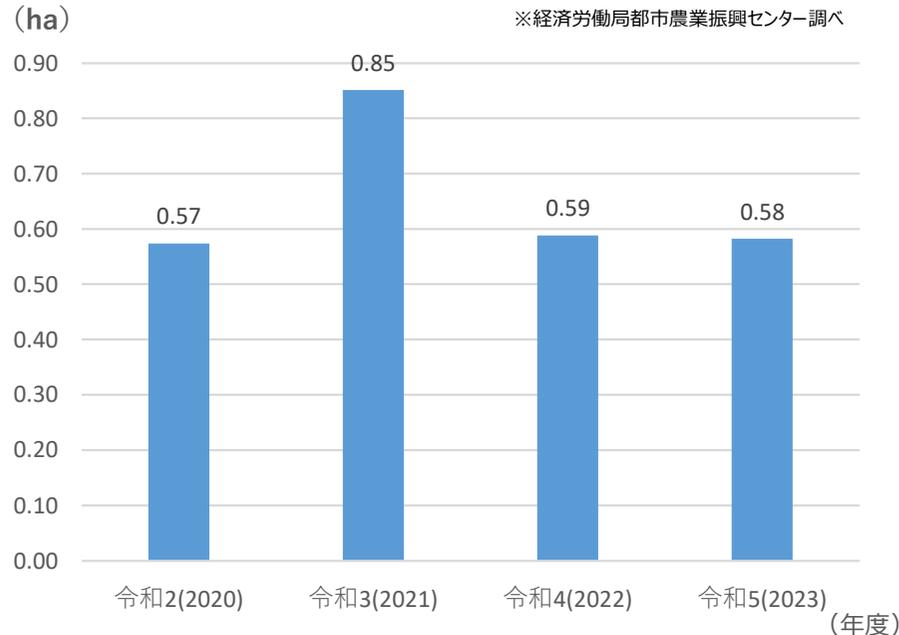


図-7 遊休農地面積の推移



3 川崎市農業の現状と課題 (2) 現状・課題など



イ 農地

項目	現状	課題など
市街化区域の農地	市街化区域のうち、生産緑地は248.9haです。(図-8) (市内農地全体の約50%)	2022年生産緑地問題では、JAセレサ川崎との連携により、平成6(1994)年に生産緑地に指定して30年が経過した農地の約88%を特定生産緑地(※)に指定しました。
市街化調整区域の農地	市街化調整区域における農業振興地域内の農地は107.3haです。(図-8) (市内農地全体の約21%)	農業振興地域では、農業上の利用が求められる地域であるため、地域のあり方の継続的な検討や、主に麻生区黒川地区で活動する里山援農ボランティアによる遊休農地対策など地域資源を活用した振興策を推進するとともに、ストックマネジメントによる農業生産基盤の維持管理などの取組が必要です。

(※)生産緑地の指定から30年の期限後も税制優遇を10年ごとに延長できるもの

図-8 市内総農地面積(501.2ha)の内訳

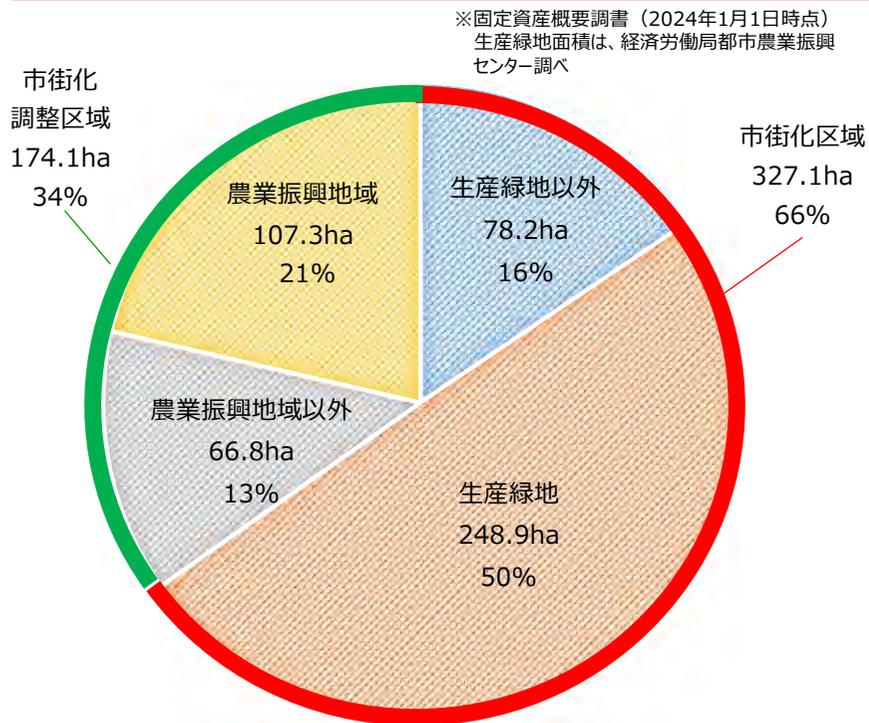
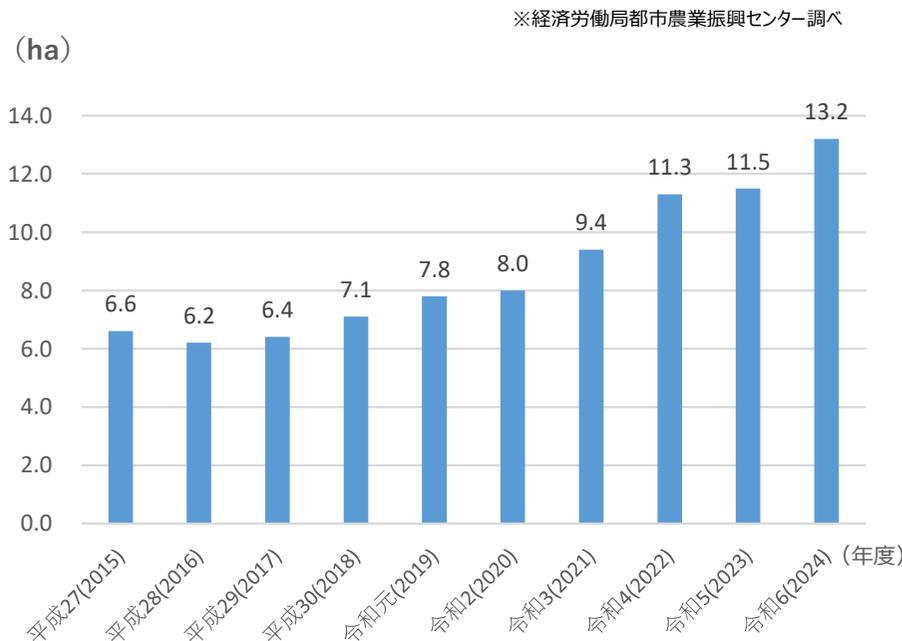


図-9 農地貸借(利用権設定)面積の推移



3 川崎市農業の現状と課題 (2) 現状・課題など



ウ 営農環境

項目	現状	課題など
販売先	<ul style="list-style-type: none"> ① 農産物の主な販売先は、消費地に近接したメリットを活かした消費者への直接販売です。(図-10) ② 農産物販売以外の収益向上のため、パティスリーや農家レストランの併設、ジャム等の加工品の製造・販売も行われています。 ③ 販売機会増加に向け農産物自動販売機の導入や、SNSを活用する農業者が増加しています。 	各農園ごとに自農園の直売所等で販売を行っているため、市内産農産物の販売情報が市民に届きにくくなっています。また、SNSを活用していない、レストラン等への販路開拓を希望する農業者について、必要に応じて販売先拡大に向けた支援を行います。
農業収入	100万円未満が46%、100万～500万円が38%と、農業収入500万円以下の農業経営体が全体の約8割を占めています。(図-11)	<ul style="list-style-type: none"> ① 経営に影響を及ぼすものとして、気象条件の変化による生育不良や、国際情勢の不安定化、為替相場の影響による燃料や資材価格の高騰などが挙げられます。 ② 農業収入向上に向けて、環境の変化に即した栽培品目の提案や栽培技術の指導などが必要です。

図-10 販売の方法(経営体の販売金額1位の出荷先別割合)

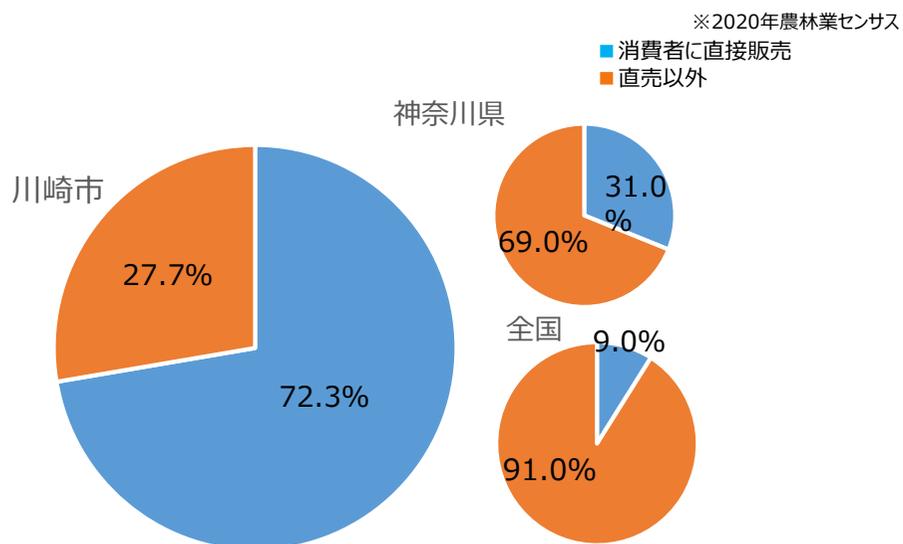


図-11 農産物販売金額の割合

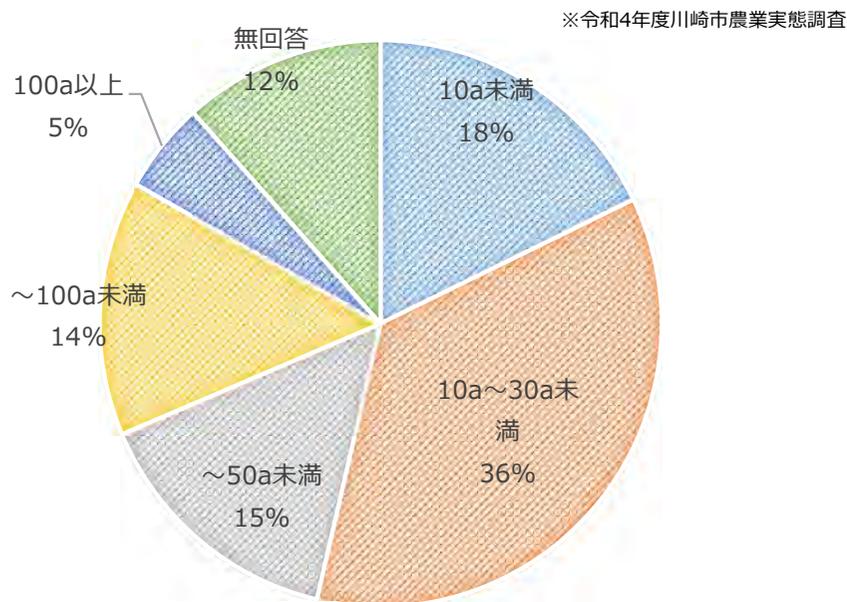




ウ 営農環境

項目	現状	課題など
農業経営	<p>① 農業者1世帯あたりの耕作面積は30 a (※1)未満が5割以上であり、全国平均の3.1ha(※2)と比較して、経営規模は小さいです。(図-12) (※1) 30a = 3,000㎡ (※2) 3.1ha = 31,000㎡、2020年農林業センサスより</p> <p>② 近年は、消費者ニーズの変化や気候変動への対応などにより、イチゴやミカン等の耕作面積が増加傾向にあります。</p>	<p>① 限られた農地のより効率的な活用や農業収入の増加に向けて、付加価値の高い農産物の生産に対応した技術の向上が必要です。</p> <p>② 農地が宅地と近接していることから、農薬の散布や堆肥による臭気等について環境に配慮して取り組んでいるものの、市民の理解を得ることが難しい側面も依然として存在しています。</p> <p>③ カラスやタヌキ等の野生鳥獣による被害が継続しており、農業者の営農意欲減退につながる恐れがあります。</p>

図-12 農家1世帯の耕作面積の規模



市内産ミカン



宅地と近接する農地

3 川崎市農業の現状と課題 (2) 現状・課題など



Ⅰ 地産地消の推進、地域・市民と農とのつながり

項目	現状	課題など
市民と農とのつながり	① 令和6(2024)年度かわさき市民アンケートでは、本市で農業が行われていることを知っている市民の割合は約半数です。(図-13) ② 農業を知る機会としては、農業体験など実際に農業に触れるイベントを求める割合が高いです。	① 市内農業の認知度向上のため、身近に農業・農地が少ない市南部(川崎・幸区)における市内産農産物に触れる機会の拡充が必要です。 ② 農業体験等のイベント等は、都市農業振興センターの他、区役所、JAセレサ川崎等でも行われており、一括した周知の工夫が必要です。
中学校給食	① 平成29(2017)年度から開始され、市内産農産物を月2回程度提供しています。 ② 使用量は、令和6(2024)年時点で約24トンと増加傾向です。(図-14)	学校給食への食材提供の継続に向け、学校や給食センターでの給食調理の現状について、農業者と担当栄養士等との意見交換を継続しています。

図-13 市民の市内農業への理解

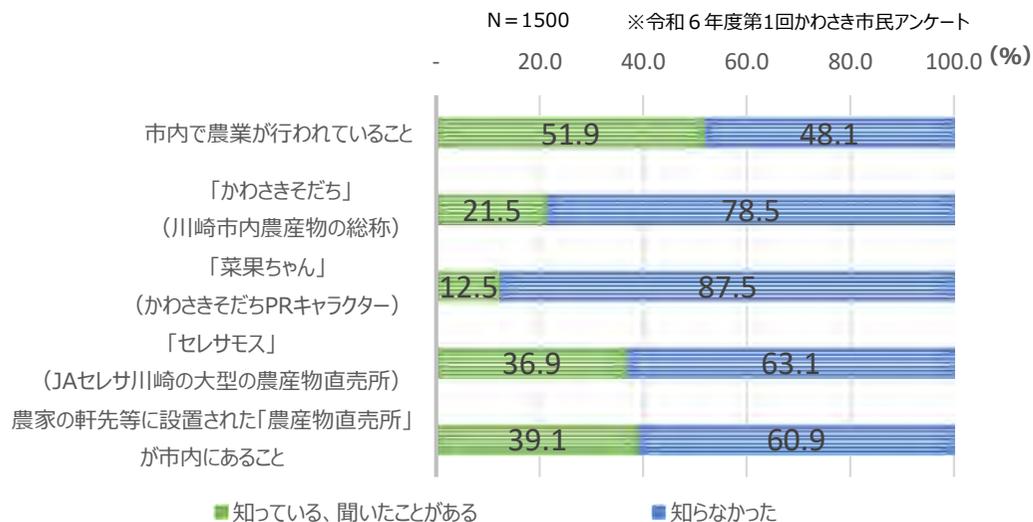
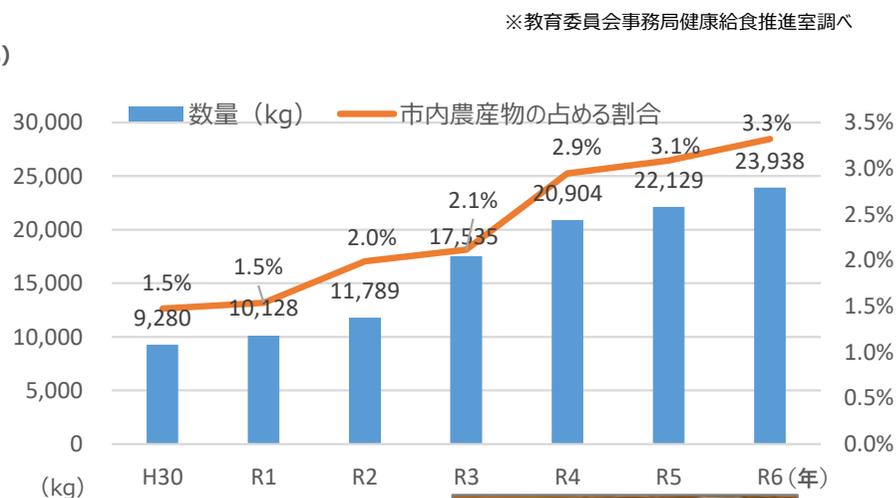


図-14 中学校給食における市内産農産物の利用状況



かわさきそだちを使った中学校給食
 ※市内産のたまねぎ、香辛子粉を使用

3 川崎市農業の現状と課題 (2) 現状・課題など

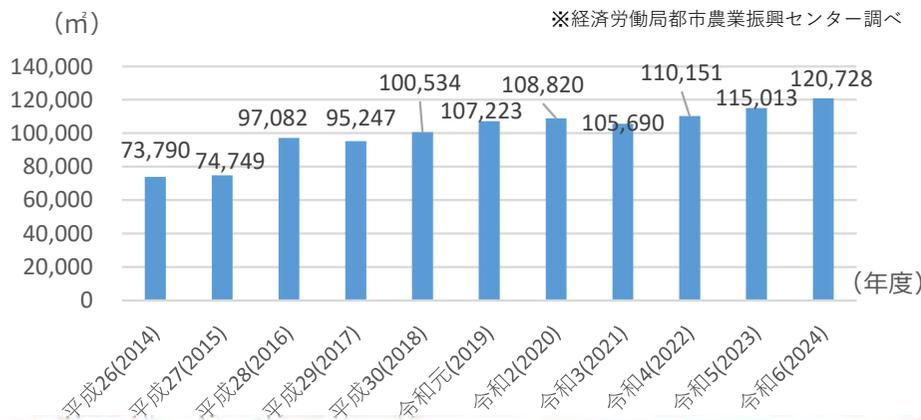


Ⅰ 地産地消の推進、地域・市民と農とのつながり

項目	現状	課題など
市民農園等 (※)	① 市民農園等(公設・民設)の総面積は、令和6(2024)年度で約12.07haで微増傾向です。(図-15) ② 同年度の内訳は公設6,778.09㎡、農家等が開設する民設113,949.66㎡で、民設が約95%を占めています。	市の中部や南部を中心に市民の利用希望は依然としてあり、農業者等への民設農園の開設支援や運営支援の継続が必要です。

(※) 市民がレクリエーションとしての自家用野菜・花の栽培、いきがづくり、体験学習などの多様な目的で小面積の農地を利用できるもの。体験型農園を含む。

図-15 市民農園等(体験型農園を含む)の面積



市民農園



©中本竹識

菜果(さいか)ちゃん



コラム②

【「かわさきそだち」PRキャラクター『菜果(さいか)ちゃん』】

JAセレサ川崎・川崎市を中心に農業生産者団体・市場関係者・消費の代表及び県職員で構成する「かわさき地産地消推進協議会」では、生産者の顔が見える新鮮・安全・安心な市内産農産物「かわさきそだち」を広く市民へ供給するために、地産地消の取組を行っています。この「かわさきそだち」の販売を促進するために誕生したPRキャラクターが『菜果ちゃん』です。

『菜果ちゃん』誕生秘話

ある日、川崎市内で愛情一杯に育てられた野菜や果物や卵などの農産物たちが集まって来ました。それぞれが一生懸命に町の人達に買ってもらいたい為に努力していましたが、中々、その良さが伝わらずに売れませんでした。そこで皆が大きなカゴの中に集まり、相談していると、その中から妖精が現れ、こう言いました。「一つ一つの力では訴える力が弱いけどまとまって訴えれば強いものになる」と、妖精はカゴを持って売りはじめました。……それが、『菜果ちゃん』です。

4 川崎市農業振興計画の基本的な考え方 (1) 基本目標など



本市農業の現状や課題を踏まえ、今後12年間を見据え、これからの本市都市農業のあるべき姿について、次の基本目標、基本方針、基本施策を位置づけ、各事業を展開していきます。

(1) 基本目標

- ① 以下の視点に基づき、計画の基本目標を【豊かな「農」ある暮らしを次世代へ】に設定します。ここで示す「農」とは産業としての農業のみならず、農地の持つ多面的な機能や地域の担い手としての農業者、文化・伝統等も含めた広い概念を指します。
- ② 本市農業は、新鮮な農産物の供給のほか、良好な景観形成や生物の生息空間、災害時の一時避難所、農業体験などの教育の場など、市民生活を豊かにする多面的な機能を有しています。
- ③ 急速に進む少子高齢化により、令和12(2030)年には、国民の5人に1人が後期高齢者となることが予測されており、本市農業においても農業者数や農地の減少が加速する恐れがあります。
- ④ こうした状況においても、豊かな農ある都市環境を形成していくために、農業者・市民・JAセレサ川崎等関係機関・行政等が一体となって、本市農業の多面的な機能を次世代に引き継いでいけるよう取り組んでいきます。

豊かな「農」ある暮らしを次世代へ

(2) 基本方針・基本施策

- ① 本市農業の持続には、農地の保全と農産物を生産する農業者の存在が不可欠であり、いかに両者の減少を抑制するかが重要です。
- ② 都市農業の安定的な継続のためには市民の農業理解の促進も必要です。

前計画における施策の成果や、国の農業政策などの社会経済環境の変化、市内農業の現状・課題を踏まえ、持続的な農業を実現していくために必要な「農業経営」・「農地保全」・「市民との交流・理解」の3つの視点を基本方針とし、基本方針に則した7つの基本施策を右図のとおり整理します。

基本方針

I 立地の特性を活かした力強い農業経営の推進

II 適正な農地の保全・活用の促進

III 市民と農業のつながる場・機会の拡大

基本施策

<1> 担い手の発掘・育成・確保

<2> 農業経営の改善の推進

<3> 栽培技術の普及・向上

<4> 農地の適正利用の維持

<5> 地域特性に応じた活性化

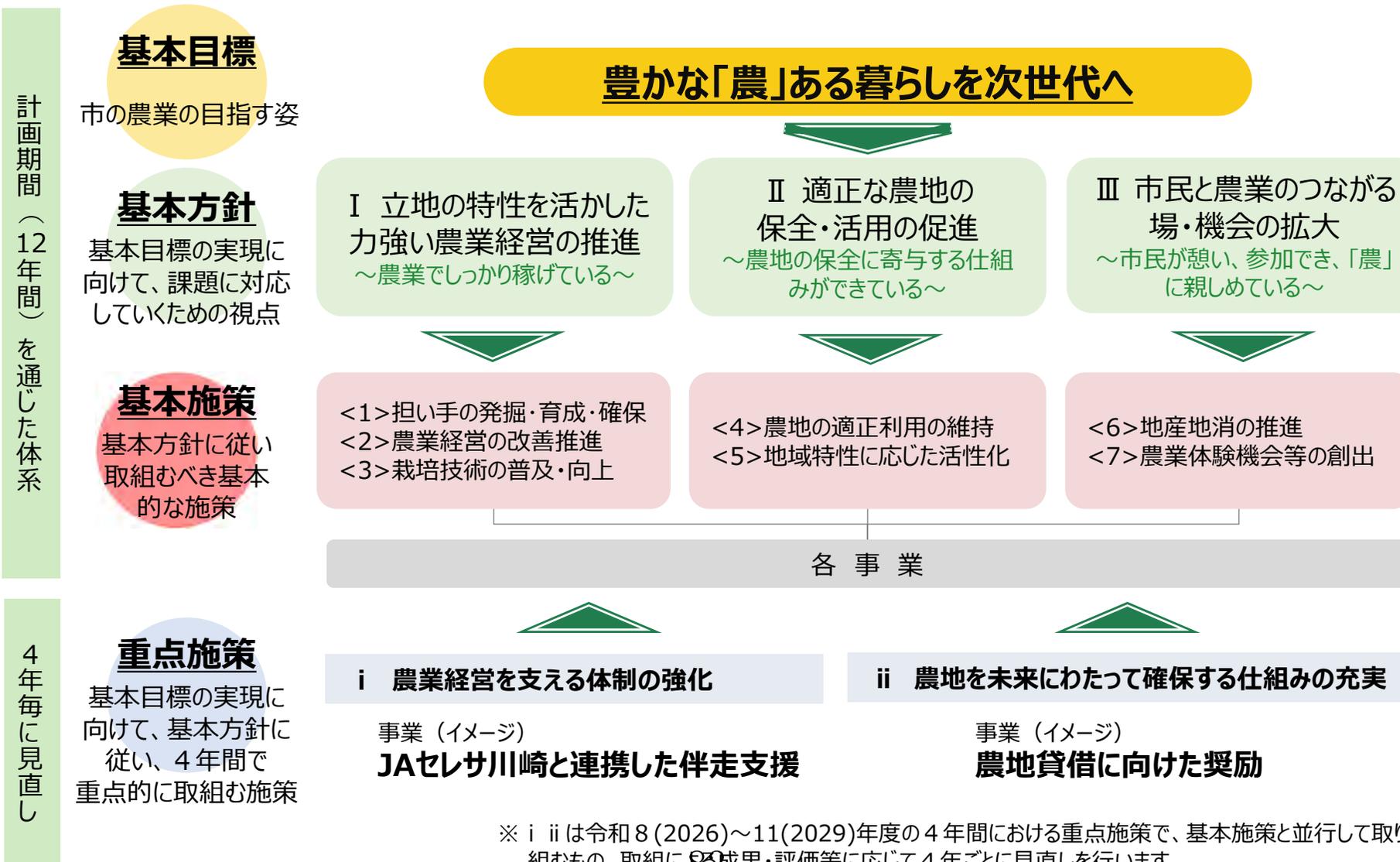
<6> 地産地消の推進

<7> 農業体験機会等の創出

4 川崎市農業振興計画の基本的な考え方 (2) 施策の体系



1. 基本目標の実現に向けて効果的に施策を推進するため、4年間で重点的に取り組む施策を「重点施策」と位置づけ、4年ごとに取組の結果を評価し、附属機関の審議等を踏まえて見直しを行います。
2. 令和8(2026)年度から11(2029)年度までの4年間においては、農業者数・農地の減少が加速する恐れへの危機感を持った対応として、農業経営の基盤となる「農業者」と「農地」の確保に向けた次の2つを重点施策とします。



※ i ii は令和8(2026)～11(2029)年度の4年間における重点施策で、基本施策と並行して取り組むもの。取組による成果・評価等に応じて4年ごとに見直しを行います。



農業者数や農地の減少、小規模経営が多数といった本市の現状や国の動向を踏まえ、全体的な課題解決に寄与する共通事項を3つの<基本方針>として整理しました。

I 立地の特性を活かした力強い農業経営の推進

- ① 農業を親から継ごうとしている方、農業収入向上を目指す方、経験の浅い方、初めて農業に携わる方など農業の担い手が活躍することを目標とした施策の基本方針です。
- ② 新技術の活用・普及を通じて、労働負担の軽減・効率化・生産性の向上により持続可能な農業の実現を目指すとともに、川崎ならではの強み・特徴を活かして、より安定した経営に取り組めるよう経営改善を支援するなど、力強い農業経営の実現を目指します。



麻生区早野の田園風景

II 適正な農地の保全・活用の促進

- ① 農地が持つ多面的な機能の保全に寄与する仕組みづくりや、農地活用の促進を目標とした施策の基本方針です。
- ② 農地は大災害時に一時（いつき）避難場所として機能していること、農地で育まれる緑が市民生活の安らぎに貢献していること、緑が維持されることで環境保全の役割を担っていることなど、農地が担う多面的価値を、市民にわかりやすく伝えていくことを目指します。



麻生区早野の農地

III 市民と農業のつながる場・機会の拡大

- ① 農業者やJAセレサ川崎などの農業関係者のほか、様々な方と連携しながら、農業の魅力を体験できる場など様々な機会を生み出していき、市民の農業への理解を促進することを目標とした施策の基本方針です。
- ② 料理教室や直売会など、川崎の農を身近に見て、知って、感じることができる機会を通じて、市民と農の距離を近づけていくことを目指します。



市内産農産物を使った料理教室



I 立地の特性を活かした力強い農業経営の推進

<1>担い手の発掘・育成・確保

<取組方針>

農業者数は年々減少傾向にあり、高齢化や後継者不足の課題も深刻化しているため、新たな担い手の確保や後継者の就農促進などを進めていく必要があります。

具体的な取組	内容
認定農業者や新規就農希望者に対する支援	<p>担い手の育成・確保のため、地域の農業をけん引する存在である認定農業者の増加に向けた取組や、新規就農希望者に向けた支援等を進めていきます。</p> <p>認定農業者の増加に向けては、農業収入の向上を目指す販売農家の経営支援を進め、認定農業者の指標となる年間農業所得・労働時間等の農業経営改善計画の達成を目指すための支援を進めていきます。</p> <p>また、新規参入に向けた農地マッチングや機械・設備等の導入支援など、JAセレサ川崎等と連携しながら取り組みます。</p> <p>技術面においては農業技術支援センターの取組を通じて支援していきます。</p>
女性・青年農業者団体が行う活動への支援	<p>今後の本市農業を担う農業者の育成・確保を目的として、農業者同士の情報共有や栽培技術の向上、また市民の農業理解を促進など、女性・青年農業者団体の活動への支援等を通じた農業者同士のネットワークづくりを行っていきます。</p>
農地マッチングの促進	<p>1年間耕作がされていない農地について、貸出希望とする農地があった場合には、農地中間管理機構や市に情報を提供、農地貸借に繋げる取組を進めていきます。</p> <p>また、農地貸借への抵抗感の緩和などの意識醸成も進め、担い手不在の農地について、地域の農業を担う農業者や新規就農希望者への集積を図り、農地を未来に渡って確保することにもつなげます。</p>



農業者への技術支援



84 マースクラブ



貸借希望の農地



I 立地の特性を活かした力強い農業経営の推進

<2> 農業経営の改善の推進

<取組方針>

本市の持続的な農業の発展に向け、効果的な農業経営を推進することが望ましく、特に認定農業者等の高い営農意欲を持つ農業者への効果的な経営支援の必要性が高まっています。

具体的な取組	内容
農業経営支援・技術支援	主に経験の浅い農業者を対象とした農業技術指導の講習会等を通じて、農業収入の向上を志向する農業者等のニーズに応え、持続可能な農業の実現を目指します。 また、税制や資産管理等を踏まえた総合的な農業経営相談体制の構築による経営支援のほか、関係機関との連携による農業者同士の交流促進などに取り組みます。
援農ボランティアの育成	農業技術支援センターにおいては、農業者の労働力不足等に対応するため、市民を対象に、果樹や施設栽培等をテーマとした「かわさきそだち栽培支援講座」を実施し、援農ボランティアを育成します。
新技術（スマート農業等）、農業者への技術情報発信	農業収入の向上や労働負担軽減等をより一層推進するため、本市の経営形態に合った新技術（スマート農業等）の導入・普及に取り組みます。



農業経営支援



援農ボランティアの育成



コラム③ 【植物工場】

室内で気温や湿度、CO2濃度をセンサーで管理するなど、気候等の影響を受けにくく、安定的な栽培生産が見込まれるため、新たな手法として注目を浴びていますが、多額の初期費用等のコスト面が課題です。このような先進的な事例は農地が限られる本市において、安定的な農業経営を目指す取組の一つと考えられます。



5 施策の内容・目標となる指標 (2) 基本施策



I 立地の特性を活かした力強い農業経営の推進

<3>栽培技術の普及・向上 -1-

<取組方針>

1. 近年は気象条件の変化や農業資材の高騰などの社会変動により、営農環境が変化し続けています。こうした変化に対応するための生産性向上に向けた農業技術支援が必要です。
2. 持続的な農業経営を支援するため、農業技術支援の中核拠点である農業技術支援センターにおける一層の取組を進める必要があります。

具体的な取組	内容
農業収入の向上に向けた実証栽培の実施・情報発信	気象条件の変化や社会変動等に対応し、農業収入の向上につながる実証栽培、農業者への指導・情報発信等を行い、技術向上を支援します。
経験の浅い農業者等への指導・講習会の実施	経験の浅い農業者や新規就農者に対し、関係機関と連携しながら、講習会や技術的な相談・アドバイス等を実施します。
事業者等と連携した新技術の導入支援・普及	大学や民間事業者等と連携し、新技術の導入・普及に努めます。
環境保全型農業の推進	環境への負荷を低減する農業を推進するため、適正な肥料使用や病害虫対策が行えるよう、土壌分析や病害虫発生調査等を行い、農業者への情報発信に取り組みます。
川崎ならではの強み・特徴を活かした品種の普及・保存	長十郎や禅寺丸柿、のらぼう菜、岩ちゃん豆のように本市において古くから栽培されている品種の普及保存のほか、「川崎市農技1号」等の新たな品種の普及や関係機関と連携した新品種の育成等に取り組みます。



川崎市農技1号 (かわさきつや菜)



【岩ちゃん豆(いわちゃんまめ)】

岩ちゃん豆を知っていますか？麻生区黒川地区で栽培されていた伝統野菜で、白インゲン豆の仲間です。黒川の農家の川端岩蔵さんが長野県出身の知人から種をもらい、広めたため、通称「岩ちゃん豆」と呼ばれています。真っ白で丸く、ねっとりとした食感で甘みもある豆で、未成熟のさやで食べてもおいしい「二豆流」なのですが、栽培が難しく一度は栽培が絶えてしまったことも…。そんな中、農業技術支援センターでは毎年細々と種を採り続け、復活する日を待っていました。市制100周年を契機に伝統野菜にもう一度焦点を当て、生産者に紹介すると興味を持ってくれる方も現れました。次の100年にもレガシーとして残るよう、引き続き普及に取り組んでいきます。

5 施策の内容・目標となる指標 (2) 基本施策



I 立地の特性を活かした力強い農業経営の推進

<3>栽培技術の普及・向上 -2-

【農業技術支援の中核拠点としての農業技術支援センター】

本市の農業技術支援の中核拠点としての役割を担い、農業振興計画に掲げる目標達成のため、「技術指導」「担い手の育成・確保」「品種普及・保存」「情報発信」等の必要な機能を整理し、持続的な農業経営を支援していきます。

現状	農業技術支援センターは、これまで地域特性に合った技術指導・普及や新規就農者支援を通じて、本市農業における技術支援の中核拠点として地域農業の安定と持続的発展に貢献してきました。
課題	今後の技術支援として、気候変動による農産物の生育不良に対応した品種の提案や技術指導、国際情勢の不安定化に伴う肥料、農薬などの高騰に対応するための土壌分析結果を通じた適正な施肥指導などへの対応が求められています。また、築50年を超える管理棟等の応急的な補修が発生しています。
方向性	気象条件の変化、国等の動き、農業者を取り巻く地域環境・営農環境の変化等を踏まえて、各関係者と連携しながら対応することが必要です。
機能更新	都市農業の持続可能な発展に向けて、農業技術支援センターの必要な機能を整理するとともに、整備・運営手法を決定していきます。

農業者

- 生産技術向上による地域農業の持続的発展
- 環境への負荷を軽減した農業の推進
- 郷土野菜の普及

農業団体 (JAセレサ川崎)

- 連携した指導による生産技術の向上
- 土壌分析等を通じた地域農業の持続的発展
- 病害虫情報等適切な対応のための情報発信

市民

- 援農ボランティアを通じた都市農業の持続的発展
- 農業理解の向上

民間事業者・大学

- 民間事業者・大学の有する技術・知識を活用した地域農業の発展
- 先端技術の情報収集・発信

農業技術支援センター

行政 (市・県)

- 連携した指導による生産技術の向上
- 地域課題に対応した実証栽培等の実施
- 国の動き等に即応した情報共有



II 適正な農地の保全・活用の促進

<4> 農地の適正利用の維持

<取組方針>

農地は減少傾向にあるものの、農産物の供給以外にも防災や環境保全、農業理解醸成など多面的な機能を有しており、良好な都市環境の構築や市民の生活環境向上に貢献していることから、農地の保全・活用に向けて、生産緑地制度の活用や農地の適正利用の推進とともに、認定農業者、農業後継者及び新規参入者などの担い手への農地マッチング等を進めていく必要があります。

具体的な取組	内容
生産緑地・特定生産緑地制度の活用	市街化区域内にある農地等がもつ緑地の役割を評価し、良好な都市環境を作るため、生産緑地制度を活用します。また、近く買取申出期限を迎える生産緑地について、特定生産緑地の指定を推進します。
違反転用防止、農地パトロール	農地パトロールや農地の利用意向調査を実施し、違反転用や遊休農地を未然に防ぐとともに、農業委員会・県・警察と連携し、所有者等に対して粘り強く是正指導を行っていきます。
農地マッチングの促進（再掲）	1年間耕作がされていない農地について、貸出希望とする農地があった場合には、農地中間管理機構や市に情報を提供、農地貸借に繋げる取組を進めていきます。 また、農地貸借への抵抗感の緩和などの意識醸成も進め、担い手不在の農地について、地域の農業を担う農業者や新規就農希望者への集積を図り、農地を未来に渡って確保することにもつなげていきます。
市民農園の推進 (未活用農地の市民利用による有効活用)	「農」に親しみたいとする市民ニーズに応えるため、都市農地の保全と活用に寄与している川崎市地域交流農園の管理を行うとともに、農業者が開設する各種農園の普及・啓発に取り組んでいきます。



都市農地減少の大きな要因の一つが、現在の相続税制度にあります。多くの市内農業者は兼業での農外所得を得ながら、安定的な農業経営を可能にしています。しかし、相続の際には、その資産価値から多額の相続税が発生し、農地を手放さなければならない農業者も少なくありません。

都市での農業経営を継続するために、本市としても都市農地を保全すべき観点から、制度見直しについて国等へ要望を行っていきます。

【国への要望】



生産緑地の指定



農地パトロール

5 施策の内容・目標となる指標 (2) 基本施策



II 適正な農地の保全・活用の促進

<5> 地域特性に応じた活性化

<取組方針>

農業振興地域では、まとまりのある農地が存在している一方で、農業従事者の減少や高齢化に伴い、適正な利用が困難となり遊休農地化などの事例も生じているため、引き続き計画を適切に推進することで優良な農地を保全するとともに、地域の農業の活性化に向けた新たな農業従事者の発掘やイベントの実施等の取組が必要です。

具体的な取組	内容
農業振興地域での農業者・地域住民と連携したイベント等の開催	JAセレサ川崎が運営する大型直売所「セレサモス」を核にした情報発信、各地域での農業体験、農業者と地域住民等が連携したイベントの実施や、農業者が主催する地域農業の活性化に向けたイベント等の支援など、地域の活性化施策を行います。
地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）(※)の実現に向けた取組	農業振興地域の3地区（岡上・黒川・早野）における地域での話し合いを通じて、農地の集約化や担い手の確保等に取り組めます。

(※)農業経営基盤強化促進法により全市町村で策定が義務付けられた計画で、10年後を見据えて、農業者や関係機関等による協議の上、地域の農業の将来のあり方、対象区域、農地集積等の取組内容、目標地図等を定めたもの。本市では令和7(2025)年3月に策定



早野野菜マーケット



【農業用施設の長寿命化】

農業振興地域には、地域の農業者が所有・管理する灌漑施設、農業用倉庫その他の共同施設が、昭和50年代の農地基盤整備と同時に設置されており、計画的な長寿命化が必要であることから、順次改修を進めているところです。

今後も施設の長寿命化を図るとともに、共同施設の今後の管理について、地域の農業者と意見交換を行っていく必要があります。



【農家レストラン】

農家レストランとは、自ら生産した農産物や地域の食材を用いた料理を提供している事業を指します。これまで国家戦略特区のみ実施されていましたが、令和2(2020)年の法改正により、全国展開され、農業者が自己の生産する農産物に加え、同一市内又は農業振興地域内で生産される農畜産物を主たる材料として調理して提供する場合は、農家レストランを農用地区域内に設置することが可能となりました。

5 施策の内容・目標となる指標 (2) 基本施策



Ⅲ 市民と農業のつながる場・機会の拡大

<6>地産地消の推進

<取組方針>

1. 本市農地の65%が市街化区域内にあり、多くの農地が住宅と近接しているため、農業者は土埃、音、匂いなど周辺環境に配慮して農作業を行っています。また、カラスやアライグマなどによる農産物被害は近年増加傾向にあり、農業者の営農意欲の減退につながることから、地域住民と一体となった農業への理解醸成に向けた取組が必要です。
2. 本市中部以北に見られる農地が点在する豊かな農環境は、農業を継承し、地域活動の様々な役割を担う農業者等の責任感や努力により保たれており、豊かな農環境を次世代に継承するため、こうした地域を支える農業者の活動を情報発信していきます。

具体的な取組	内容
料理教室の開催、農産物直売会の支援	JAセレサ川崎、市、生産者等が組織する「かわさき地産地消推進協議会」等による、市内産農産物「かわさきそだち」を使った料理教室や食育活動の実施等を通じて、「かわさきそだち」の魅力に触れる機会を提供し、継続的な購買を促します。 農地が少なく、農業に触れる機会が少ない市南部の住民や転入間もない住民にかわさきの農業の認知度向上を図るため、南部でのPR強化に取り組みます。
JAセレサ川崎や市が実施する農業イベント等の情報の集約・発信	JAセレサ川崎の支店や市が開催する農業イベントをかわさき地産地消推進協議会がとりまとめてSNS等を活用して市民向けにPRするなど、より効率的、効果的なPR手法を模索し、市民の農業理解の深化を図ります。 市民向けに地域を担う農業者の活動や思いを発信し、豊かな農ある暮らしが身近にあることの喚起を促します。



【学校給食への「かわさきそだち」供給拡大】

本市の中学校給食は平成29(2017)年度に開始し、JAセレサ川崎と教育委員会事務局が市内産農産物「かわさきそだち」の給食への供給拡大に向けて取り組み、平成30(2018)年度の約10tから令和6(2024)年度には約24tに使用量が増加しています。

本市の農業は各農業者の農地が狭小で、多くの農業者は少量多品目栽培であることから、農業者ごとの農産物供給量は限られています。こうした本市農業の営農環境のもとで供給量を拡大するには、JAセレサ川崎が各農家の農産物を集荷して給食センターに納入するなど、JAセレサ川崎の多大な協力が欠かせません。

「かわさきそだち」を使用した給食を提供する日に、生徒に生産者の説明を行うと、給食の残食率が低下する傾向があることから、「かわさきそだち」の若年層への認知度を向上させるためにも、「かわさきそだち」の提供日には説明しやすく、印象に残るような生産者の情報を学校に提供するなど、引き続きJAセレサ川崎、教育委員会事務局と連携した取組を進めていきます。





Ⅲ 市民と農業のつながる場・機会の拡大

<7> 農業体験機会等の創出

<取組方針>

1. 市民の農に触れる機会の段階的なイメージは、
 ①農産物の購入 ⇒ ②農業体験イベントの参加 ⇒ ③家庭菜園での栽培 ⇒ ④援農ボランティアの実施
 であり、こうした段階的な市民ニーズを踏まえ、農業者の持続的で安定的な営農環境を確保するため、農地の保全や農業理解の醸成に向けて継続して取り組む必要がありますが、農業者を含む民間事業者により普及している取組については、当初目的を踏まえて効果を検証し、見直しを行う必要があります。
2. 農業体験機会の創出により、市民の農業理解の醸成のほか、農業者が主催する農業体験イベントや、市内で増加傾向にあるイチゴの摘み取りなどの観光農園の来園者増加による農業収入の向上、援農ボランティアによる農業者の担い手不足解消、労力負担軽減を図ります。
3. 農業収入の向上や労力負担の軽減が“豊かな「農」ある環境の次世代への継承”につながることから、農業者が主催する農業体験イベントや観光農園のPR等に取り組みます。

具体的な取組	内容
農業体験機会の提供	若手農業者団体が実施する収穫体験イベントは、参加者が各農業者と触れ合うことにより、農業理解醸成のほか、各農園の顧客増加につながることから、引き続き取組を進めます。 農業は繁忙期と閑散期の波があり、天候に左右されるため、常時雇用よりも、随時人手を確保可能な仕組みが適しており、各農園の作業を支援する援農ボランティアが欠かせない取組となっていることから、農業者のニーズに沿った農産物の援農ボランティアの育成を継続します。
農業イベントの実施	JAセレサ川崎や庁内関係課、民間事業者等と連携し、効果的なイベントの実施に取り組みます。



【農福連携の取組】

農作業を通じた障害者の活動の場づくりや社会福祉の理解促進を目的として、平成30年度から福祉交流農園をNPO法人と共同で運営しており、年に2回ほど収穫体験を実施しているほか、市内では社会福祉法人が主体となって農園を管理し、障害者と近隣の方が一体となって農業が営まれ、加工や販売なども行っている事例もあります。

一方、本市の農業者の多くが高齢かつ小規模であることなどにより、農業者が障害の特性に合わせて工程を工夫することが難しく、少量多品目栽培の農園では状況に応じて新しい作業が発生するなど、障害者が農業の担い手として本市農家において従事していただくには課題があります。引き続き、福祉事業所等が主体となった農地の活用に向けた制度周知やマッチング支援などの農福連携支援に取り組んでいきます。

5 施策の内容・目標となる指標 (3) 成果指標



1. 次の3項目を成果指標として設定し、施策に取り組んでいきます。それぞれ、「農業経営」「農地確保」「市民との交流・理解」の3つの視点による基本方針と対応しています。
2. 農業者数・農地の減少及び担い手不足の課題への危機感を持った対応として、まず優先して取り組むべき3項目に絞っています。

成果指標

名称	現状	目標値	成果指標設定理由
①認定農業者の経営体数	57経営体 (R6年度)	65経営体以上 (R11年度)	農業者数全体が年々減少傾向にある中で、新たな担い手確保・育成のためには、農業経営の改善・安定化に取り組む農業者数増加の取組が必要であり、その効果として自ら農業経営改善計画を作成し、市町村に認められた「認定農業者」の経営体数を指標としています。
②市街化調整区域での農地賃借面積	13.2ha (R6年度)	19.6ha以上 (R11年度)	農地がこの30年間で半減してきており、農地の保全と活用に向けて、農地賃借の推進により耕作放棄地や違反転用を抑えるとともに担い手への農地集積が必要であり、その取組の効果として、公示されて客観性もある市街化調整区域内での農地賃借面積（農地法3条の賃貸を除く）の増加を適切な指標としています。
③援農ボランティア数	172人 (R6年度)	200人以上 (R11年度)	市民と農業のつながる機会に関する取組の効果として、農業者の労働力不足解決に寄与する援農ボランティアの増加を適切な指標としています。 なお、援農ボランティアになるにはかわさきそだち栽培支援講座にて基礎的なそ菜、果樹の栽培について講義と実習を2年間行い、講座修了後、修了生で組織する援農者組織へ加入する必要があります。

関連する主な計画

川崎市総合計画
(総務企画局所管)

かわさき産業振興プラン
(経済労働局所管)

川崎市緑の基本計画
(建設緑政局所管)

5 施策の内容・目標となる指標 (4) 主なアウトプット等



川崎市総合計画においては、「基本政策 4 活力と魅力あふれる力強い都市づくり」に「施策4-1-4 都市農業の振興」を位置付けており、農業施策における主なアウトプット等は次のとおりです。

主なアウトプット等

事務事業	取組内容	主なアウトプット
農の担い手育成支援事業	今後の本市農業を担う経営感覚に優れた農業者（担い手）の育成に向けて、認定農業者のほか、農業経営の改善を目指す販売農家や新規就農者への支援を強化するとともに、女性・青年農業者団体が行う活動への支援を通じ、農業者同士のネットワークづくりを図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ① 認定農業者への支援（毎年度） ② 新規就農希望者からの相談対応（毎年度） ③ 女性・青年農業者団体の活動支援（毎年度）
農業経営・技術向上支援事業	農産物の生産技術の向上に向けた支援、農業経営の効率化・安定化のための支援、農業技術を理解した市民ボランティアの育成・活用等を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ① 農業者向けの技術指導（毎年度） ② 環境負荷低減に向けた土壌分析等（毎年度） ③ 施設整備・機械導入等に対する支援（毎年度） ④ 援農ボランティア育成講座の開催（毎年度）
農業技術支援センター機能更新事業	都市農業の持続可能な発展に向けて、農業技術支援センターの老朽化対策を含めた機能更新に関する検討を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ① 農業技術支援センターの整備・運営手法等の決定（R9年度） ② 農業技術支援センターの整備等の実施（R10～11年度）
農環境保全・生産基盤維持管理事業	農地貸借の促進に向けた奨励や整地支援を重点的に進めるとともに、良好な農環境を保全し、多面的な機能を有する農地の活用を図るほか、安定した農業生産基盤を維持するため、農業振興地域等における農業用施設の維持・管理を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ① 生産緑地の指定（毎年度） ② 貸借可能な農地の掘り起こし（毎年度） ③ 試験栽培等の協働事業の実施（毎年度） ④ 農業用施設の計画的な改修支援（毎年度）
農とのふれあい推進事業	イベントや情報発信等を通じて地産地消を推進するとともに、収穫体験などを通じて市民が「農」を知る機会を創出します。また、川崎市地域交流農園の管理を行うとともに、農業者が開設する各種農園の普及・啓発を行うことで、市民の農に対する理解を深め、地域の農業の活性化に取り組めます。	<ul style="list-style-type: none"> ① 市民が「農」に触れるイベントの開催（毎年度） ② 区画貸し・体験型農園の普及・啓発（毎年度）

6 本計画の推進体制について



1. 本市の農業を次世代に引き継ぐためには、農業者を含む市民、農業団体、行政等の各関係者が適切に役割分担・協力し合いながら、基本理念や基本方針に沿って、施策を推進する体制を構築していくことが必要です。
2. そのため、以下の各関係者等で構成する「川崎市農業振興計画推進委員会」（附属機関）において、各事業の進捗状況の確認、評価、今後の施策展開などについて、調査・審議を行います。
3. 施策をより効果的に実施するためには、多様な主体が集積する本市の強みを活かし、民間事業者や大学等有する農業技術、人材育成に関する知見などを積極的に取り入れることが重要であることから、本計画の推進にあたっては民間活力の活用を検討・推進します。



7 参考資料 (1) 用語説明

ア行	
あかね会	平成9年に発足した市内女性農業担い手の任意団体。野菜・果樹・植木・花き・養鶏・酪農など幅広い分野で生産に携わる。
違反転用	農地法に基づいた許可や届出を行わずに、農地を建築物や駐車場など農地以外の目的に利用する行為のこと。この許可を受けないで行われる転用行為は「違反転用」となり、工事の中止や原状回復等の命令がなされる場合があり、罰則の適用もある。
援農ボランティア	農業者の作業を支援するボランティア活動。高齢化や人手不足が進む農業現場で、地域住民や学生などが農作業を手伝う取り組み。本市には、市が募集・育成を行う有償ボランティアと、JAセレサ川崎が募集・育成を行う無償ボランティアがある。
カ行	
花き	観賞用の植物（花や葉）を指し、切り花や鉢物などが含まれる。
かわさき産業振興プラン	「川崎市総合計画」を上位計画とする産業振興に関わる分野別計画であり、「川崎市総合計画」で掲げるまちづくりの基本目標のひとつである「力強い産業都市づくり」の実現に向けた産業振興の方向性を定めたもの。産業振興の基本方針や具体的施策をまとめた計画
川崎市総合計画	川崎市がめざす都市像やまちづくりの基本目標を定めた「基本構想」と、基本構想に定める5つの基本政策を体系的に推進するために政策の方向性を明らかにする「基本計画」、これらのビジョン・方向性に基づき、中期の具体的な取組や目標を定める「実施計画」で構成される、長期的なまちづくりの方向性を示す川崎市の基本計画
川崎市農業実態調査	市内農業のおおよその実態を把握し、農業施策立案等に資するため、作付状況をはじめとした市内農業の基本情報を調査するもの。本調査は国の統計調査である「農林業センサス」の中間年に実施しており、直近は令和4(2022)年度に実施
かわさき市民アンケート	市民の定住状況、生活環境の評価、市政に対する評価と要望等に加えて、市民生活に関するいくつかのテーマなどについて、市民の生活意識や行政に対する意識を調査し、市政運営や政策立案の参考資料とすることを目的として実施。「かわさきの農業について」を調査項目に、調査期間は令和6(2024)年8月23日～9月6日)、調査対象は市在住の満18歳以上の個人でインターネットモニター登録者から抽出。調査方法はインターネット調査で、有効回収数1,500標本
かわさきそだち	川崎市内で生産された農産物の総称。川崎市では、野菜や果物、花、きのこ、卵、牛乳、豚肉など様々な農産物が生産されている。
かわさき「市民ファームング農園」	地方公共団体及び農業協同組合以外の者が、市民の農体験の場を確保するとともに、「食」と「農」に思いを馳せ、農業を理解し支え、良好な農地の保全を図ることを目的として開設する農園
かわさきつや菜	川崎市農業技術支援センターが郷土野菜「のらぼう菜」の研究中に発見した新しい野菜。『なたね種』の新品種として、平成31(2019)年2月14日付けで農林水産省に品種登録された。正式な品種名は「川崎市農技1号」
環境保全型農業	農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業のこと
観光農園	農業者が育てた作物の収穫体験などを楽しむ、レクリエーションのために開放されている農園

7 参考資料 (1) 用語説明

カ行 (続き)	
休耕田	一時的に作物を栽培していない水田
グリーンインフラ	自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方で、緑は社会的共通資本であり、本市で暮らし、学び、働き、楽しむ全ての人々が、人間らしく生きるために必要不可欠な存在とするもの
香辛子	香りはフルーティーで辛みが少ない食べられるハーブペッパー。「こうがらし」と読む。
サ行	
作型	作物の栽培方法や時期の組み合わせ
産学官	「産」とは民間企業、「学」とは大学などの教育・研究機関、「官」とは国や地方自治体を指す。これら3者が連携し、大学の持つ研究成果や技術を企業や地域が活用し、社会全体の発展や新たな事業の創出を目指すことを「産学官連携」と言う。
市街化区域	都市計画法で指定されている区域区分の一つ。市街地として積極的に整備する区域で、用途地域等を指定し、道路や公園、下水道等の整備を行い、住宅や店舗、工場など、計画的な市街化を図る区域
市街化調整区域	都市計画法で指定されている区域区分の一つ。市街化を抑制し、優れた自然環境等を守る区域として、開発や建築が制限されている区域
施設野菜	ビニールハウスなどの施設内で栽培される野菜。天候に左右されにくく、安定した生産が可能
市民農園	市民がレクリエーションとしての自家用野菜・花の栽培、高齢者の生きがいづくり、生徒・児童の体験学習などの多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園
食料・農業・農村基本法	農政の基本理念や政策の方向性を示す法律。(1) 食料の安定供給の確保、(2) 農業の有する多面的機能の発揮、(3) 農業の持続的な発展と(4) その基盤としての農村の振興、を理念として掲げ、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的とする。
ストックマネジメント	既存施設の日常管理、定期的な機能診断と評価、調査結果に基づく施設分類と劣化予測、効率的な対策工法の比較検討、計画に基づく対策の実施、調査・検討の結果や対策工事に係る情報の蓄積等を、段階的・継続的に実施するもの
スマート農業	ICTやロボット技術を活用して効率化・省力化を図る新しい農業の形
生産緑地	都市における良好な生活環境の保全や都市災害の防止などを目的として、市街化区域内の農地等を対象に指定する農地。この指定により、農地所有者は 営農義務や建築制限が生じるが、税制面での優遇措置を受けることができる。
生産緑地の2022年問題	生産緑地法の改正により平成4(1992)年からの生産緑地指定の期限が切れ、宅地転用や売却が懸念された。ただし、営農を続けていくことを条件に税制優遇を継続することができる特定生産緑地への指定申出が可能となる。

7 参考資料 (1) 用語説明

夕行	
多面的な機能	農産物供給以外の農地の機能。防災や環境保全、市民の農業への理解醸成などが挙げられ、良好な都市環境の構築や市民の生活環境の向上に寄与している。
地域計画	農業経営基盤強化促進法により全市町村で策定が義務付けられた計画で、10年後を見据えて、農業者や関係機関等による協議の上、地域の農業の将来のあり方、対象区域、農地集積等の取組内容、目標地図等を定めたもの。本市では令和7(2025)年3月に策定
地産地消	地元で生産された農産物を地元で消費すること。輸送コスト削減や地域経済の活性化等のメリットがある。
長期多段栽培	一本の苗から数ヶ月間にわたり多数の実の収穫を続ける栽培方法
特定生産緑地	生産緑地の指定から30年の期限後も税制優遇を10年ごとに延長するもの
都市農業振興基本計画	都市農地を、これまでの「宅地化すべきもの」から、都市に「あるべきもの」と捉えることを明確にし、必要な施策の方向性を示した計画。平成28(2016)年5月に閣議決定された。
都市農業振興基本法	都市農業、都市農地の意義や価値などを明文化し、都市農業の振興及び都市農地の保全を目的とした法律で、平成27(2015)年4月に制定された。
都市農地の貸借の円滑化に関する法律	市街化区域内にある生産緑地の貸借を円滑にし、都市農地を有効活用して都市農業の健全な発展を促すことを目的とした法律
都市緑地法	都市の緑地の保全・整備に関する法律。都市環境の改善や防災機能の強化に寄与
土壌分析	土壌中に含まれる養分等を化学的に分析すること。土壌の状態を把握することは、施肥設計や上質な土作りに役立つ。

7 参考資料 (1) 用語説明

ナ行	
ニヶ領用水	江戸時代に水田を開発するための農業用水を確保するために造られ、多摩川などを水源とし、多摩区から幸区まで流れる、全長約32kmの人工用水路
認定農業者	市町村の基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を作成し、これを市町村から認定を受けた地域農業を牽引する意欲のある農業者。なお、認定農業者が目指す経営指標は概ね次のとおり（年間農業所得：1個別経営体当たり650～750万円程度 / 年間労働時間：主たる従事者1人当たり1,800～2,000時間程度）
ネイチャーポジティブ	自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること。自然再興
農業経営改善計画	認定農業者が作成する、5年後の自農園の農業経営をどういう方向に改善・発展させていくのかを記した計画
農業経営基盤強化促進法	効率的かつ安定的な農業経営を営む者を育成するため、地域において育成すべき多様な農業経営の目標を、関係者の意向を十分踏まえた上で明らかにし、その目標に向けて農業経営を改善する者に対する農用地の利用集積、経営管理の合理化など、農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講じるもの
農業振興地域	市町村が策定する農業振興地域整備計画により、今後、相当期間（概ね10年以上）、農業振興を図るべき地域と指定された地域
農業振興地域整備計画	都道府県知事により農業振興地域に指定された市町村が概ね10年を見通して、地域の農業振興を図るために必要な事項を定めたもの。
農地中間管理機構	平成26(2014)年に各都道府県に一つ設立され、農用地等を貸したいという農業者と、借りたいという農業者の間に立ち、農用地の中間的受け皿となる組織。農地の集団化、経営規模の拡大、新規参入を推進する組織
農地パトロール	遊休農地の発生防止や解消、また農地が本来の目的以外に利用される「違反転用」の早期発見・防止を目的として行う、農地の利用状況調査
農福連携	障害者等の農業分野での活躍を通じて、自信や生きがいを創出し、社会参画を実現していく取組
農林業センサス	国内農林業の生産構造、就業構造を明らかにするとともに、農山村の実態を総合的に把握し、農林行政の企画・立案・推進のための基礎資料を作成し、提供することを目的に、5年ごとに国が実施する統計調査
ハ行	
ファーマーズクラブ	農産物の収穫や植付を体験することができる本市が主催する農業イベント。市内で農業を営む後継者との交流を通じて、都市農業に関する身近な情報を提供し、生産者と消費者のコミュニケーションの場として、昭和63(1988)年度から実施
防除	虫や病気の対策

7 参考資料 (1) 用語説明

マ行	
みどりの食料システム戦略	持続可能な食料システムを構築するため、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現するために農林水産省が令和3(2021)年に策定した戦略
ヤ行	
野生鳥獣	野生のアライグマやハクビシンなど、農作物被害等をもたらす鳥獣
遊休農地	農地法において、「現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地」または、「その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し、著しく劣っていると認められる農地」と定義し、農地の有効利用に向けて、遊休農地に関する措置を講ずべき農地のこと
ラ行	
利用権	農業経営基盤強化促進法に基づく権利で、農業上の利用を目的とする農地の賃貸借権・使用貸借権等のこと。利用権設定をすることで、貸した農地は設定期間終了後、離作料等を支払うことなく、農地所有者に返還されるため、安心して農地の貸し借りを行うことができる。
6次産業化	農林水産業（第1次産業）が、農林水産物の生産だけにとどまらず、それを原材料とした加工食品の製造（第2次産業）・販売（第3次産業）に取り組むこと
露地野菜	屋外の畑で栽培される野菜。季節や天候の影響を受けやすい

7 参考資料 (2) 市内農業基本データ

面積		
※出典：総土地面積は2020年農林業センサス、耕地面積は令和6年面積調査		
総土地面積	14,300	ha
耕地面積	479	ha
田耕地面積	18	ha
畑耕地面積	461	ha
人口・世帯		
※出典：総務省令和2年国勢調査		
総人口	1,538,262	人
男	775,772	人
女	762,490	人
総世帯数	747,452	世帯
農業経営体数・農家数		
※出典：2020年農林業センサス		
農業経営体数	590	経営体
うち個人経営体数	583	経営体
うち団体経営体数	7	経営体
うち法人経営体数	7	経営体
総農家数	1,049	戸
自給的農家数	532	戸
販売農家数	517	戸

7 参考資料 (2) 市内農業基本データ

作付・飼養別農業経営体数

※出典：2020年農林業センサス

稲	27	経営体
雑穀	2	経営体
いも類	188	経営体
豆類	64	経営体
工芸農作物	12	経営体
野菜類	402	経営体
花き類・花木	80	経営体
果樹	281	経営体
乳用牛	1	経営体
豚	1	経営体
採卵鶏	7	経営体

地域

※出典：農業集落数は2020年農林業センサス、集落営農数は令和6年集落営農実態調査、農産物直売所数は2010年世界農林業センサス

農業集落数	13	集落
農業物直売所数	14	施設

7 参考資料 (3) 市内農業従事者アンケート

1 アンケート概要

アンケート対象	川崎市内農業従事者
アンケート期間	令和6(2024)年11月5日(火)～11月25日(月)
配布数	1,017件(うち郵便局からの郵送物の返還43)
回収数	419件
回収率	43.0%(回収数/(配布数-郵送物の返還分))
有回答/無回答	388/31(無回答の主な理由:すでに農業従事をしていない等)

2 集計結果

※構成比率等については、小数点以下第2位を四捨五入して表示しているため、合計しても100%とならない場合があります。

I.お住まいの区と年齢

<概要> 居住区は、「多摩区」(26.0%)が最も多く、次いで「麻生区」(25.8%)、「宮前区」(22.4%)であり、また、回答者の80%以上が60歳以上です。

<お住まいの区>

項目	実数	%
川崎区	1	0.3%
幸区	2	0.5%
中原区	26	6.7%
高津区	70	18.0%
宮前区	87	22.4%
多摩区	101	26.0%
麻生区	100	25.8%
無回答	1	0.3%
合計	388	100%

<年齢>

項目	実数	%
20歳未満	0	0.0%
20歳代	1	0.3%
30歳代	3	0.8%
40歳代	12	3.1%
50歳代	26	6.7%
60歳代	103	26.5%
70歳以上	241	62.1%
無回答	1	0.3%
合計	388	100%

7 参考資料 (3) 市内農業従事者アンケート

Ⅱ. 現在の生産状況

＜概要＞ 最も農業収入・生産量が多い品目は梨です。また、最も農業収入・生産量の多い品目の栽培形態は露地栽培で88.4%ですが、それらの栽培面積に関しては10a（1,000㎡）未満という回答が約65%です。

1. 生産品目

＜質問1＞

生産品目について、農業収入（売上高、販売金額）または、自家消費の場合は生産量の高い順番で最大2つまでお答えください。

品目1	実数
梨	47
じゃがいも	29
トマト	27
みかん	25
枝豆	24
柿	22
ナス	17
タケノコ	12
ネギ	11
玉ねぎ	11
その他	163
合計	388

品目1	実数
じゃがいも	31
ナス	25
柿	24
里芋	19
大根	17
トマト	16
野菜	16
きゅうり	15
さつまいも	12
みかん	12
その他	201
合計	388

7 参考資料 (3) 市内農業従事者アンケート

1-1.栽培形態

<質問 1-1>

上記「1」で答えた品目について、栽培形態をお答えください。回答欄に品目1、品目2ごとに当てはまる番号をご記入ください。

<品目1の栽培形態>

項目	実数	%
①露地栽培	343	88.4%
②施設・養液栽培（固型培地、高設ベンチ等）	16	4.1%
③施設・養液栽培（非固型培地、水耕栽培等）	3	0.8%
④施設・養液栽培（袋栽培等）	10	2.6%
無回答	16	4.1%
合計	388	100.0%

<品目2の栽培形態>

項目	実数	%
①露地栽培	291	75.0%
②施設・養液栽培（固型培地、高設ベンチ等）	7	1.8%
③施設・養液栽培（非固型培地、水耕栽培等）	2	0.5%
④施設・養液栽培（袋栽培等）	8	2.1%
無回答	80	20.6%
合計	388	100.0%

2. 栽培面積

<質問 2>

上記「1」で答えた品目について、それぞれおおよその栽培面積または飼養面積をお答えください。

<品目1の栽培面積（㎡）>

項目	実数	%
10㎡以下	12	3.1%
11～50㎡	35	9.0%
51～100㎡	42	10.8%
101～200㎡	38	9.8%
201～300㎡	20	5.2%
301～400㎡	24	6.2%
401～500㎡	18	4.6%
501～1,000㎡	62	16.0%
1,001～2,000㎡	62	16.0%
2,001～5,000㎡	27	7.0%
5,001㎡以上	13	3.4%
無回答	35	9.0%
合計	388	100.0%

<品目2の栽培面積（㎡）>

項目	実数	%
10㎡以下	13	3.4%
11～50㎡	43	11.1%
51～100㎡	53	13.7%
101～200㎡	50	12.9%
201～300㎡	19	4.9%
301～400㎡	14	3.6%
401～500㎡	21	5.4%
501～1,000㎡	39	10.1%
1,001～2,000㎡	31	8.0%
2,001～5,000㎡	8	2.1%
5,001㎡以上	2	0.5%
無回答	95	24.5%
合計	388	100.0%

7 参考資料 (3) 市内農業従事者アンケート

3.生産を行う田畑

<質問3>

品目1の生産を行っている田畑は次のどれに該当しますか。当てはまる番号を1つ選んで○をつけてください。

項目	実数	%
①生産緑地	274	70.6%
②農業振興地域内	27	7.0%
③市街化調整区域内（農業振興地域以外）	26	6.7%
④市街化区域内（生産緑地以外）	42	10.8%
⑤(①～④いずれでもない)	8	2.1%
無回答	11	2.8%
合計	388	100.0%

⑤回答内容(自由記述)

項目	実数	%
生産緑地と市街化区域内の両方	3	37.5%
宅地	2	25.0%
特定生産緑地	1	12.5%
納税猶予農地	1	12.5%
(空白)	1	12.5%
合計	8	100.0%

Ⅲ.現在の農業経営について

<概要> 回答者の農業収入は100万円未満が53.9%と最も多く、続いて100～300万円未満が19.6%です。一方、700万円以上は7.5%です。また、出荷先に関しては直売及びセササモスが87.9%を占めています。

1.認定農業者か

<質問1>

現在、あなたの農業経営体は認定農業者となっていますか。当てはまる番号を1つ選んで○をつけてください。

項目	実数	%
①はい	40	10.3%
②いいえ	273	70.4%
③わからない	66	17.0%
無回答	9	2.3%
合計	388	100.0%

7 参考資料 (3) 市内農業従事者アンケート

2. 年間の農業収入

<質問2>

年間の農業収入（売上高、販売金額）について、次の5つのうち、当てはまる番号を1つ選んで○をつけてください。

項目	実数	%
①700万円以上	29	7.5%
②500～700万円	7	1.8%
③300～500万円	42	10.8%
④100～300万円	76	19.6%
⑤100万円未満	209	53.9%
無回答（0円回答者を含む）	25	6.4%
合計	388	100.0%

3. 出荷先

<質問3>

出荷先（直売や自家消費を含む）と出荷量の大きな割合について、出荷量全体を100%として、次の7項目について回答ください。

<出荷先割合> Ⅲ.3. 出荷先への出荷量の割合 (%)

項目	実数	%
①直売	218	56.2%
②セレスモス	123	31.7%
③小売店	26	6.7%
④市場	35	9.0%
⑤飲食店及び菓子店並びにホテル等	17	4.4%
⑥加工業者（カット加工や冷凍などの一次加工や、食品メーカー向け含む）	3	0.8%
⑦自家消費その他（出荷用としないものや、①～⑥に含まれないもの）	225	58.0%

項目	合計	1～20%	21～40%	41～60%	61～80%	80%以上	無回答
①直売	218	33	22	18	40	105	170
②セレスモス	123	29	16	13	23	42	265
③小売店	26	9	4	5	3	4	362
④市場	35	16	5	3	0	11	353
⑤飲食店及び菓子店並びにホテル等	17	13	1	3	0	0	371
⑥加工業者（カット加工や冷凍などの一次加工や、食品メーカー向け含む）	3	3	0	0	0	0	385
⑦自家消費その他（出荷用としないものや、①～⑥に含まれないもの）	225	105	13	11	16	80	163

7 参考資料 (3) 市内農業従事者アンケート

IV. 今後の農業経営について

＜概要＞ 自身の農業経営体のおよそ10年後の農業経営の状況について、「農業経営をやめる」回答が21.1%であり、さらに同回答者の農地の将来の活用について「わからない・未定」との回答が45.1%でした。また、今後優先して取り組みたいことについては、「相続」が32.0%と最も多く、続いて「特になし」が28.6%、「農業所得の向上」が24.5%と続いています。

1.1 10年後の農業経営について

＜質問1＞

御自身の農業経営体について、およそ10年後に農業経営がどのようになっていると予想されますか。次の中から一番近いと思うもの1つを選んで○をつけてください。

項目	実数	%
①現状維持	167	43.0%
②規模拡大	12	3.1%
③規模縮小	122	31.4%
④農業経営をやめる	82	21.1%
無回答	5	1.3%
合計	388	100.0%

1-1.現在の農地について将来の活用

＜質問1-1＞

御自身の農地について、今後どのように活用する予定ですか。次の中から一番近いものを1つを選んで○をつけてください。

「④」選択

項目	実数	%
①相続や後継者への引継ぎ	17	20.7%
②売却したい	12	14.6%
③貸したい	4	4.9%
④将来農業以外の用途を予定している	11	13.4%
⑤わからない・未定	37	45.1%
無回答	1	1.2%
合計	82	100.0%

7 参考資料 (3) 市内農業従事者アンケート

2. 今後優先して取り組みたいこと

<質問2>

今後優先して取り組みたいと考えていることは何ですか。次の中から最大3つまで番号に○をつけてください。

項目	実数	%
①農業所得の向上	95	24.5%
②生産拡大	14	3.6%
③設備更新、設備投資	19	4.9%
④農地の借り入れ	4	1.0%
⑤農地の取得	8	2.1%
⑥農業従業者の確保（パート、アルバイト、援農ボランティア）	32	8.2%
⑦労働時間の削減、休日の確保	56	14.4%
⑧栽培作物や栽培方法の転換、優良品種の採用	61	15.7%
⑨農畜産物の高品質化・ブランド化	15	3.9%
⑩観光農園（摘み取り）及び体験型農園（農業体験）	24	6.2%
⑪6次産業化（加工、農家レストランの経営等）	2	0.5%
⑫後継者の育成・技術の継承	56	14.4%
⑬相続	124	32.0%
⑭特定生産緑地の指定や継続（更新）	43	11.1%
⑮農地の貸し出し	42	10.8%
⑯農地の売却	26	6.7%
⑰農業を通じた地域社会への貢献（中学校給食への農産物供給、食育活動等）	20	5.2%
⑱特になし	111	28.6%
⑲その他	14	3.6%

7 参考資料 (3) 市内農業従事者アンケート

V.市街化区域に農地を所有する方

＜概要＞ 生産緑地地区として指定されない理由について、「面接要件を満たしていない」が40.4%と最も多く、続いて「将来農業以外の用途を予定しているため」が34.0%、「接道要件を満たしていない」が17.0%です。

1.生産緑地地区制度の要件により指定できない農地の所有状況

＜質問1＞

「生産緑地地区制度」を活用するにあたり、面積要件や接道要件等の理由で指定されていない農地がありますか。

項目	実数	%
①はい	47	12.1%
②いいえ	211	54.4%
無回答	130	33.5%
合計	388	100.0%

1-1.生産緑地地区として指定されない理由

＜質問1-1＞

農地が生産緑地地区として指定されない理由として、あてはまるものにすべてに○をつけてください。

項目	実数	%
①面積要件を満たしていない	19	40.4%
②接道要件を満たしていない	8	17.0%
③将来農業以外の用途を予定しているため	16	34.0%
④わからない	7	14.9%

7 参考資料 (3) 市内農業従事者アンケート

VI. 農業に関する相談等

＜概要＞ 農業経営や農業技術で困ったときの対応について、「他者及び団体に質問・相談する」が47.7%と最も多く、続いて「自身で調べる・解決する」が27.8%、「特に困ったことがない」が12.6%でした。

1. 農業経営や農業技術で困ったときの対応について

＜質問 1＞

農業経営（融資や補助金の活用など）や農業技術（生産手法や病虫害防除等）で困った場合にどのように対応しますか。あてはまるもの1つを選んで○をつけてください。

項目	実数	%
①自身で調べる・解決する	108	27.8%
②他者及び団体に質問・相談する	185	47.7%
③特に困ったことがない	49	12.6%
④わからない	28	7.2%
無回答	18	4.6%
合計	388	100.0%

7 参考資料 (3) 市内農業従事者アンケート

1-1.相談相手

<質問1-1>

「上記1」で「他者及び団体に質問・相談する」場合、だれに相談しますか。相談が多い順に、該当するものを最大3つまで選んで、1番目から3番目まで順をつけてお答えください。

1番目に相談

項目	実数	%
①同一経営体の家族及び親戚並びに従業員等	25	13.7%
②同一経営体でない家族及び親戚	13	7.1%
③他の農業経営体（営農管理組合含む）	16	8.7%
④JA	110	60.1%
⑤川崎市（農業技術支援センター）	10	5.5%
⑥神奈川県横浜川崎地区農政事務所	0	0.0%
⑦神奈川県農業技術センター	3	1.6%
⑧農業経営士	0	0.0%
⑨JA以外の金融機関	0	0.0%
⑩税理士	5	2.7%
⑪その他	1	0.5%
合計	183	100.0%

2番目に相談

項目	実数	%
①同一経営体の家族及び親戚並びに従業員等	13	8.5%
②同一経営体でない家族及び親戚	14	9.2%
③他の農業経営体（営農管理組合含む）	6	3.9%
④JA	43	28.1%
⑤川崎市（農業技術支援センター）	41	26.8%
⑥神奈川県横浜川崎地区農政事務所	10	6.5%
⑦神奈川県農業技術センター	10	6.5%
⑧農業経営士	1	0.7%
⑨JA以外の金融機関	0	0.0%
⑩税理士	15	9.8%
⑪その他	0	0.0%
合計	153	100.0%

3番目に相談

項目	実数	%
①同一経営体の家族及び親戚並びに従業員等	7	7.0%
②同一経営体でない家族及び親戚	7	7.0%
③他の農業経営体（営農管理組合含む）	3	3.0%
④JA	10	10.0%
⑤川崎市（農業技術支援センター）	15	15.0%
⑥神奈川県横浜川崎地区農政事務所	8	8.0%
⑦神奈川県農業技術センター	20	20.0%
⑧農業経営士	2	2.0%
⑨JA以外の金融機関	2	2.0%
⑩税理士	23	23.0%
⑪その他	3	3.0%
合計	111	100.0%

7 参考資料 (3) 市内農業従事者アンケート

VII.市内の農業政策（川崎市、JAセレサ川崎含む）について

＜概要＞市内の農業政策について知っているかという問いについて、最も多い回答は「地産地消に係る取組」の68.8%であり、次いで、「市民の農業体験や農業関連イベントの促進」の50.5%、「認定農業者や新規就農者への支援」及び「農地の貸し借りに係る取組」が47.2%でした。

1. (1) 市内の農業政策について知っているかどうか

＜質問1 (1)＞

『知っている、聞いたことがある』場合に、下記の回答欄に○を記入してください。

項目	実数	%
①認定農業者や新規就農者への支援	183	47.2%
②経営補助や農業における作業負担の軽減等	141	36.3%
③農地の貸し借りに係る取組	183	47.2%
④環境保全型農業に係る取組	169	43.6%
⑤農地の適正利用に係る取組	132	34.0%
⑥農業用施設の修繕や更新	90	23.2%
⑦地産地消に係る取組	267	68.8%
⑧市民の農業体験や農業関連イベントの促進	196	50.5%

7 参考資料 (3) 市内農業従事者アンケート

1. (1) 市の農業政策について知っているかどうか

<質問1(2)>

『申し込みや利用、または参加の状況』の欄について該当するものに1つだけ○を記入してください。

①認定農業者や新規就農者への支援

項目	実数	%
1.申し込みや利用、または参加している	18	9.8%
2.今はしていないが申し込みや利用、または参加したい	16	8.7%
3.過去にしていたが現在は申し込みや利用、または参加はしていない	15	8.2%
4.特に必要としない	96	52.5%
無回答	38	20.8%
合計	183	100.0%

②経営補助や農業における作業負担の軽減等

項目	実数	%
1.申し込みや利用、または参加している	27	19.1%
2.今はしていないが申し込みや利用、または参加したい	22	15.6%
3.過去にしていたが現在は申し込みや利用、または参加はしていない	15	10.6%
4.特に必要としない	60	42.6%
無回答	17	12.1%
合計	183	100.0%

③農地の貸し借りに係る取組

項目	実数	%
1.申し込みや利用、または参加している	24	13.1%
2.今はしていないが申し込みや利用、または参加したい	26	14.2%
3.過去にしていたが現在は申し込みや利用、または参加はしていない	2	1.1%
4.特に必要としない	101	55.2%
無回答	30	16.4%
合計	183	100.0%

④環境保全型農業に係る取組

項目	実数	%
1.申し込みや利用、または参加している	75	44.4%
2.今はしていないが申し込みや利用、または参加したい	18	10.7%
3.過去にしていたが現在は申し込みや利用、または参加はしていない	12	7.1%
4.特に必要としない	45	26.6%
無回答	19	11.2%
合計	183	100.0%

7 参考資料 (3) 市内農業従事者アンケート

⑤農地の適正利用に係る取組

項目	実数	%
1.申し込みや利用、または参加している	38	28.8%
2.今はしていないが申し込みや利用、または参加したい	3	2.3%
3.過去にしていたが現在は申し込みや利用、または参加はしていない	5	3.8%
4.特に必要としない	61	46.2%
無回答	25	18.9%
合計	132	100.0%

⑥農業用施設の修繕や更新

項目	実数	%
1.申し込みや利用、または参加している	12	13.3%
2.今はしていないが申し込みや利用、または参加したい	15	16.7%
3.過去にしていたが現在は申し込みや利用、または参加はしていない	3	3.3%
4.特に必要としない	42	46.7%
無回答	18	20.0%
合計	90	100.0%

⑦地産地消に係る取組

項目	実数	%
1.申し込みや利用、または参加している	108	40.4%
2.今はしていないが申し込みや利用、または参加したい	9	3.4%
3.過去にしていたが現在は申し込みや利用、または参加はしていない	20	7.5%
4.特に必要としない	77	28.8%
無回答	53	19.9%
合計	267	100.0%

⑧市民の農業体験や農業関連イベントの促進

項目	実数	%
1.申し込みや利用、または参加している	34	17.3%
2.今はしていないが申し込みや利用、または参加したい	15	7.7%
3.過去にしていたが現在は申し込みや利用、または参加はしていない	11	5.6%
4.特に必要としない	97	49.5%
無回答	39	19.9%
合計	196	100.0%

7 参考資料 (3) 市内農業従事者アンケート

2 新しい農業振興計画に期待すること

<質問2>

令和8年から川崎市農業振興計画が刷新される予定であり、それに伴い、「拡充」または「新規」で行う農業施策を検討中です。次の①～⑫の項目のうち、期待するものはどれですか。該当するものに○を記入ください（複数回答可）

項目	実数	%
①農業収入拡大に向けた支援	93	24.0%
②経験の浅い農業者に向けたフォローの強化	105	27.1%
③農地の貸し借りが更にしやすくなるような環境づくり	112	28.9%
④新しく農地を整備するための支援	81	20.9%
⑤多摩川梨やその他伝統的な特産品の栽培支援	57	14.7%
⑥「かわさきそだち」や市内の特産品の強化	90	23.2%
⑦環境との調和や持続可能な農業の推進	127	32.7%
⑧作業負担軽減のためのロボット等の活用	63	16.2%
⑨農業が抱える問題を解決する知識や最新技術	73	18.8%
⑩農業技術支援センターの再整備	54	13.9%
⑪市内での自主的な農業イベントの開催	29	7.5%
⑫インターネットを通じた農業者の情報の一覧化	47	12.1%

7 参考資料 (3) 市内農業従事者アンケート

VIII.1.最後に

＜概要＞ 農業を行う上での魅力や“やりがい”、モチベーションについて、最も多い回答は「家業として継いだ責任や意義があるから」の29.7%であり、次いで、「農地の相続が大切だから」の20.9%、「農作業が楽しい・好きだから」が11.3%でした。

＜質問1＞

農業を行う上での魅力や“やりがい”、モチベーションはなんですか。該当するものを最大3つ選択いただき、1番目から3番目まで順をつけてお答えください。

1 番目

項目	実数	%
①農業収入があるから	39	10.7%
②自身や家族が望む経営だから	12	3.3%
③農地の相続が大切だから	76	20.9%
④家業として継いだ責任や意義があるから	108	29.7%
⑤生産する農産物等に自身があるから	8	2.2%
⑥市内農産物やその加工品に価値を感じているから	5	1.4%
⑦お客様の喜ぶ顔が見たいから	32	8.8%
⑧農作業が楽しい・好きだから	41	11.3%
⑨地域の豊かな農環境を維持するなどの農業の多面的な機能の維持の為	11	3.0%
⑩特にない	24	6.6%
⑪わからない	4	1.1%
⑫その他	4	1.1%
合計	364	100.0%

2 番目

項目	実数	%
①農業収入があるから	13	4.1%
②自身や家族が望む経営だから	12	3.8%
③農地の相続が大切だから	47	14.9%
④家業として継いだ責任や意義があるから	71	22.5%
⑤生産する農産物等に自身があるから	20	6.3%
⑥市内農産物やその加工品に価値を感じているから	11	3.5%
⑦お客様の喜ぶ顔が見たいから	54	17.1%
⑧農作業が楽しい・好きだから	30	9.5%
⑨地域の豊かな農環境を維持するなどの農業の多面的な機能の維持の為	34	10.8%
⑩特にない	10	3.2%
⑪わからない	9	2.9%
⑫その他	4	1.3%
合計	315	100.0%

7 参考資料 (3) 市内農業従事者アンケート

3 番目

項目	実数	%
①農業収入があるから	13	4.8%
②自身や家族が望む経営だから	11	4.1%
③農地の相続が大切だから	26	9.6%
④家業として継いだ責任や意義があるから	32	11.8%
⑤生産する農産物等に自身があるから	15	5.5%
⑥市内農産物やその加工品に価値を感じているから	10	3.7%
⑦お客さんの喜ぶ顔が見たいから	47	17.3%
⑧農作業が楽しい・好きだから	44	16.2%
⑨地域の豊かな農環境を維持するなどの農業の多面的な機能の維持の為	44	16.2%
⑩特にない	15	5.5%
⑪わからない	8	3.0%
⑫その他	6	2.2%
合 計	271	100.0%

7 参考資料 (4) 委員名簿及び経過

川崎市次期農業振興計画推進委員会名簿及び経過

①川崎市次期農業振興計画推進委員会名簿

	区分	所属	氏名
1	学識経験者	明治大学農学部教授	橋口 卓也
2		東京農業大学国際食料情報学部准教授	山田 崇裕
3	農業団体	セレサ川崎農業協同組合 代表理事組合長	梶 稔
4	農業に従事する者	黒川営農団地管理組合	志村 政幸
5		岡上営農団地管理組合	薙澤 正巳
6		早野農地管理組合	矢崎 雅博
7		川崎市女性農業担い手の会「あかね会」	秋元 裕子
8		川崎市農業青年協議会	松澤 大地
9	関係団体の役職員	川崎商工会議所	萩原 ひとみ
10		特定非営利活動法人川崎市障害福祉施設事業協会	横山 裕一
11		一般社団法人神奈川県情報サービス産業協会	小湊 宏之
12		川崎市全町内会連合会 理事	米山 福吉
13		川崎市生活協同組合運営協議会 会長	福本 良子
14	市民代表	公募	武田 聡
15		公募	藤木 知世子
16	神奈川県	神奈川県横浜川崎地区農政事務所 地域農政推進課長	山中 朗子

7 参考資料 (4) 委員名簿及び経過

川崎市次期農業振興計画推進委員会名簿及び経過

②川崎市農業振興計画推進委員会 次期農業振興計画策定部会名簿

	区分	所属	氏名
1	学識経験者	明治大学農学部教授	橋口 卓也
2	市民代表	ten株式会社 代表取締役	丸山 佑樹
3		かわさき・食と農のコミュニティ	清水 まゆみ

③川崎市農業振興計画推進委員会の経過

令和6(2024)年度開催	日時	内容
第1回推進委員会	令和6(2024)年8月2日 JAセレサ梶ヶ谷ビル3階会議室	・次期農業振興計画策定部会の設置について
第1回策定部会	令和6(2024)年9月30日 JAセレサ梶ヶ谷ビル3階会議室	・次期農業振興計画策定における都市農業施策の方向性について ・次期農業振興計画策定等支援業務について
第2回策定部会	令和6(2024)年11月25日 JAセレサ梶ヶ谷ビル3階会議室	・次期農業振興計画策定に向けた方向性
第2回推進委員会	令和6(2024)年12月24日 JAセレサ梶ヶ谷ビル3階会議室	・農業振興計画及び次期計画策定に向けたスケジュールについて ・次期農業振興計画における重点課題や施策の方向性等について
第3回策定部会	令和7(2025)年2月4日 JAセレサ梶ヶ谷ビル3階会議室	・次期農業振興計画策定に向けた方向性
第3回推進委員会	令和7(2025)年3月24日 JAセレサ梶ヶ谷ビル3階会議室	・次期農業振興計画における基本的な考え方について

7 参考資料 (4) 委員名簿及び経過

川崎市次期農業振興計画推進委員会名簿及び経過

③川崎市農業振興計画推進委員会の経過

令和7(2025)年度開催	日時	内容
第1回策定部会	令和7(2025)年7月7日 JAセレサ梶ヶ谷ビル3階会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・次期農業振興計画の基本的な考え方について ・次期農業振興計画における重点施策について ・施策の内容・目標となる指標について
第1回推進委員会	令和7(2025)年7月28日 JAセレサ梶ヶ谷ビル3階会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・次期農業振興計画策定に向けた基本的な考え方について ・次期農業振興計画の案について（重点施策のみ） ・施策の内容・目標となる指標について
第2回策定部会	令和7(2025)年9月30日 JAセレサ梶ヶ谷ビル3階会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・（仮称）次期「川崎市農業振興計画」の案について
第2回推進委員会	令和7(2025)年10月9日 JAセレサ梶ヶ谷ビル3階会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・（仮称）次期「川崎市農業振興計画」の案について
第3回策定部会	令和7(2025)年11月19日 JAセレサ梶ヶ谷ビル3階会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・「川崎市農業振興計画」の案について
第3回推進委員会	令和8(2026)年2月4日 JAセレサ梶ヶ谷ビル3階会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市農業振興計画（案）の策定に対するパブリックコメント手続の実施結果について ～速報版～ ・現行の「川崎市農業振興計画」の総括



©中本竹識

「川崎市農業振興計画」案
令和8年3月発行

編集・発行 川崎市経済労働局都市農業振興センター
〒213-0015 川崎市高津区梶ヶ谷2-1-7
電話 044-860-2462 FAX 044-860-2464



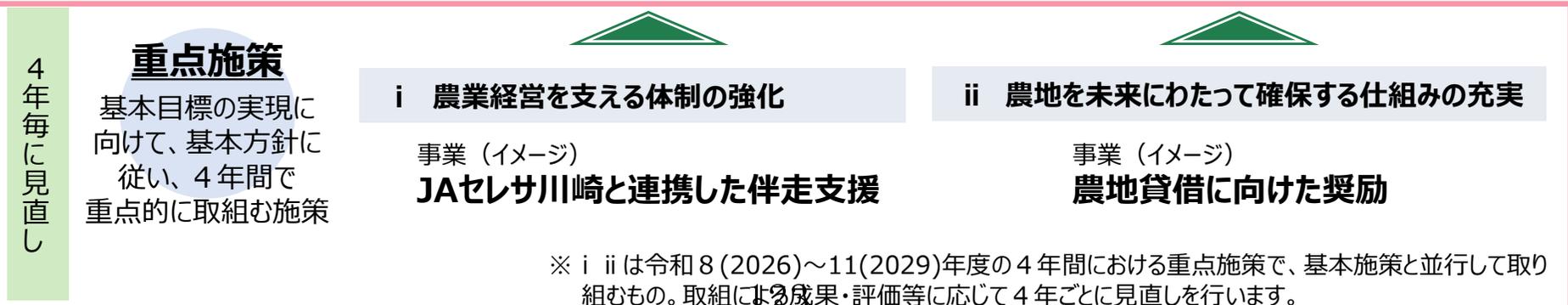
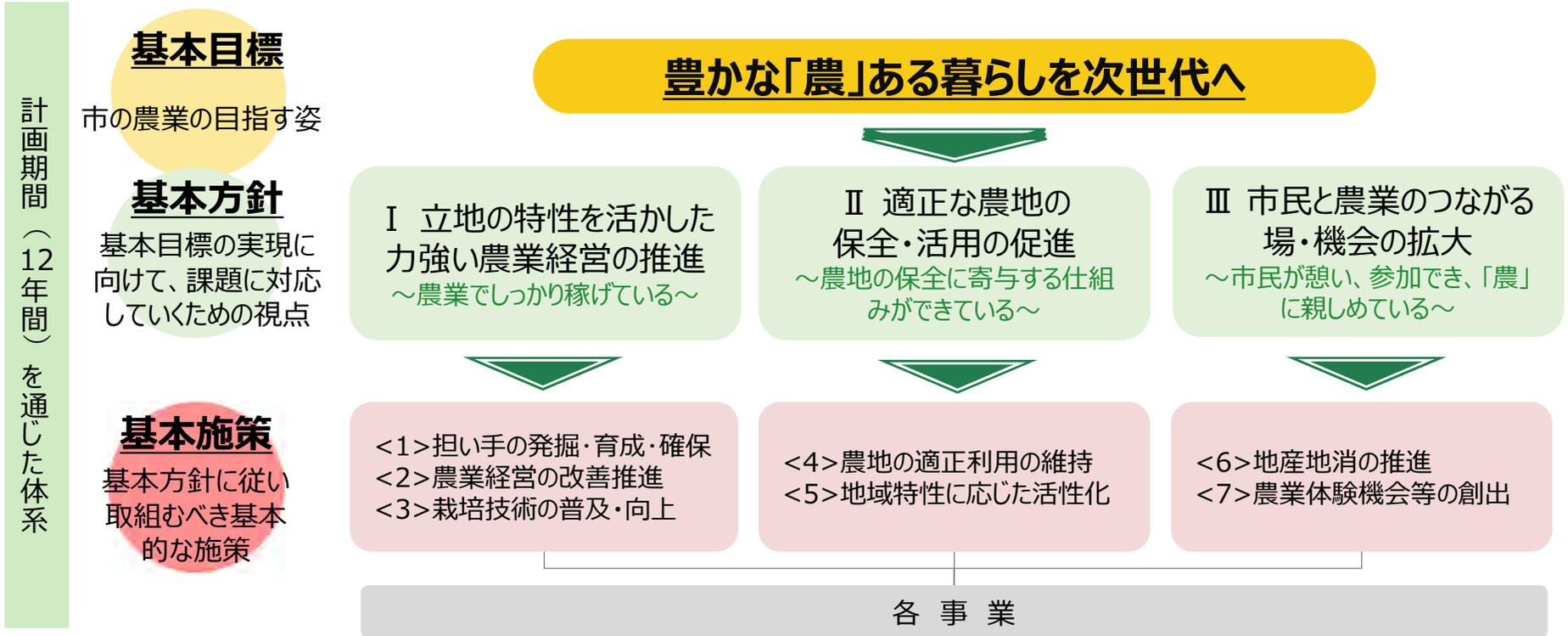
別冊：重点施策について
[令和8(2026)～令和11(2029)年度]



令和8年3月12日
川崎市 経済労働局

1 重点施策の概要

1. 基本目標の実現に向けて効果的に施策を推進するため、4年間で重点的に取り組む施策を「重点施策」と位置づけ、4年ごとに取組の結果を評価し、附属機関の審議等を踏まえて見直しを行います。
2. 令和8(2026)年度から11(2029)年度までの4年間においては、農業者数・農地の減少が加速する恐れへの危機感を持った対応として、農業経営の基盤となる「農業者」と「農地」の確保に向けた次の2つを重点施策とします。



1 重点施策の概要

1. 基本目標の実現に向けて効果的に施策を推進するため、4年間で重点的に取り組む施策を「重点施策」と位置づけ、4年ごとに取組の結果を評価し、附属機関の審議等を踏まえて見直しを行います。
2. 令和8(2026)年度から11(2029)年度までの4年間においては、農業者数・農地の減少が加速する恐れへの危機感を持った対応として、農業経営の基盤となる「農業者」と「農地」の確保に向けた次の2つを重点施策とします。

i 農業経営を支える体制の強化

<課題感>

- ① 現状把握と個別対応の必要性
- ② 所得向上への総合的支援
- ③ “伴走型”支援の推進
- ④ JAセレサ川崎との連携強化
- ⑤ 認定農業者を目指す層への支援

事業イメージ

JAセレサ川崎と連携した
伴走支援 など

ii 農地を未来にわたって確保する仕組みの充実

<課題感>

- ① 規模縮小・離農の傾向
- ② 相続・貸出しが優先課題
- ③ 農地貸借の促進
- ④ 農地流動化への意識醸成
- ⑤ 丁寧なマッチング支援
- ⑥ 遊休農地等の整備の課題

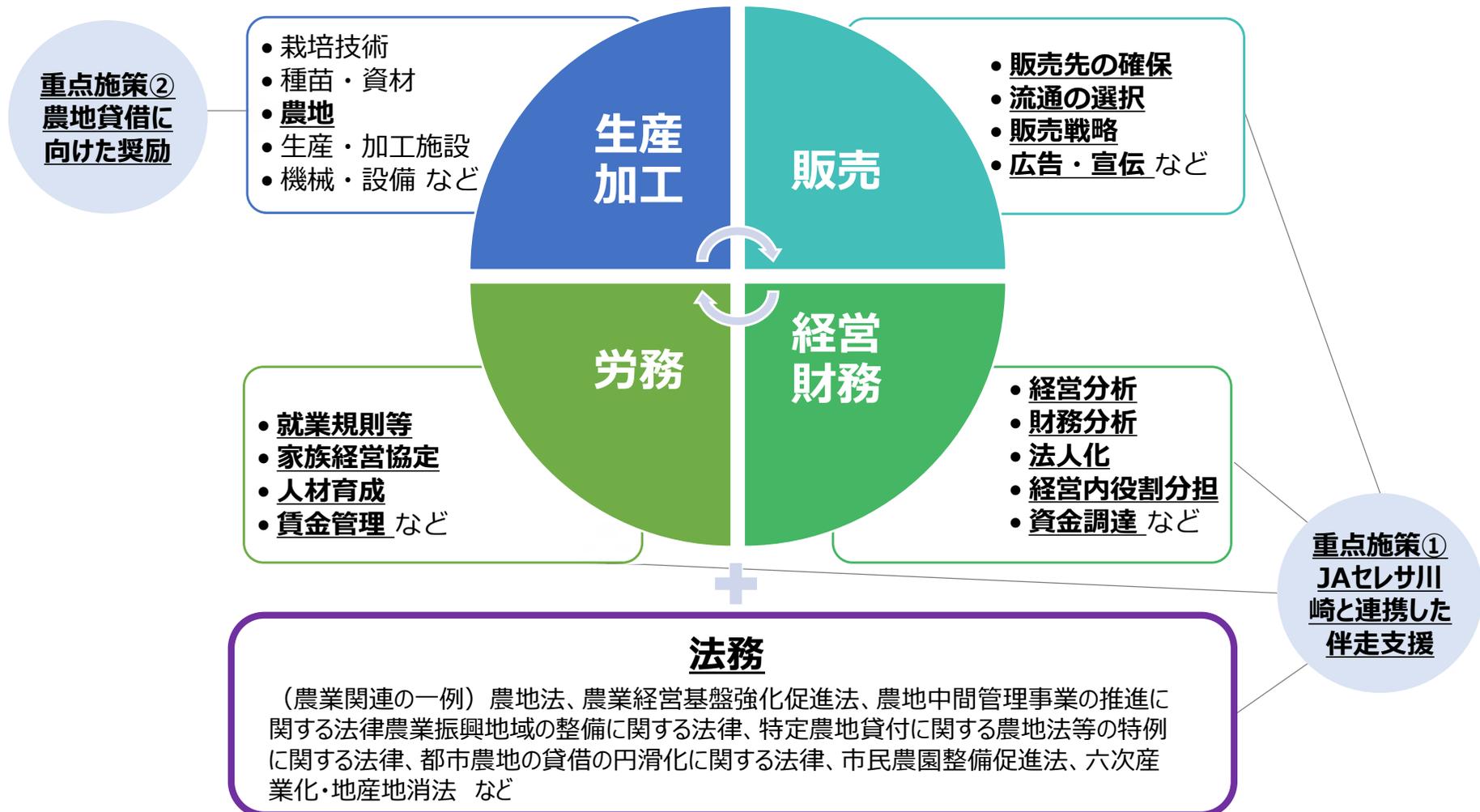
事業イメージ

農地貸借に向けた奨励 など

1 重点施策の概要

農業経営を支える基盤のイメージ

1. 農業経営には農産物供給の基盤である「生産加工」のみならず、他産業と同様に「販売」、「経営財務」、「労務」の面のフォローが必要です。その他、農業全般や農地に関する法律などが複雑に絡み合っているため、「法務」の面においてもフォローが必要です。
2. そのため、JAセレサ川崎と連携し、農業経営を包括・総合的に支援できる施策を拡充します。

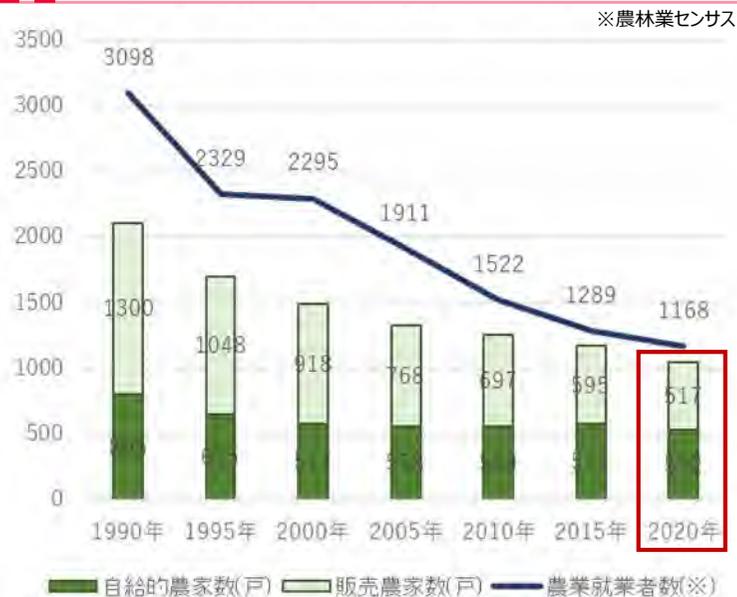


2 現状と課題の整理

(1) 農業者の現状

- ① 市内の農家数は、1,049戸で、半数の517戸が販売農家（経営面積10aまたは販売額50万円以上の個人）です。（図-1）
- ② **農家数は過去10年間で208戸（約16%）減少しており、販売農家の減少率は約26%と、自給的農家の減少率約5%を大きく上回ります。**農家数の減少理由としては、自身の高齢化・傷病のほか、後継者の技術・販路・農業者間ネットワーク・周辺環境への配慮等への不安感、施設・機器の故障等があります。
- ③ 経営主の年齢階層別にみると、**経営主が60歳以上の経営体が全体の約85%を占めています。約30%の経営体は後継者がいません。**（図-2,図-3）

図-1 農家数・農業就業者の推移



※農業従事者数について、2020年は調査方式が変わったため参考値。2015年までは販売農家の「年齢別農業就業人口（自営農業に主として従事した世帯員数）」。2020年から調査方式が変わり、個人経営体の「農業の従事日数階層別の農業に60日以上従事した世帯員、役員・構成員（経営主を含む）数」

図-2 経営主の年齢階層別割合

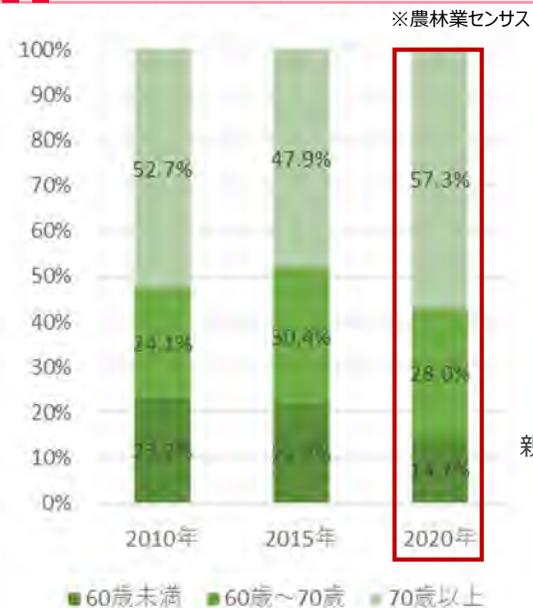
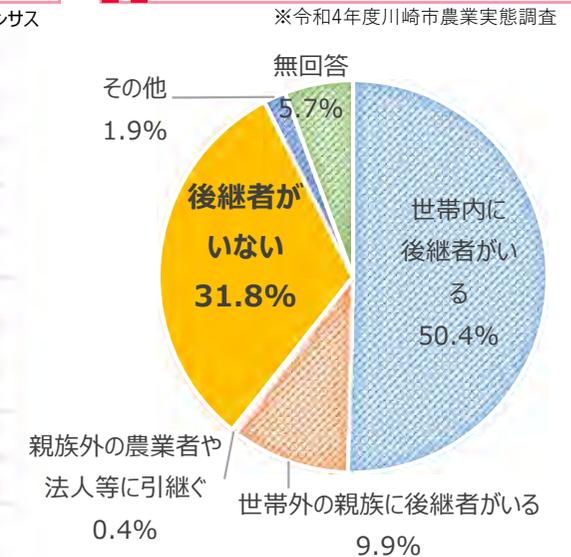


図-3 後継者の有無



2 現状と課題の整理

(2) 農地の現状

- ① 市内の農地は、501.2ha（市域の約3.5%）で、過去**30年間で半減**。近年は減少幅は鈍化しています。**減少原因は、相続に伴う農地転用・売買などがあります。**また、**遊休農地は0.59haで、近年横ばいで推移しています。**（図-4、図-7）
- ② 都市計画区域別にみると、農地の65%は市街化区域に所在しており、**生産緑地は248.9ha（市内農地全体の約5割）**です。市街化調整区域に所在する農地は全体の35%で、農業上の利用が求められる**農業振興地域は107.3ha（市内農地全体の約21%）**です。（図-5、図-6）
- ③ 市街化調整区域内農地の農地貸借の設定面積（農業経営基盤促進法等）は、令和6年度は**13.2haで、増加傾向にあります。**

図-4 農地面積の推移

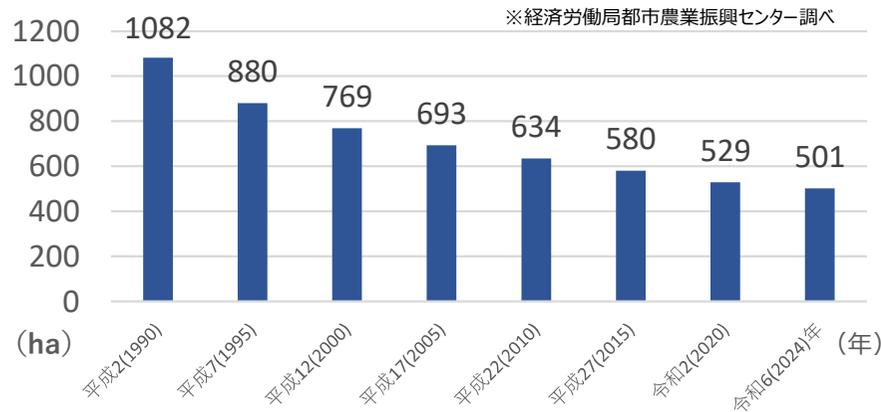


図-5 都市計画区域別 農地面積の推移

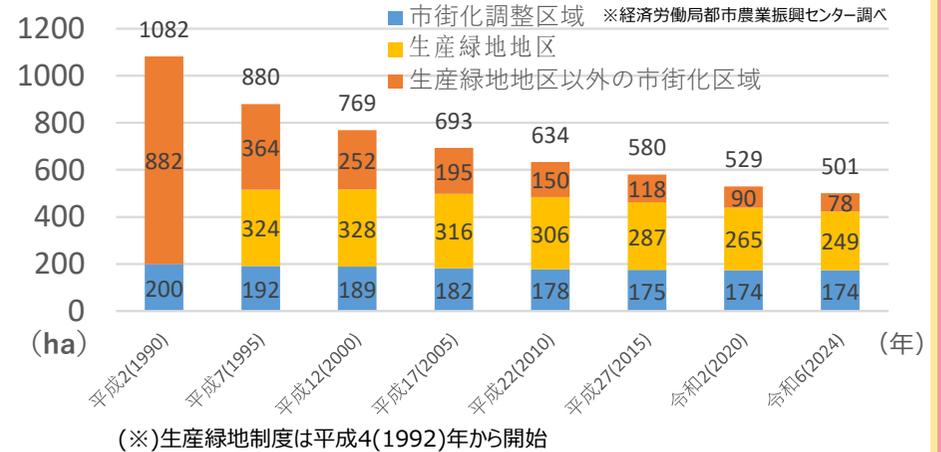


図-6 市内総農地面積(501.2ha)の内訳

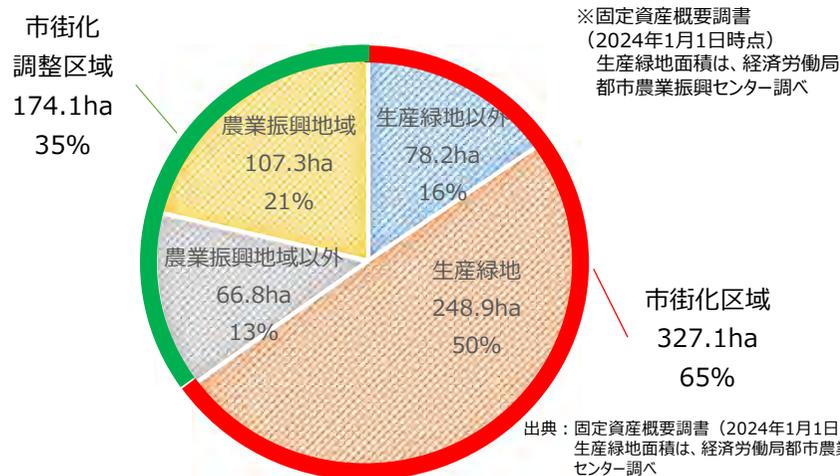
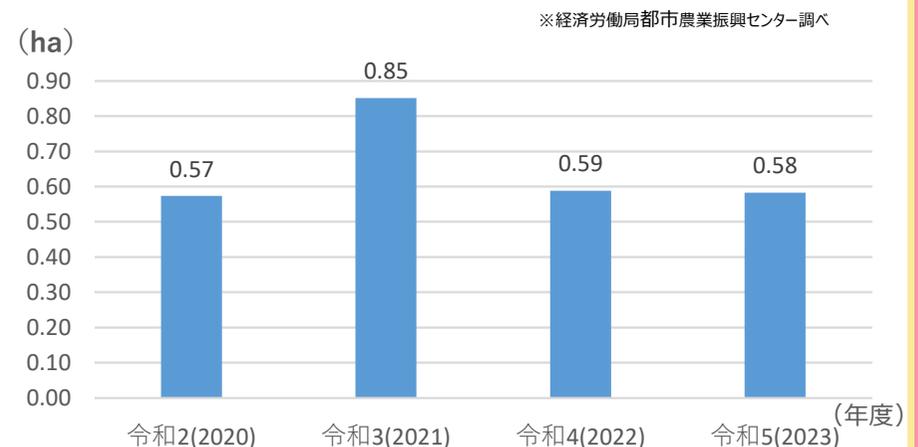


図-7 遊休農地面積の推移



2 現状と課題の整理

(3) 課題と重点施策の事業イメージ

農業者

<課題1.現状把握と個別対応の必要性>

- 農業者の減少を抑制するためには、多様な農業者の現状、課題を丁寧に把握し、それぞれに応じた対応が必要です。

<課題2.所得向上への総合的支援>

- 市内農業者アンケートでは、10年後も農業を続けたいと考える人の多くが「農業所得の向上」を重視しており、営農指導・技術支援だけでなく、税制や資産管理等を含めた総合的な支援が必要です。

<課題3.「伴走型」支援の推進>

- 営農を継続する理由として「相続」や「義務感」による農業者が多く、経営改善に自発的に取り組む農業者は限定的です。
- そのため、積極的な働きかけによる「伴走支援」の推進が重要です。

<課題4.JAセレサ川崎との連携強化>

- 困った時の最初の相談先としてJAセレサ川崎と答えた農業者が過半数を占めることから、JAセレサ川崎との連携体制の強化が必要です。

<課題5.認定農業者を目指す層への支援>

- 認定農業者の経営体数は平成26年度以降で倍増するなど、これまでの施策による成果が現れており、継続的な支援が必要です。
- 今後は、「認定農業者を目指す層」の農業経営を支えることが重要であり、特に「新規就農者」や「販売農家」への支援強化が重要となります。

事業イメージ

JAセレサ川崎と連携した
伴走支援 など

農地

<課題1.規模縮小・離農の傾向>

- 市内農業者アンケートでは、農業収入に関わらず、「規模縮小」や「農業経営をやめる（＝離農）」を考えている農業者が一定数存在しており、特に農業収入が100万円未満の農業者では、過半数が「規模縮小」または「農業経営をやめる（＝離農）」を選択しています。

<課題2.相続・貸出しが優先課題>

- この層の農業者は「相続」「農地の貸出し・売却」などを優先したいと考えており、『営農意欲』や『やりがい』よりも、「義務感」で農業を続けている傾向が見られます。

<課題3.農地貸借の促進>

- これらの農業者の農地を、意欲ある農業者に引き継げるよう、農地の貸借を促進する仕組みが必要（農地保全にもつながる）です。

<課題4.農地流動化への意識醸成>

- 一方、拡大意向があるなど意欲的な農業者も存在するものの、貸し出せる農地が足りない状況。農地流動化に向けて、農地貸借への抵抗感の緩和など意識醸成を含めた農地貸借の促進施策を図ることが必要です。

<課題5.丁寧なマッチング支援>

- 借り手・貸し手の面談を経た農地マッチングの取組を継続し、双方が安心して農地の貸し借りをすることができるよう環境整備が必要です。

<課題6.遊休農地等の整備の課題>

- また、遊休農地等の貸出希望があっても、農地の整備負担がネックとなり、借り手が見つからないケースもあるため、農地の適正活用に向けた整備支援も求められています。

事業イメージ

農地貸借に向けた奨励 など

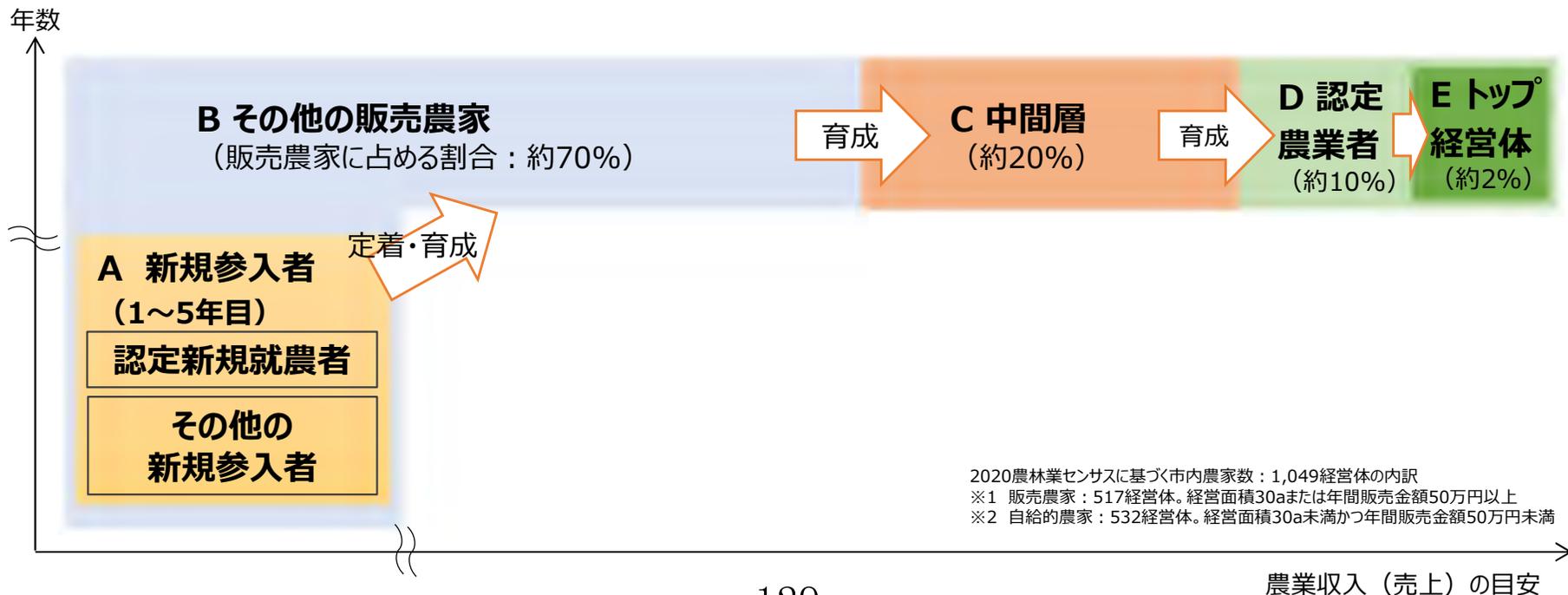
3 重点施策① JAセレサ川崎と連携した伴走支援

(1) 概要

農業経営の拡大を図り、今後の地域農業を担う意欲のある担い手の育成・確保のため、中間層の引き上げを目的に、認定農業者等を対象とした施設整備等への投資を支援する農業経営高度化支援事業を再構成し、次の2点に取り組みます。

- ① 農業経営相談体制の構築
市及びJAセレサ川崎が連携し、中小企業診断士等の専門家を活用した税制や資産管理等を踏まえた総合的な農業経営相談体制の構築を行います。現在、認定農業者及び認定新規就農者（以下、「認定農業者等」という）に限っている経営相談をその他の農業者に拡大するとともに、年間を通じて伴走支援を行えるよう通年型の支援モデルを導入します。また、さらなる経営拡大を目指す農業者向けの小規模な農業経営塾を開催し、先進事例の紹介や経営ノウハウの共有を促します。
- ② 農業者向け補助金の統廃合
専門家による経営相談を踏まえた投資が可能となるよう、その他の農業者を対象とした農業生産振興対策事業補助金（農業施設整備事業、農業機械等整備事業）を農業経営高度化支援事業補助金に統合します。併せて、支援内容の見直しを行い、都市化の進展による鳥獣対策や新規就農者の育成、その他の農業者の経営改善の取組など、新たな課題に対応します。

図-8 販売農家の支援イメージ



3 重点施策① JAセレサ川崎と連携した伴走支援

(2) これまでの取組と事業の成果

認定農業者を中心に、生産性向上や経営改善の取組に対する補助や専門家の活用による支援等を実施した結果、認定農業者の経営体数は、この10年間で、平成26(2014)年度末の27経営体から令和6(2024)年度末の57経営体に倍増しています。

認定農業者等が行う農業経営改善の取組への支援

第1期 農業担い手経営高度化支援事業 平成28(2016)～令和2(2020)年度

■ 事業概要

- ① 新技術導入や作目転換等の施設設備の導入経費への補助
補助上限額 300万円（補助率 1/2）

■ 実績

- ・ 交付：累計18件（約3.6件/年度）

第2期 農業経営高度化支援事業 令和3(2021)年度～

■ 事業概要

- ① 先端技術の導入や作目転換等の施設設備の導入経費
補助上限額 200万円（補助率 1/2）
- ② 販売促進や6次産業化、労働時間の削減等の取組に係る経費
補助上限額 75万円（補助率 1/2）
- ③ 上記補助金のフォローアップや専門家による農業経営相談

■ 実績 ※令和3(2021)～令和6(2024)年度

- ・ 補助金：① 累計17件(約4.3件/年度)
② 累計14件(約3.5件/年度)
- ・ 専門家：③ 累計40件(約10件/年度)

市内農業者の経営安定化の取組への補助

農業生産振興対策事業補助金 平成5(1993)年度～

■ 事業概要

- ① 農業施設の設置費等への補助（予算の範囲内）
 - ・ 園芸施設、生産緑地の農産物加工施設（補助率3/10）
 - ・ 多目的防災網、防葉網（補助率2/10） など
 - ② 農業機械等の導入経費への補助（予算の範囲内）
 - ・ 予冷库・保冷库（補助率4/10）
 - ・ 農業用施設の改良のための資材（補助率2/10） など
- 実績・成果 ※平成28(2016)～令和6(2024)年度
- ・ 交付 累計47件（約5件/年度）

都市農業の特性を活かした多様な農業経営を支援

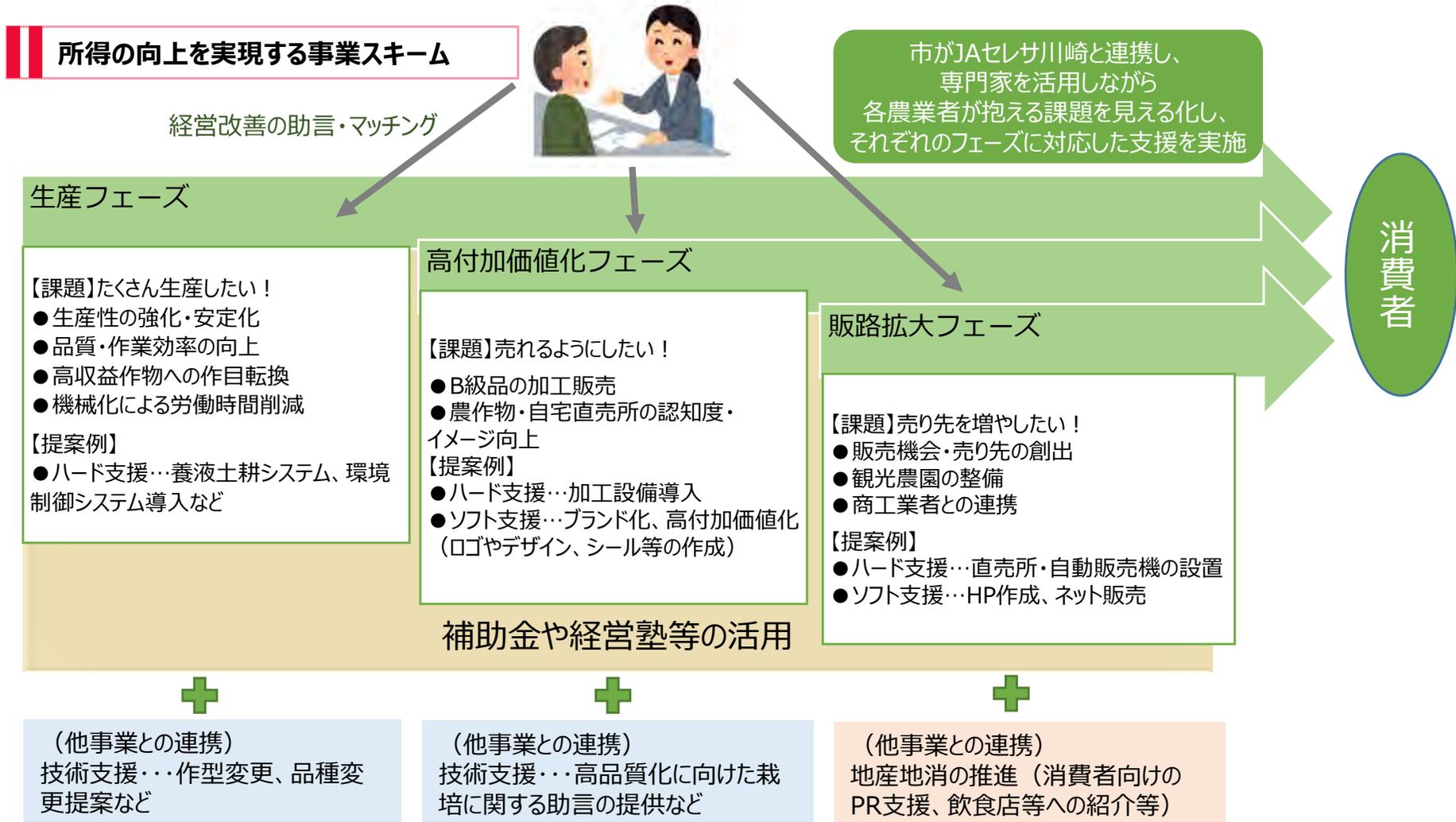


作目転換、6次産業化、労働時間の削減等への支援

3 重点施策① JAセレサ川崎と連携した伴走支援

(5) 農業経営相談体制の構築について (案)

- ① 専門家派遣を活用しながら、積極的な伴走支援（継続的に取り組みの経過を確認し助言等を行う）により、市内農業者による経営改善の取組を補佐します。
- ② 専門家の助言等により、目標達成に必要な課題・問題点の洗い出し、経営体質や販売戦略等の改善を支援し、所得の増加・生産性の向上に繋がります。
- ③ 次期事業では、認定農業者等以外の農業者への支援を取り込み、中長期的な経営改善に取り組むきっかけを提供します。



3 重点施策① JAセレサ川崎と連携した伴走支援

(6) 農業者向け補助金の統廃合について (案)

- ① 2つの補助金を一本化します。
 (統合先) 川崎市農業経営高度化支援事業
 (統合元) 川崎市農業生産振興対策事業 (農業施設整備事業、農業機械等整備事業)
- ② 鳥獣侵入防止対策など周辺環境の負荷軽減対策、新規就農者による農業経営改善の取組を新たに支援します。
- ③ 大型の設備投資には専門家による事前相談を受けていただくよう見直しを行います。

川崎市農業経営高度化支援事業 (案)

※太字下線部分 = 変更予定内容

No.	メニュー	補助対象	対象者
1	生産向上等支援	①先端技術 ②作目転換 ③土地又は労働生産性の向上 ④6次産業化 ⑤経営の安定化 ※専門家の事前相談付き	市内の農業者 ・認定農業者 ・認定新規就農者 ・その他の農業者 (経営面積10a以上 または販売額15万円以上)
2	経営改善支援事業	①市内産農産物の販売促進 ②市内産農産物を使った商品開発 ③労働時間削減に資する事業 (生産に関わるものを除く) ④周辺環境の負荷軽減対策 ・農薬飛散防止対策、鳥獣侵入防止対策、畜産伝染病予防など ⑤新規就農者による農業経営改善 ・農業機械・生産施設など	

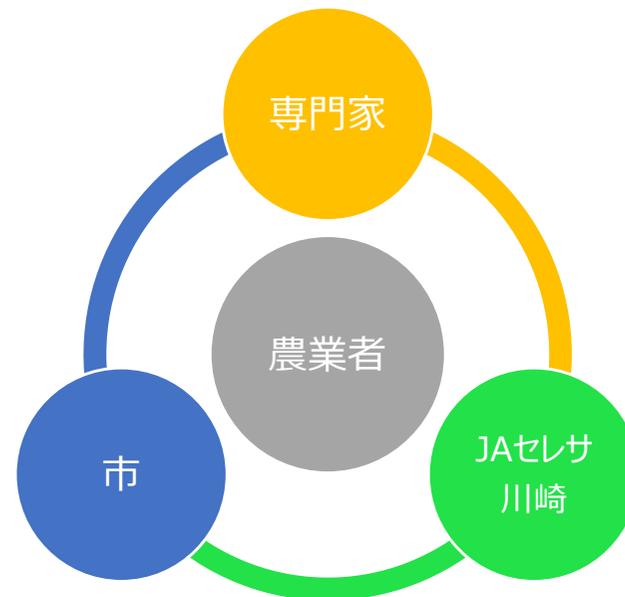
3 重点施策① JAセレサ川崎と連携した伴走支援

(7) 実施体制（案）

- ① JAセレサ川崎の営農経済事業全般の活動指針である「地域農業振興計画」と川崎市農業振興計画との連携を図ることで、JAセレサ川崎との実施体制の構築を進めます。
- ② 市とJAセレサ川崎それぞれの強みを活かして、さらなる連携により、支援制度の周知や利用促進、ニーズの把握、農業者への定期的なフォロー等に取り組みます。
- ③ 関係者による定例会を月2回程度開催し、相談内容の整理や支援方針の決定、情報共有などを行います。

(8) 活動指標

主なアウトプット	指標
認定農業者への支援	毎年度
施設整備・機械導入等に対する支援	毎年度



<参考> 川崎市農業振興計画上、関連する目標

目標	令和6(2024)年度 ※参考	令和11(2029)年度
認定農業者の経営体数	57経営体	65経営体以上

(9) 今後の取組の方向性（案）

立地の特性を活かした力強い農業経営の推進に取り組むとともに、JAセレサ川崎と連携した伴走支援を行うことで、担い手の育成・確保、農業経営の改善に向けた一層の推進を図り、農業経営を支える体制の強化・拡充に繋がります。

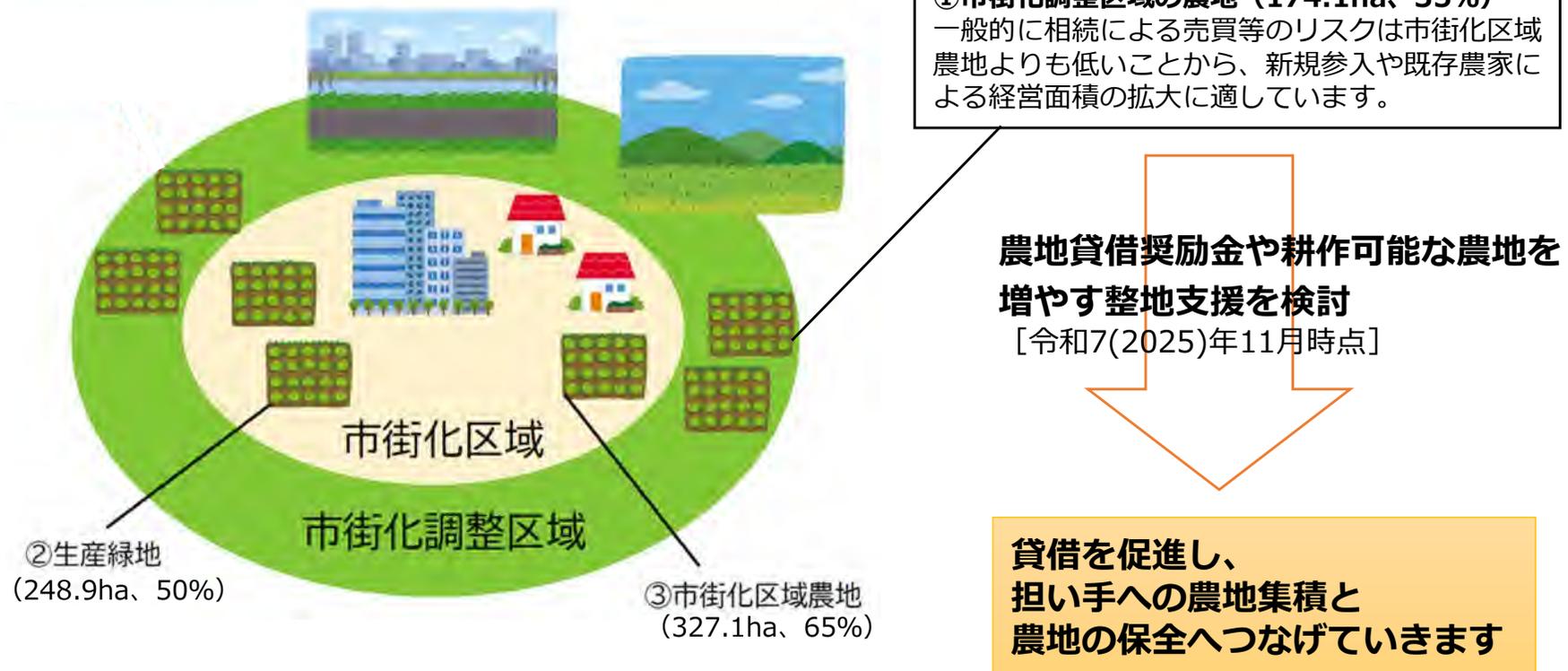
3 重点施策② 農地貸借に向けた奨励

(1) 概要

市内農業者の持続的な農業経営を支援するため、市街化調整区域の農地の貸借を次のとおり促進します。(検討中)

- ① 農地貸借流動化奨励金の新設により、耕作可能な農地の貸借を促します。
- ② 不耕作状態が続いている農地の整地支援を行い、借り手の負担を軽減します。
- ③ JAセレサ川崎や農地中間管理機構(神奈川県農業会議)と連携しながら効果的に事業を実施します。

図-10 取組のイメージ



3 重点施策② 農地貸借に向けた奨励

(2) これまでの取組と事業の成果

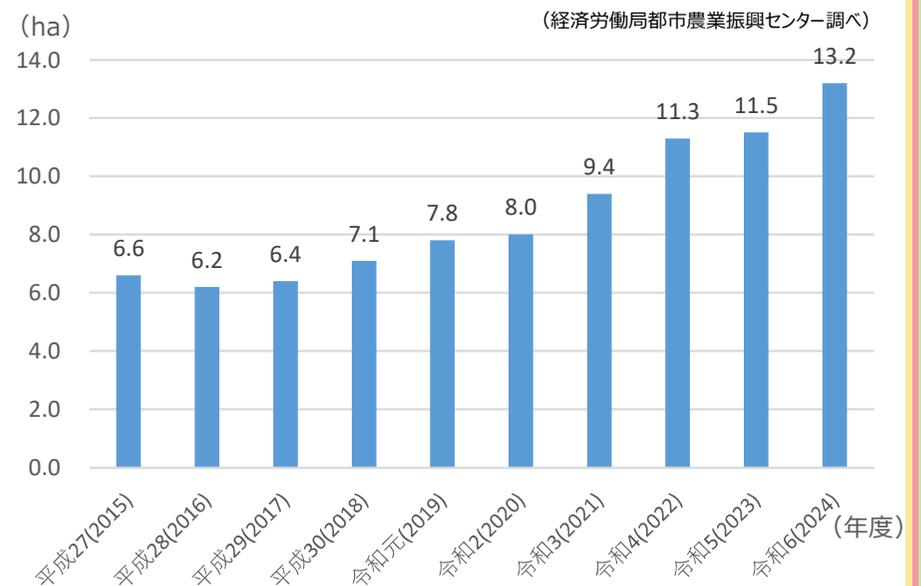
1. 市街化調整区域の農地の貸借要件の明確化及び対象者の拡大
 - ① 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」改定〔令和5(2023)年度〕
 - ② 「川崎市青年等就農計画認定事務処理要領」制定〔令和5(2023)年度〕
2. 借り手の掘り起こし
 - ① 認定農業者など、一定の技術や経験、経営規模を有する農業者を優先にマッチングを実施
 - ② 新規参入者については、JAセレサ川崎と連携しながら、農地マッチング、営農計画書の策定支援、地域農業者への紹介等を実施
3. 農地の貸出希望の掘り起こし
 - ① 今後（10年後）の農地利用に関する意向調査〔令和5(2023)年度実施〕に基づく農地所有者への働きかけ
 - ② JAセレサ川崎による農地マッチング制度の周知

担い手への農地貸借が少しずつ進んでいます

新規就農相談・新規参入実績

項目	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度
相談対応件数（累計）	54件	62件
新規参入者数	3人	3人

図-11 農地貸借（利用権設定）面積の推移



3 重点施策② 農地貸借に向けた奨励

(3) 農地マッチングにおける課題

1. 新規就農希望者からの相談は増えていますが、すぐに利用可能な農地が少なく、貸借につながりにくいという課題があります。
2. 担い手の高齢化により潜在的な貸出希望はあると見込まれますが、平均賃料（例：畑 年間20,600円/10a※）の安さなどの貸借への抵抗感等から実際に貸出希望を届け出る所有者は少ないです。
(※)川崎市農業委員会「川崎市内農地賃借料（令和5(2023)年分）」市街化調整区域(農業振興地域を含む)の畑の場合
3. 農地所有者自身が農業者の場合、義務感や習慣等により高齢になっても農作業を続けており、耕作に不向きな（耕作しにくい）農地から他者へ貸す傾向があります。
4. 新規就農希望者には、収益性が高い果樹や、温暖化の影響を受けにくく、安定的な生産が可能なハウス栽培（例：トマト、イチゴ、観葉植物）が人気ですが、貸借終了時に原状復旧しにくいことから、ハウス設置を前提とした農地貸借について、農地所有者から理解を得られにくい傾向があります。

(4) 支援の方向性

- ① 担い手の確保や育成のため、新規参入や既存農家による経営面積の拡大に適している市街化調整区域の農地の貸借を促進します。
- ② 農地所有者が抱える農地貸借への抵抗感を緩和するため、農地貸借奨励金を新設します。
- ③ 農業経営の拡大に取り組む農業者への集積を優先に、不耕作状態が続いている農地の整地を支援します。



不耕作状態が続いている農地のイメージ



すぐに利用可能な農地のイメージ

3 重点施策② 農地貸借に向けた奨励

(5) 農地貸借奨励金の新設について（案）

取組概要【新規】	対象者
<p>一定の要件を満たす農地貸借を結ぶ際に農地所有者へ奨励金を交付します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 用途区域：市街化調整区域内の農地 ② 貸借期間：3年以上6年未満、6年以上9年未満、9年以上 ③ 対象：新規 ④ その他：農地中間管理機構を介した貸借 	<p>農地所有者</p>

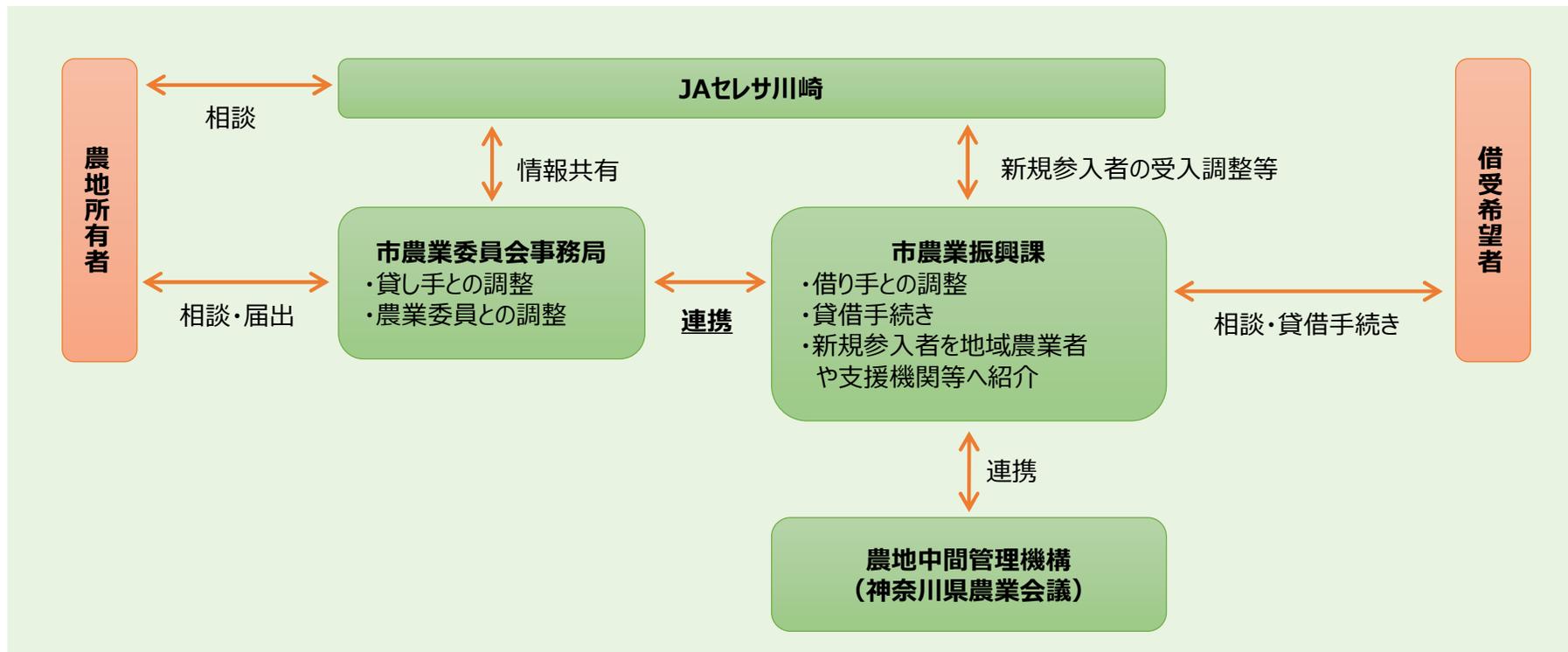
(6) 不耕作状態が続いている農地の整地補助の新設について（案）

取組概要【新規】	対象者
<p>不耕作状態が続いている農地の整地費用の一部補助を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 用途区域：市街化調整区域内の農地 ② 貸借期間：6年以上 ③ 整地内容：樹木の伐採・抜根、深耕・整地、残さ処分等に係る費用 ④ その他の条件 <ul style="list-style-type: none"> ・農地中間管理機構を介した貸借 ・認定農業者など、一定の技術や経営規模を有する農業者への貸借を優先 ・果樹・農業用施設設置可とします。 	<p>農地所有者、農地所有者から承諾を得た借受希望者のいずれか</p>

3 重点施策② 農地貸借に向けた奨励

(7) 実施体制 (案)

川崎市、川崎市農業委員会、JAセレサ川崎、農地中間管理機構（神奈川県農業会議）と連携し、農地の貸出希望の掘り起こしを行い、借受希望者とのマッチングへとつなげていきます。



3 重点施策② 農地貸借に向けた奨励

(8) 活動指標

主なアウトプット	指標
貸借可能農地の掘り起こし	毎年度：6件

＜参考＞川崎市農業振興計画上、関連する目標

目標	令和6(2024)年度 ※参考	令和11(2029)年度
市街化調整区域での農地貸借面積	13.2ha	19.6ha以上

(9) 今後の取組の方向性（案）

1. 適正な農地の保全・活用に取り組むとともに、農地貸借流動化奨励金や不耕作状態が続いている農地の整地支援を行うことで、担い手不在の農地を地域の農業を担う農業者や新規就農者への集積を図り、農地を未来に渡って確保することにつなげます。
2. 奨励金や補助金は、農地貸借を促進するための一時的な取組であり、農業振興計画の4年ごとの見直しに併せて、今後4年間[令和8(2026)～令和11(2029)年度]における成果等を踏まえた必要な見直しを行います。



©中本竹識

「川崎市農業振興計画（別冊）」案
令和8年3月発行

編集・発行 川崎市経済労働局都市農業振興センター
〒213-0015 川崎市高津区梶ヶ谷2-1-7
電話 044-860-2462 FAX 044-860-2464